

第 **19** 号  
2006 January no.19

# 政策情報

Review of public policy, KAWASAKI CITY

# かわさき

## 特集 川崎発「環境」の現在と未来

座談会 新たな時代に対応した自治体環境政策の課題  
～次世代への責任、持続可能な社会をどうつくるのか

田中 充 / 飯田和子 / 小林菊代 / 石渡和夫 / 鈴木直仁 /  
伊藤和良 / [司会] 小宮山健治

川崎の環境行政のあゆみ

これまでの川崎の公害への取り組み 山田健二郎

環境産業育成の視点から

川崎市の環境産業振興施策について 吉澤朋充  
川崎市内の環境産業に取り組む企業について 兒島一嘉

循環を視点とした環境施策から

市域における地球温暖化対策の推進とその課題 伊藤英介  
地域環境から積み上げる循環型社会の姿～廃棄物処理事業の今後をめぐって  
石井亜紀代 / 高橋菜摘 / 鈴木洋昌 / 伊藤孝夫

先行自治体から

日野市のごみ改革 大島康二

首都圏に位置する川崎市の地域環境保全の視点から

水と緑のまちづくりのための様々な取り組み 高田 明

環境教育のためのパートナーシップ

明るい未来をつくる環境教育・学習 吉川サナエ  
地域環境リーダーになって 堀田あや子

環境問題に取り組む川崎市市民文化大使・雨谷麻世さん

川崎市国際環境施策参与のコメント 加藤三郎 / 末吉竹二郎

特集を終えて

政策情報かわさき編集部

## 成

成熟社会を迎え、戦後社会を形成してきた「成長期」の社会システムの転換が求められています。こうした時代にあつて、自治体現場でも、行政改革をめざす政策・制度の開発・研究の取組が、あらゆる職種を通して、職員一人ひとりの課題となつてきています。そのためには、職員個人の自由な発想による創造的意見・提案がなによりも重要になります。本誌の刊行の狙いもそこにあります。行政改革をうながす多様な意見の発表・交流の“ひろば”として、本誌に発表された職員の論稿は、原則として職員個人の意見・提案であることをご理解ください。(編集部)

# 川崎の環境新時代を展望する

川崎市長

阿部孝夫

二一世紀の環境問題は、日常生活や事業活動に起因する環境への負荷が増え続け、地球環境という空間的広がりや将来の世代にわたる影響という時間的な広がりを持っています。利便性や物質的な豊かさを追求した大量生産、大量消費、大量廃棄というこれまでの社会構造は、その代償として、私たちにあって快適な環境を提供してきた身近な緑や水辺の喪失から、異常気象の頻発、地球温暖化の進行に見られるように深刻な弊害を生み出しています。

この問題に対処するため、国際社会が協力して作り上げた枠組みの一つが、一九九七年一二月に採択された「京都議定書」です。この議定書は、採択から七年余を経て昨年の二月に発効し、地球温暖化問題に向けた国際的取組がいよいよ本格化します。

本市はかつて厳しい産業公害に直面し、地域環境を自らの手で守り、安全で健康な市民生活を確保するため、地域住民の要望や必要をより細部にわたって知り得る基礎的自治体として、先駆的な環境政策を展開してきた歴史があります。今日の地方分権の流れの中、地球環境問題の解決のため、市民ニーズを踏まえながら、それぞれの地域の社会経済システムやライフスタイルに関するビジョンを示し、主体的・先取的な施策を果敢に講じていくべき地方自治体の役割と責任は大変重たいものがあります。

本市は昨年三月に、川崎のもつポテンシャルを十分に活かしながら、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」と

いう視点から、川崎再生のための経営プランとして、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」を策定いたしました。この計画は、今後一〇年間を見据えて、計画の実行性の担保と施策の優先順位の明確化を重視しています。新総合計画のまちづくりの基本目標は、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」の実現です。そして、この基本目標の達成に向けて、環境を守り自然と調和したまちづくりのために、地域の持つ特徴や個性を活かしながら生活習慣や価値観、社会的な枠組みを循環型社会にふさわしいものに変えていくことを推進する一方で、活力にあふれ躍動するまちづくりのために、環境に調和した産業の創造や振興、環境に調和した産業活動を推進することを目指しています。

今号の特集は、かけがえのない豊かで快適な環境を次世代に引き継ぐため進められている本市の環境政策を取り上げ、川崎の環境新時代を展望します。環境問題の解決のためには乗り越えなければならない課題が多々あるように思いますが、「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」を機軸として、市民、事業者、研究者、NPOの皆さんと相互に連携・協働しながら、持続可能な地域づくりのための市政運営を着実に展開し、いかなる課題があろうとも、実践によって得た経験知を共有することで、課題解決の道を拓いていきたいと思えます。

特集企画にあたって ⑥

特集 川崎発「環境」の現在と未来

座談会

新たな時代に対応した自治体環境政策の課題

〜次世代への責任、持続可能な社会をどうつくるのか

はじめに

第1部 環境産業

第2部 廃棄物処理事業

第3部 都市の緑行政

第4部 環境における協働の形

「コーディネート」法政大学社会学部教授 田中充／川崎ごみを考える市民連絡会代表 飯田和子

緑の活動団体「野川はあせ」代表、かわさきコーディネーター 小林菊代／環境局廃棄物政策担当参事 石渡和夫

環境局緑政部緑政企画担当副主幹 鈴木直仁／経済局産業振興部新産業創出担当主幹 伊藤和良

「司会」総合企画局政策部長 小宮山健治

川崎の環境行政のあゆみ

これまでの川崎の公害への取り組み

環境産業育成の視点から

川崎市の環境産業振興施策について

川崎市内の環境産業に取り組む企業について

循環を視点とした環境施策から

市域における地球温暖化対策の推進とその課題

地域環境から積み上げる循環型社会の姿

〜廃棄物処理事業の今後をめぐって

先行自治体から

日野市のごみ改革

首都圏に位置する川崎市の地域環境保全の視点から

水と緑のまちづくりのための様々な取り組み

環境教育のためのパートナーシップ

明るい未来をつくる環境教育・学習

環境局公害部企画指導課主査 山田健二郎 23

経済局産業振興部新産業創出担当主査 吉澤朋充 26

経済局産業振興部新産業創出担当 兒島一嘉 29

環境局総務部地球温暖化対策担当 伊藤英介 32

環境局生活環境部廃棄物政策担当 石井亜紀代、高橋菜摘、鈴木洋昌 34

環境局施設部仮称リサイクルパークあさひ建設担当 伊藤孝夫

日野市環境共生部ごみゼロ推進課長 大島康二 40

環境局緑政部緑政課長 高田明 41

環境局総務部環境調整課副主幹 古川サナエ 48

# 地域環境リーダーになつて

インタビュー

環境問題に取り組む川崎市市民文化大使・雨谷麻世さん(ソプラノ歌手)

55

地域環境リーダー 堀田あや子 54

川崎市国際環境施策参与のコメント

川崎市で進行している「環境産業革命」

加藤二郎 56

環境を巡る金融界の動向

末吉竹二郎 56

特集を終えて

政策情報かわさき編集部 58

## 《本市の政策展開から》

川崎市総合コンタクトセンターについて

総務局市民情報室市民の声担当主査 荒木孝之 59

協働による都市景観形成と市民自治の取り組みについて

「あさお落書き消し隊」の発足から

麻生区役所区民協働推進部地域振興課

井川秀雄

まちづくり局計画部景観まちづくり支援課

下田真人 61

## 《研修の窓》

派遣研修の効果と活用

総務局人事部長人事制度改革担当主査

山本昇二 65

自治体派遣研修

東京都への研修を終えて

健康福祉局長社会部高齢者事業推進課

久保真人 66

大学院派遣研修を終えて

住民訴訟と地方議会の権限〜四号訴訟に対する債権放棄を中心として

環境局生活環境部廃棄物指導課

蟬川千代 67

政策課題研究海外チーム

分権型社会における都市型コミュニティ施策の構築に向けて  
ソーシャル・ガバナンス時代の都市政策を考える

川崎区役所保健福祉センター保健課

川口健太 70

## 政策課題研究国内チーム

地域活性化への「集住」を中心としたアプローチ  
まちづくりにおけるコーポラティブ住宅の可能性

まちづくり局市街地開発部住宅建設担当

高橋竜太

総務局人事部長

佐藤直子 73

市民の目① 精神障害があつても希望がもてる社会の実現を

社会福祉法人NPT理事長

木太直人 76

市民の目② それぞれにふさわしい教育・労働・生活を

活動の経過と現在の取り組み

特定非営利法人わにならう会

新井靖子 77

現場の目① 児童福祉の現場から伝えたいこと

健康福祉局こども施策推進部中央児童相談所保護課長

戸澤裕幸 79

現場の目② ミュージアム改革の実践と展望

川崎市民ミュージアム芸員主査

深川雅文 81

記者の目 団塊世代の「自力更生」決意

産経新聞川崎支局記者

杉江弘充 84

企業からの発信 工都・川崎を象徴する産業遺産

「フナタリ・ミル」と産業に込められた心や夢

世界最大の熱間圧延機

日本冶金工業株式会社常任顧問

稲田爽一 85

川崎元気商店紹介⑥ 川崎発「元気な起業家が街を変える」

経済局財団法人川崎市産業振興財団川崎中小企業サポートセンター派遣主査

若松秀樹 88

川崎市政日誌 (2005年1月〜6月) 90

編集後記 93

An aerial photograph of Kawasaki, Japan, showing a dense urban area and a large industrial complex along the Sagami River. The industrial zone is characterized by numerous large storage tanks and factory buildings. The city extends to the horizon under a clear sky.

特集 ●

# 川崎発 「環境」の 現在と未来



## 特集企画にあたって

川崎再生のための経営プランとして二〇〇五年度からスタートした「新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」では、新たな時代に向けたまちづくりの基本目標として、「誰もががいさぎと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざすことを掲げています。

このようなまちづくりの目標を実現し、発展させていくためには、一つの簡単・明瞭な解があるわけではなく、多角的な視点による多様なアプローチを欠かすことができません。

とりわけ、環境を視点において、持続可能な地域をつくる試みの中で重要なポイントとなるのは、地域における自然資源や物的資源、経験・知識・技術などの人的資源等、さまざまな社会資源を発掘し、その資源を最大限に活用し、地域の中で循環させていくいわば「地域内資源循環型社会」を形成することだと考えられます。

こうした地域における社会資源を地域の中で循環させる活動は、一方で、高度経済成長期における大量生産、大量流通、大量消費の経済活動等に伴って生じた環境問題を解決の鍵となります。

このことは、本市がめざす持続可能な都市の姿を環境の側面から実現するためには、「環境をまもるのか、経済発展優先か」という二者択一の問題として捉えるのではなく、両者を両立させることを基本に、新たな発想と多様な手法を駆使して環境政策を立案・実施していくことの重要性を示唆していると考えられます。

今号の特集では、「環境」と「持続可能性」をキーワードに、これからのまちづくりの方向性を具体的な事例紹介により現場の息吹を伝えながら明らかにしていきたいと思っています。

# 新たな時代に対応した 自治体環境政策の課題

次世代への責任、  
持続可能な社会をどうつくるのか

この座談会で取り上げる持続可能な都市とは、環境保全、生活の質の向上、経済的発展という三つの要素を相互に関連させ合いながら、多彩な営みが展開される場であると共に、住民・事業者・行政という多様な主体による持続可能性への取り組みがダイナミックに展開される都市です。

ここでは、リサイクル、緑地保全などの地球環境に負荷を与えない環境管理や循環型経済システムの確立、環境関連産業の育成、環境に負荷を与えない経済振興策などのさまざまな現場の報告を受けながら、その現状と課題を明らかにし、二世紀の持続可能な市民都市モデルの実現に向けた都市経営のあり方についてひとつの視座を提供します。

## 会 談 座



コーディネーター  
田中 充  
法政大学社会学部教授

飯田和子  
川崎こみを考える市民連絡会代表

小林菊代  
緑の活動団体「野川はあも」代表、かわさぎカーデザイナー

石渡和夫  
環境局廃棄物政策担当参事

鈴木直仁  
環境局緑政部緑政企画担当副主幹

伊藤和良  
経済局産業振興部新産業創出担当主幹

司会  
小宮山健治  
総合企画局政策部長



# はじめに



小宮山健治氏

司会（小宮山） 本日は、法政大学社会学部教授・田中充先生をコーディネーター役としてお招きし、「持続可能な市民都市へのアプローチ」というテーマで、環境に視点を置き、市内で積極的に市民活動をされている方々とともに議論を進めていきたいと思えます。田中先生は、本市の環境行政を実際に経験され自治体行政にも非常に明るく、現在環境政策について研究されており、その辺の新しい情報も含めて座談会の進行をお願いできればと思っております。

## ●新総合計画上の位置づけ

司会 本市では、今後一〇年間を見据えた新しい総合計画が、昨年の四月からスタートしております。この中では、「誰もが生き生きと暮らせる持続可能な市民都市川崎を目指して」ということを基本目標に掲げ、特に今後三年間重点的に取り組む課題として九つの柱を立て、その内の二つの柱が環境にかかわるテーマになっております。

環境問題は、地球規模の問題から身近な生活に至るまで非常に広範囲なもので、視点の置き方によつてさまざまなアプローチがあると思われませんが、今日お集まりいただいた方々それぞれの立場から、いろいろと示唆に富むお話が伺えるのではないかと考えております。

それでは、自己紹介からお願いたします。鈴木 環境局の緑政部緑政企画担当の鈴木と申します。私の業務は緑政全般の企画立案で、中心は、平成七年に策定した「緑の基本計画」を新総合計画にあわせ、新たな時代に則した計画に作り変えていくことです。現行計画では、緑地の確保目標として地域の三〇パーセントを掲げておりますが、その実現を、これまでの一〇年間の取り組みを踏まえながら、新たな考え方も含めて検討して行きたいと思っております。今日はよろしくお願いたします。

伊藤 経済局新産業創出担当の伊藤です。新産業創出担当の守備範囲は相当に幅広いものがあります。「川崎発福祉機器」や「安心ハウス」などの創出、ベンチャーの支援、ガラス工芸振興などです。

本日のテーマに関する大きな課題として、環境産業・新エネルギー産業の創出・育成があります。これは第一に、川崎臨海部の中でいかに資源循環の輪を組み立てるか、ゼロエミッションの実現を図るかという点であり、第二には環境にかかわる企業さんをたくさん産み出していくこと、第三には、これまで蓄積してきた環境技術や資源を、中国やアジア諸国に展開していくというものです。ものづ

くり現場に伺い、また、福祉・環境などの分野で活躍するNPO法人や市民団体など、日々、素敵な人々との出会いがあります。新鮮な驚きを得ています。川崎の企業さん、市民は本当にすごい。楽しい時間を過ごしていきます。

石渡 私は環境局の生活環境部廃棄物政策担当の石渡でございます。廃棄物政策担当は、廃棄物処理事業全体の企画調整、そして普及広報を担当する部署が一緒になって、昨年の四月に設置された組織です。今年度はじめ、平成一七年四月に廃棄物処理事業の基本を定める一般廃棄物処理基本計画の改定を行い、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本方針とする計画、通称「かわさきチャレンジ・3R」を策定し、これに基づく新たな施策の具現化とその進行管理を行っています。

具体的な取り組みとしてはいくつかあるのですが、昨年の一一月に生ごみのリサイクルを進めるために、市民参加による「(仮称)かわさき生ごみリサイクルプラン」策定検討会議を立ち上げました。都市に位置する川崎において、生ごみのリサイクルを推進していくためには、市民一人ひとりが意識をもつてごみ減量に取り組んでいく必要があります。この計画は基本計画に基づき、市民をはじめとする各主体が具体的な行動をおこしていく行動計画という位置づけとなっております。

私自身、今後の廃棄物処理事業においては、行政がごみ減量に取り組むだけでなく、各主体の参加を得て、具体的な進め方を話し合いながら廃棄物の減量化やリサイクルを進めていく必要があると考えております。本日は、こうした視点も入れて議論ができればと考えております。よろしくお願いたします。

## 川崎市新総合計画（川崎再生フロンティアプラン）

まちづくりの基本目標

「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」をめざして

9つの重点戦略プラン（2005～2007年度）

市民自治と区役所機能の拡充	川崎の魅力育て発信する取組	川崎臨海部の再生と都市拠点・ネットワークの整備	川崎の活力を生み出す産業イノベーション	憩いとうるおいの環境づくり	環境配慮・循環型の地域社会づくり	総合的な子ども支援	高齢社会を支え合う地域福祉社会づくり	安全・安心な地域生活環境の整備
---------------	---------------	-------------------------	---------------------	---------------	------------------	-----------	--------------------	-----------------

●「ごみから学ぶことが多かった！」

飯田 飯田和子と申します。川崎ごみを考える市民連絡会（以下、ごみ連）代表です。ごみ連は、ごみに関しては市内で唯一のごみに関する連絡会で、一九九二年に設立以来、市民生活に根ざした感覚と地道な活動、そしてそれらをもとにした行政への提言が特徴です。市民のみなさんや行政の方からも評価をいただき、そのおかげでこんなに長く続けていることをありがたく思っています。

ごみとの付き合いというのは長いもので、振り返るとごみから学ぶことがとても多かったなと実感しています。また、出発点はごみでしたが、そこから関心は資源や地球環境に広がり、「生涯学習」をしています。というわけで、現在はごみ問題と自然エネルギーの二つを柱として活動しております。

●「南野川ふれあいの森」が拠点

小林 小林菊代と申します。私は住んでいるのが宮前区の有馬で、もともと川崎の地元の人間なんですけれど、今日は緑の活動団体「野川はあも」の代表ということで呼びばれています。

仕事としては実家が造園屋をやっています、私も樹木医として、川崎市のまちな木も診断させていたたりしています。

「野川はあも」というのは宮前区の「南野川ふれあいの森」というところを拠点にして活動しています。ここは、斜面緑地の昔はきれいだっただろうなという雑木林です。現在は、人の手が入れられない状態で薄暗くなってきたので、せつかくのふれあいの森を大

切に守るため、市民でできることは自分達でやるう、ということでした。「野川はあも」を立ち上げました。「はあも」というのは、育むの「は」、遊ぶの「あ」、森の「も」から取り、それから「緑と人との調和」と「人と人との調和」のハーモニーを目指せば、という思いを込めてつけた名前です。

●環境行政の実践経験

田中 田中充です。私は法政大学社会学部で「環境政策」という科目を担当しております。大学教員になりましたが、それまでは川崎市に勤務しておりました。川崎市では二三年間、公害・環境分野で行政の仕事に携わってきました。ですから、川崎市については、業務を通じて環境のことを知るところという立場と、いわば研究者・教育という観点から川崎の環境問題について勉強するという立場があります。

司会 ひとめぐり自己紹介をしていただきましたけれど、環境について考えるに当たって、まず総括的な論点整理を田中先生にしていたで、その上で座談会の進行をお願いでき

ればと思います。

●川崎の特徴を活かす

田中 では最初に、私が今日の環境問題について日頃から考えていることをお話しして、問題提起に代えたいと思います。

二一世紀になって、「持続可能なまちづくり」であるとか、「サステイナビリティ（持続可能性）」などという言葉が注目されております。この持続可能な都市をいかにつくるか、これが二一世紀の環境問題を解く重要な鍵であるように考えられています。一言でいえば持続可能な都市とは、経済と社会と環境が同時統合的に実現されるまちであるということです。

そこで川崎らしい特徴や特性ということを考えてみますと、川崎はそうした持続可能なまちを実現する上でいくつかの利点があります。産業・経済面でいきますと、非常に大きな潜在的な力を有しており、京浜工業地帯の中核に位置する産業都市としてのづくりの中心として繁栄してきています。

他方で、川崎の特徴として市域には、多様に富んだ豊富な環境資源があります。多摩丘陵に連なる斜面緑地、樹林地、農地がある。また、東京に向かっては多摩川をはじめとする河川があり、水が流れている。そして南の方に向かえば東京湾に面している。このように山と川と海があり、日本の環境要素の縮図のようなまちだと思います。そこにもう一つ要素として考えなければいけないのは、首都圏に位置しているという地勢であり、社会的条件です。生活の利便性が高く、住みよい、暮らしやすいという重要な要素があり、加えてまち自体にも大変な活力があるという側面



田中 充氏

が見られます。

振り返ってみると、戦後の一九四五年以降、川崎市のまちづくりの方向は変わってきていると思います。例えば戦後一〇年から一五年というのは経済復興、都市の復興ということ、廃墟から立ち上がり、産業を誘致し、豊かになるという経済優先の時代でした。その後高度経済成長を迎えて、川崎はまさに産業都市として大きく発展する。

しかし、その行き過ぎた結果として、深刻な産業公害が発生し、今度は公害都市として公害対策に非常に力を入れることとなりました。この時期には全国的にも都市に人々が集中するといった中で、市内でも丘陵部や内陸部において開発が急速に進み、緑が失われていきました。川崎は一方では住宅都市として成長していくという時代でもあったわけですね。

その後、一九八〇年代から九〇年代にかけて、首都圏に位置する住みよい住宅都市として成熟をし、また産業面では構造転換を行ない先端技術産業をはじめ日本でも代表的な先進企業が立地し活動してきています。こうした経過の中で、二一世紀の今日の川崎市に至っていると考えます。

さて、こうした川崎の流れを振り返った上で、これからの川崎市のまちづくりや環境問題を考える際には、川崎の特徴や持ち味をいかに生かしていくのかということが、重要な鍵になると思います。私自身が行政内部で、業務としてかかわっていますと、そういうものをしばしば見過ごしがちでしたが、改めて川崎の個性や進んだ仕組みを評価しながら、将来の方向を考える必要があるのではないかと、そういう思いがしています。

以上のようなことを前段としながら、まず第一部として、環境と産業との係わりについて

て話を進めていきたいと思います。経済局の伊藤さん、お願いいたします。

## 第1部

# 環境産業

### ●臨海部のエコタウン

伊藤 田中先生から川崎らしさというお話が出ました。つい最近出版した「川崎エコタウン」環境産業革命のさらなる展開をめざして(国連大学ゼロエミッションブックレット)という本の中でも書いたのですが、川崎市は平成九年に通産省(当時)から「エコタウン構想(環境調和型まちづくり基本構想)」の承認を受け、着実にその展開を進めています。

川崎のエコタウンは、よその都市のものとは比べて特異な特徴があり、川崎市臨海部の特性を大きく反映したものとなっています。それは、川崎臨海部二、八〇〇ヘクタール全体



伊藤和良氏

をその対象としている点です。通常はリサイクルプラントの集積をエコタウンと呼ぶ面がありますが、川崎エコタウンは臨海部全体を対象としています。ここには、敷地面積九、〇〇〇㎡以上の企業だけでも七一社あります。

こうした企業さんが、本来の事業活動を展開するなかで、排出物や副生物を原料として利用するための設備や技術を培ってきました。

この点が他のエコタウンとの大きな違いです。たとえば、JFEさんは、鉄を作るという本体事業のなかで、コークスに替えて使用済みプラスチックを還元剤として吹きこんでいます。また、デイシイさんは、ストラツジセンターの汚泥や他企業から出た焼却灰をセメントの原料として使っています。YAKIINさんは、他企業のプレス打ち抜き材などを原料として使っています。

最終的には、このように、A社から出る廃棄物をB社が原料として使う、B社の副生物をC社が原料として使う、この資源循環の輪を実現しようとするものです。現在、「NPO 法人産業・環境創造リエゾンセンター」と協働で追求しているわけですが、川崎エコタウンは、臨海部自体がゼロエミッションの理念を実現する場所になることを目標としています。そのために、四つのステップを刻み、その目標に向けて着実に進もうと、その道筋を描いています。

第一ステップは、各企業さんがエコ化をするというものです。生産活動を展開しながら、環境負荷の少ない企業さんになっていくというものです。第二ステップは、それを踏まえて各々の地域自体が環境にやさしいものに代わっていくというものです。

『ゼロエミッション工業団地』はエコタウン構想の先導的モデルとしてつくられたもの

ですが、個別の中小製造業にとってエコ化は難しい側面があるので、お互いが協力しあいながら、課題を解決しようとするものです。各企業が環境にやさしいものであるがゆえに今度はそれをつなげていって、地域単位で環境に負荷の少ない工場になっていくのだという展開です。

第三ステップはこうした経験をためこみ、研究開発を続け、最終的に第四ステップになるのですが、ここで学んだことを中国などアジア諸国に技術移転し、国際貢献を果たそうとするものです。

### ●環境産業企業群

伊藤 私たちはこうした川崎の特性を踏まえて、各企業の優れた環境技術を紹介することや、新たに環境産業に進出しようとする企業の後押しを行っています。そのための特長づくりとして、二〇〇五年七月に「環境産業フォーラム」を創設しました。

環境産業という場合、水質・土壌汚染に対応する環境修復型、風力発電や太陽光発電などの環境調和型、環境分析やサービスマ提供などの環境支援型など、さまざまなものがあるわけですね。この間いろいろなお付き合いを、市内企業さんとやってきたわけですが、異業種のマッチングにより、新分野に展開していく事例もずいぶんと見えてきました。

たとえば、「杉孝」という会社があります。建設業現場の足場のレンタルが本業の会社なんです。この会社は新たな事業展開として壁面緑化に乗り出しました。大阪にある屋上緑化の企業さんとマッチングをやって、壁面緑化の展開をはじめました。足場を組むのはプロですから、壁面にパイプやレールを上手

に組みこみ、さまざまな植物をはめ込むことができるんですね。「愛・地球博」のメイン会場のところにモリゾウなど壁面緑化の絵がいくつか描かれていたと思いますが、あれは「杉孝」さんの仕事です。

足場の技術と屋上緑化の技術のマッチングによって、植物を横に埋め込んでいくことができるようになります。しかも花の色もいろいろ取り替えられるのでどんな絵でも描けます。足場の技術を持っていますから、フェンスの間に水や肥料を一定の時間ごとに流し込んでいくとか、いろいろなことができます。「環境産業フォーラム」では、こうしたマッチング、出合いの場を意識的に作り、さまざまな成功事例をつくらうとしています。

### ●経済局と環境局の事業調整

伊藤 後ほど、廃棄物行政の話も出てくると思いますが、先に少し紹介してみますと、環境局さんとは、企業支援の立場から事業調整を図る場面も随分とあるんですね。これは環境規制の部分に、新たな産業を生み出す芽や可能性があるからで、どうしても考え方の違いが浮き彫りになります。

特に、リサイクル産業は規模の利益の面があり、リサイクルプラントを臨海部に置けば置くほど首都圏のごみを呼び込むという面も出てきます。それが川崎にとってふさわしいかどうかというようなことも課題になります。ですから、環境局さんの指導担当からすれば、産業処理施設、産業処理業の許認可は厳しくせざるを得ないし、原則にたって指導していかざるを得ない。そこで新たな環境ビジネスを興そうとすると、どうしてもぶつかる面も出てきます。

石渡 伊藤さんのおっしゃる地域経済振興という視点もたしかに重要ですが、環境という視点でエコタウンを捉えた場合、市内で発生した廃棄物について自区内処理を可能とする受け皿をどう整備するか、そこでの適正処理をどう担保していくかという視点も非常に重要であると思います。

市民の安全・安心を確保する、さらには自区内処理を基本とすることをないがしろにして、首都圏のごみが川崎の臨海部に集中してしまうということは避けなければなりません。ただ、廃棄物の適正処理が担保され、さらには独自の環境技術を持った企業については、環境局としても協働しながら事業を行っていく方向で施策を展開していくこととしています。

田中 エコタウンといったときに、市民の目はどうやって見えているのでしょうか。例えば、小林さんは宮前区野川にいらつしやうて、あまり臨海部は見たことがないと思うのです。

確かにお話を聞いてみると、なるほどなこういうことをやっているんだというように受け止めると思うのですが、結局市民から遠い所で何かやっているなという感じではないかと考えるのです。小林さん、そのあたりいかがでしょう。市民の目から見えるエコタウンのイメージはどのようなものですか。

### ●素晴らしい取り組みは上手なPRを

小林 お話を聞いて、素晴らしいことだと思いました。こないことを川崎はやっているんだと今初めて知りました。扇島（臨海部）というと、私は小学生のときに社会科見学で行ったイメージしかなかったので、とても嬉

しくなりました。

行政全般がそうだと思うのですが、市民への発信の仕方が下手ですよね。ゼロエミッションで廃棄物を再利用しているという取り組みは、上手く市民に向けてPRすれば、誰もが川崎市ってなかなかやるなと感心されることだと思います。

伊藤 川崎エコタウンは、世界中からの視察を年間に一万人も受け入れています。特に最近、東南アジアや中国からが増えていますが、川崎市民のみならずもたくさん来ていますが、まだまだ発信が弱いのもかもしれません。宮前区まではまだ届いていないのでしょうか。昔のイメージがやっぱりあるんですかね。臨海部には未だに煙もくもくの時代のイメージがたくさんあって、いろいろと色眼鏡で見られている。そうしたイメージは昔のもので、企業さん方はきちんと環境基準を守っています。

臨海部のリサイクルプラントでは、古紙や使用済みプラスチックなどの廃棄物を使いながら、生活に必要な製品を毎日作っています。こうしたものを、ぜひ、お子さんからお年寄りまで見に来ていただいて、学んでいただきたいと思っています。

見学に来られた方はみなさん、驚いて帰られます。ゼロエミッション工業団地の事務局長さんは、「もったいない」という言葉を使いながら、「君たちがちゃんと紙を分別すれば、トイレットペーパーになるんだよ」と小学生たちに説明します。いろんな形でもっと発信していきたいと思っています。

### ●市内で資源循環を

飯田 私たちもゼロエミッションの考え方や、現在展開しているエコタウンについて、ずい

ぶん前から注目しています。今までごみになっていたものを、資源に活用し産業として成り立たせ、市内で資源循環を可能とする新たな時代の始まりですね。それに当たっては、やはり市内の資源がそちらに回っていることもつよいです。

国の容器包装リサイクル法の下では、ある程度仕方がないのですが、市でできる範囲では、実際に市内で資源が回っている状況を作っていたいただきたい。そして環境教育の場として活用していただきたい。

こは、本当に素晴らしい環境教育の場で、中学校や小学校の先生の中には、とても上手に活用している方もいます。私は麻生区に住んでいます、町会でも見学会を企画して、大変好評でした。

田中 地域での資源の循環は、とても大事だと思います。そして、さっき言いました市内の南と北の交流と、連携の強化ということも考えていかなければならないと思います。

伊藤 私も飯田さんと同じ考えで、市内での資源循環が必要だと思います。市民が分別した紙が、コアレックス<sup>①</sup>でトイレットペーパーになるとか、使用済みペットボトルがベトトリバース<sup>②</sup>でベトトリボトルになって戻ってくるのか、こうしたことを実感として知っていたいただきたいと思っています。

市民が分別したごみが市の中で動いていく。それを臨海部の民間企業さんが受け止めて処理する。その辺のところがちんと回っていき、視察に来たときに自分たちの分けたものがここにある、こうして資源になる、そういうことを見せたいですね。

飯田 それは素晴らしいですね。

伊藤 これが環境教育になっていくんですね。ゴミを分別する意味を実感する、そんな感じ

をいつも受けています。

### ●市民生活に広がるエコタウンの目的

田中 このセツションの一つの区切りになるわけですが、エコタウンは非常に魅力のある、今後のまちづくりのあり方をリードするコンセプトだと思います。これは、臨海部の産業構造の再編成過程において、環境調和型産業を中心としながら、その中で資源循環とリサイクルをしていくということが始まったわけです。

しかし、もう少し掘り下げて考えれば、産業中心、技術中心のまちづくりだけではなく、その産業の輪を少し広げることができるし、市民生活に重ね合わせていくという発想も必要になるわけです。

そういう観点から見ると、エコタウンのコンセプトというのは臨海部から内陸部・丘陵部につながり、また産業から市民生活にずっと広がっていく、そういうコンセプトになり得るのではないかと考えます。

ですから、エコタウンの第一ステージは技術を中心に環境に関する起業、そういう動きで始まっているわけですが、第二ステージは、これからのまちづくりとして、まさに持続可能な都市ということを考えながら、産業と市民生活との連携、緑とリサイクルとの連携のような話が出てくるべきだと考えます。

注1

コアレックスグループ  
ゼロ・エミッション工業団地に参画している企業。紙のリサイクル事業等を積極的に推進している。

注2

ベトトリバース  
ポリエステルの循環型リサイクル技術「アイエス法」による、廃ペットボトルを原料とするベトトリボトル用樹脂の製造や販売等を行う。

# 廃棄物処理事業

## ●変わる廃棄物処理事業のあり方

田中 このあたりで次のテーマである廃棄物問題に話を進めます。先ほども申しましたが、川崎の廃棄物行政は先進的な水準にあります。かつてのキーワードでいえば、早く、きれいに、丁寧だが、ごみ収集・処理する際の理想のあり方でした。そこに暮らす市民にとって、それが快適な廃棄物行政だったわけですが、ところが、今はそれだけではなく、資源循環という観点を考えたときに、廃棄物行政も変わっていく必要があると思います。そこで、廃棄物問題と循環型社会に話題を移していきます。まず、石渡さんから、川崎の現状や課題といったことをお話いただければと思います。



石渡和夫氏

石渡 廃棄物については、廃棄物処理法で規定されており、産業廃棄物と一般廃棄物があります。法律上、産業廃棄物が定義され、それ以外は一般廃棄物という、市民には非常に分かりづらいものとなっています。今日は、自治体としての川崎市が主体的にかかわる一般廃棄物を中心にお話をさせていただきます。川崎の一般廃棄物処理事業は、その適正処理を目指し、全国に先駆けて全量焼却体制を構築し、川崎方式といわれ、全国の手本となってきました。その後、平成三年には、増え続けるごみに対して、ごみ非常事態宣言を出し、リサイクルの推進に努めました。資源循環社会形成推進基本法など、リサイクル関連法が整備される中で、先ほど申し上げた計画を策定したわけです。

### ●市民参加で作った「かわさきチャレンジ・3R」

石渡 この基本計画は、本日ご出席の飯田さんをはじめ、審議会委員にいろいろご議論いただきました提言内容を踏まえたものとなっています。あわせて、審議会の場にとどまることなく、多くの市民意見を反映させるために、答申を踏まえた基本計画の素案について、説明会やパブリックコメントを行い、その意見を踏まえ、計画を策定しました。

重要なのは、廃棄物処理に係る計画、つまり廃棄物処理の方向性について、単に行政が一方的に施策を決定し、それを展開するのではなく、市民参加というプロセスを経て、川崎市を構成する市民や事業者が積極的にごみ減量等に取り組んでいただくことだろうと思います。このため、行政が担うべき役割も当然ありますが、むしろ調整役としての機能を

果たし、あくまでも市民、事業者自らが「自分は排出者である」という意識を持つていただくような施策を展開していきたいと考えています。

特に、首都圏に位置し、政令指定都市である川崎市では、一三〇万を越える市民が生活を営んでいるわけで、廃棄物に対する意識も千差万別です。飯田さんのグループのように、非常に意識が高く、廃棄物を資源として認識し、それを地域で循環させていこうとしている方々もいれば、単に不要になったものを排出するだけの方もいるわけです。

### ●市民意識と市のPR

石渡 現在、いろいろな手段を用いて広報活動をやっていますが、やはり受け止める住民意識に大きな差があることを実感しています。特に、長期にわたり川崎方式というような収集方式をとっていたわけで、「出せば持つていくてくれる」という意識がまだ根強く、地域での分別徹底ができていないのが実情です。

この意識改革のために、環境教育にも積極的に取り組んでいます。「出前ごみスクール」とよんでいます。環境局の職員がごみを集めるバツカーに乗って学校に行き、実際の収集作業をみせ、体験してもらうような取り組みを行っています。やはり、資源化されているペットボトルなどに実際に触れながら、学習を進めることで大きな成果が得られていると思っています。関連して、町会や自治会の会員である、地域の大人を対象にして「ふれあい講座」も開催しています。こうした取組については、今後、五年間で、市内の小中学校全校、約六七〇の町内会・自治会組織全てで実施していこうと考えています。

## ●自治体リサイクルの課題

石渡 また、環境産業についていえば、地元  
にペトリバースのようなペトボトルを再  
生利用し、ペトボトルを作成するPET-T  
Oの独自技術を持った素晴らしい企業があ  
るのに、容器包装リサイクル法という制度の  
下、原料が納入されないという実態がありま  
す。やはり、市場原理の中では、自治体も有  
価で売れるほうを選択するわけで、財政状況  
が厳しいおり、中国や東南アジアでペトボ  
トルの需要が伸び、国内のペトボトルが有  
価で取引されている中では、輸出を選択して  
しまうわけです。

ただ、自治体が安易にアジアへ輸出してし  
まうと、地域に立地している環境産業のビジ  
ネスモデルが成立しない可能性が高く、全て  
とはいかないかもしれませんが、市内で収集  
したペトボトルの一部を市内の企業に提  
供し、地域産業の育成につなげていく仕組  
みが必要だと考えています。

田中 今回の、新しい基本計画の中では、ご  
みの減量と資源化率に関して意欲的な目標を



飯田和子氏

設定しています。そういう目標に向かう中で、  
市民自身もいわば循環型社会の担い手として  
行動していただかないといけない。これにつ  
いて飯田さん、市民の立場から見た市の廃棄  
物行政に対する課題ですとか、要望・要求な  
ど、ご活動の紹介も含めてお願いいたします。

## ●ごみと市民活動

飯田 清掃先進都市川崎は、九〇年のごみ非  
常事態宣言に転換点がありました。私たち市  
民の側からも、毎日収集、混合収集を見直し  
て、分別を進めて欲しいということで市民連  
絡会を作りましたのが一九九二年です。

その中で、私たちは家庭のごみをどう減ら  
すかを話し合いました。まず消費生活の出発  
点である「買い物」に注目して、スーパー・  
生協のごみ減量リサイクルをチェックし、「私  
たちが変わればお店が変わる」という冊子を  
まとめました。その後も、九四年、九七年、  
二〇〇一年と継続してお店の調査をしてその  
情報を集め、環境に配慮した買い物、グリー  
ンコンシューマー<sup>③</sup>活動を広げてきました。  
買い物、つまりものを選んで買うという行  
為は、一つの投票のようなものであると私た  
ちは考えていて、グリーンな商品を買う人が  
増えればグリーンな物を売る人が増え、そし  
て生産が増えるという連鎖ができて、そして  
社会全体がグリーンな、そして循環型社会に  
向かうことができるという考え方です。

九九年には「川崎発ごみを出さない燃やさ  
ない市民プラン」を作成しました。この市民  
プランの元になっているのは、市民であれ企  
業であれ自分の出すごみに責任を持つという  
ことです。企業はごみになりにくい製品の  
設計、廃棄等に責任を持ち、市民はできるだ

けごみを出さないための生活を目指し、ライ  
フスタイルを変えていく、そして、行政は燃  
やさないような政策を立てるといふものです。

当時の廃棄物行政は、リサイクルを優先的  
にという時代でしたが、リサイクルの前に繰  
り返し使う再使用が大切、そしてさらに発生  
抑制が大切という考えから、3R<sup>④</sup>も打ち  
出しています。この市民プランは全国紙に掲  
載され、その記事を読んだ横浜市の有機野菜  
農家とごみ連の会員との間で、生ゴミの堆肥  
化による資源循環が実現しました。

二〇〇五年三月には、生ごみリサイクルの  
市民プランとして「地域が元気になる生ごみ  
リサイクル」という冊子を作りました。コン  
セプトは、①生ごみを燃やさない、②堆肥化  
して有効利用する、③さまざまな人のつな  
がりによる地域循環を通して地域の農と豊かな  
自然環境を守っていくというものです。

生ごみリサイクルは、もはやごみ処理の一  
環ではなくて、環境保全型農業の推進、土作  
りだとか、人と人をつなぐもの、それから自  
然環境の保全であり、あるいは環境教育の活  
用など広い視野にわたっているものであると  
いう視点を取り入れています。

このプランの実践として、麻生区の農家の  
一角を借りて、麻生区内の三〇世帯の生ごみ  
を回収し堆肥化する試みを始めました。これ  
はごみ連だけではなくて麻生区他の区民の  
方たちと一緒に会を立ち上げておりまして、  
目標はそのできた堆肥を農家に使ってもらっ  
てその農家の野菜を購入しよう、そういう地  
域内の循環を作ろうということです。

## ●協働の素晴らしさと難しさ

飯田 このような活動を通して、私は協働す

注3

包装容器を使わない商品やリサイクル商  
品など、環境に配慮した製品を購入する  
消費者のこと

注4

3R  
リデュース・Reduce（発生抑制）、  
リユース・Reuse（再使用）、リサ  
イクル・Recycle（再資源化）の  
こと

限られた資源の有効利用を促進し、環境  
と経済が両立した循環型社会を形成して  
いくための、キーワードとされている

ることのすばらしさ、難しさの両方を感じております。先ほど石渡さんが生ごみリサイクルのプラン策定検討会議が立ち上がったというお話をされましたが、行政が私たちの活動を受け入れてくれて、実践結果なども参考にしていたら、とても楽しみにしています。

●ごみ減量の中心は、紙・プラ・生ごみ

石渡 川崎市では、普通ごみとして収集している中に、他都市では分別収集されている紙やその他プラスチックなどが含まれているわけで、市としてのような優先順位で分別に取り組んでいくかは重要だと思います。また、いまお話のあった生ごみについても、いろんな考えをもった市民が生活しているなかでは、きちんとリサイクルできるかたちで分別収集していくのは難しいわけです。こうした状況を勘案しながら、さらなる分別収集品目の拡充にどのように取り組んでいくか、本市は難しい舵取りを余儀なくされているわけです。

ただ、この三品目（紙・その他プラスチック・生ごみ）の分別収集を行い、ごみの発生・排出抑制、再利用、再生利用という、いわゆる3Rに取り組みない限り、基本計画の最終目標である三処理センター体制の実現はできないわけですから、生ごみについても排出源に近いところで、できることからリサイクルしていく、場合によっては市民団体が推進するリサイクルの側面的支援を市は担っていく必要があると考えています。

また、事例ごとの特殊事情もあり、簡単に

いえないのですが、生ごみと同様に、紙ごみなどのリサイクルも市民との協働の中で取り組んでいく必要があります。その中ではごみ連をはじめ、市内の団体と協働して、取り組んでいきたいと思っています。

田中 伊藤さんは、エコタウンということで、産業活動のほうからごみにかかわっているのだと思うのですが、産業活動に伴う廃棄物についてはどのようにお考えでしょうか。

●容器包装リサイクル法と資源循環

伊藤 具体的な事例を示しますが、扇町にあるペットリバースさんが民事再生手続に入りました。これは現行の容器包装リサイクルの課題を如実に現すものです。容器包装リサイクルの仕組みを通じて、実際にペットボトルがリサイクルプラントまで行っているのか、現実との乖離はあまりに大きい。

ペットボトルに絞ってみただけでも、全国にあるリサイクルプラントの処理量は、容器包装リサイクル協会を経由して入ってくるペットボトルの量を上回っています。そうなるのとペットボトルの取り合いです。処理したくても、処理すべき原料が現行の容器包装リサイクルの仕組みではなかなか入ってきません。Aランクのペットボトルがきちんと入ってくれば、処理費用が入り収益構造は良かったはず。しかし、ペットボトルがこない。そこで、産廃事業者さんからペットボトルを買うことになりました。本来入るべき処理費用が入らず、逆に原料の費用がかかる、これは厳しいですね。

田中 実際の現場でリサイクルの輪を完成させるのは、かなり障害があるなという印象ですね。

伊藤 廃棄物という点での難しさはありますね。

石渡 もともと廃棄物として排出されたものから、分別徹底しないと資源にはならないということですね。

伊藤 リサイクル産業というのは、すてきな響きです。ですが、そうしたものが利益を得てきちんと事業展開するためには、資源としてのごみがきちんと回らなくては行けない。資源として使うためにはいろいろな条件付けがあります。

田中 先ほど話が出ましたが、最近ではペットボトルのリサイクルが大きな問題となっています。使用済みのペットボトルが中国に流れているということが大きいのでしょうか。

伊藤 一つの要因ですね。

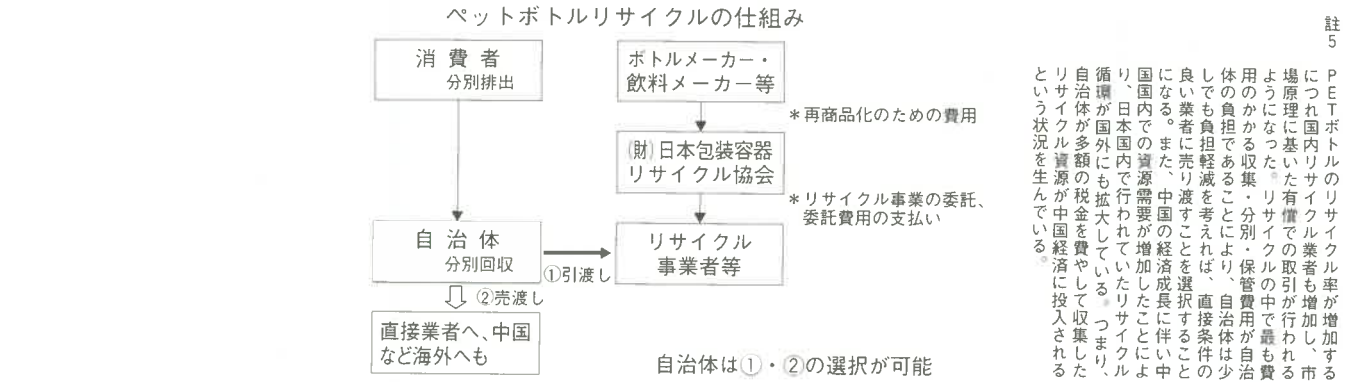
田中 現行法の中で規制はできないんですか。

伊藤 自治体が協会に渡すよう、法的な義務付けはしていません。(5)

田中 広い意味で考えると、資源循環が東アジアを巻き込んで起きているということでしょうか。

石渡 グローバル化しているなかでは、日本の法制度も海外の状況を踏まえたものとする必要があると思います。地域の人々が分別に取り組むといった意味で、廃棄物処理事業はローカルな課題であるとともに、資源循環という点ではグローバルなものでもあるわけですね。

田中 現在、国のほうでは、容器包装リサイクル法の見直しが進められているようですが、そのことは論点になっていそうですね。





きな関心を寄せています。

伊藤 誰が負担するかですね。収集・分別・保管は自治体が行っています。一番費用のかかる部分は自治体が負担しています。容器メーカーや飲料メーカーは処理費用を負担しているわけですが、それ以上の負担はお断りという立場です。どこに合わせるか。もつとガチガチの容器包装システムにするのか、それとも、ペットボトルなどは既に取引があるので、市場に任せてしまうのか。その辺の整理がまだ終わっていないでしょうね。

### ●協働の仕組みの構築を

田中 飯田さんの話を聞いて、市民の立場から、行政との連携という課題があると受け止めたのですが、その点も含めて行政の課題としてお感じになっていることをお話いただけますか。

飯田 川崎市の廃棄行政の課題は、第一に焼却ごみの削減だと思います。この「かわさきチャレンジ・3R」の中で、三処理センター体制の実現（現在は四つのゴミ処理施設がある）ということを目指していて、それは大変分かりやすく、一人が一日あたり一八〇グラムのごみの減量<sup>6</sup>というよりもインパクトがあるので、ぜひ積極的にPRしていただきたいと思っています。

小林 すばらしい目標ですね。

飯田 二番目の課題は、資源化施策推進・分別収集の推進だと思います。容器包装リサイクル法は、事業者責任が明確でないという法律で、分別すれば市の負担が増えるのですが、それでも分別収集をすることが必要だと思っております。紙、プラスチックの循環型の仕組みを作るに当たっては、エコタウンを活用

するように進んで欲しいと思います。

それから三番目には、市民と事業者、行政の協働の仕組みをつくるというのを挙げたいと思います。たとえば、生ごみリサイクルプラン策定検討会議では、市民、事業者それから農家の方が入っているのですが、私はそういうプランを作るに当たっては、今後プランを実行していくであろう主体がかかわることが大事だと思います。生ごみリサイクルも市民や事業者、農家の連携で、先進的な取り組みができるのではないのでしょうか。知恵を絞りたいですね。

### ●ごみ行政はトップダウンも

飯田 最後に、市民意識の向上があります。川崎市の市民のごみに対する意識は低いと言われることがあります。市民の意識が低いというのは、分別収集が進んでいない、行政の取り組みにも原因があるのかなと思います。石渡さんが先ほどおっしゃった「ふれあい講座」等で、分別について丁寧に説明していかなければならぬと思います。

石渡 今回は、集合住宅を全て回り、説明していく方針を打ち出しています。

飯田 お隣の横浜市では、「G30」というごみ削減のPRが上手くいっていますね。川崎は控えていく方針がうまくないので、いろいろな工夫をお願ひできればと思います。環境の政策はトップダウンで進めていただくのと有効なこともしばしばあるように思います。

田中 多岐にわたってご指摘をいただきました。市の廃棄物行政にとって大きな課題がいくつもあると思うのですが、石渡さん、もう少しコメントがありますでしょうか。

### ●大きいリサイクル費用の自治体負担

石渡 先ほどから申し上げているとおり、リサイクルな課題である廃棄物処理事業については、行政が担うべき部分は当然あるのですが、市民が自主的に取り組んでいただくことも必要です。この点で、難しさも当然あると思いますが、行政が市民団体とかかわりというか、支援をしながら進めていくことが求められています。

また、一ついわせていただくと、分別貧乏ともいわれるように、分別収集には財政的な負担を伴うことも理解していただく必要があると思います。

飯田 市の行財政改革プランは、私はすごいチャンスだと思ったのです。今までのごみ処理焼却を基本とした、あまりにも立派な体制を崩していくのに、うんと力があるのかなと思います。燃やせずに資源化することや減量化の広報やコミュニケーションなどソフトの面にもっと力を入れていけば、市民意識も変わるのです。

石渡 たしかに今の焼却場は古いものも多く、補修しながら使っていることもあり、その維持費用は高くなっています。

飯田 それを本当にコストで市民は見るべきだと思っんです。焼却場があると、環境への負荷も大きいということも含めてですね。

石渡 焼却場も民間の工場と同様に、排ガス規制をクリアーしたりするために、付帯設備も設けています。

飯田 ごみを燃やすということは、コスト的に高つくわけですね。

石渡 当然ながら、ごみをつくらない社会、つまり発生抑制に取り組むことでコストは低

註6

市民一人の一日あたりのごみ排出量は、平成一五年度の実績値で一、三〇八gとなっており、これを平成二七年度までに一、二八gに削減することを目標としている。なお、ごみ排出量とは、一般家庭（普通ごみ・粗大ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系ごみ・事業系資源物）（事業活動に伴い出される資源物）、その他（道路清掃ごみ）の合計をいう。

く押えられるわけです。

飯田 ライフスタイルの転換とともに、社会の仕組みの転換も必要ですね。

石渡 コストの話は単純にはいえませんが、やはりごみの分別以上に、発生・排出抑制に組み込むことが重要だと思います。

田中 ごみを減量することは、本当に大事な話です。今回の「かわさきチャレンジ・3R」では、現在ある四つの処理センターを一つ減らして、三処理センター体制に再編するというのは画期的な方針だと思います。

### 第3部

## 都市の緑行政

#### ●緑の持つ機能

田中 それでは、緑の問題に話を移していきたいと思えます。鈴木さんから、川崎の緑の現状と課題についてご紹介いただけますでしょうか。よろしくお願いします。

鈴木 緑の場合は、やはり量の確保をしなければなりません。さらに保全をしていかなければならない。その結果として環境負荷を緩和していくということです。都市の緑は放置しておけば確実になくなってしまう。こうしたことから何らかの手立てが必要となるわけで、緑の基本計画の中で緑の確保目標を設定し、その目標に向けて様々な施策を講じることが必要ということです。

緑の持つ効果を考えると、空間性と景観性、自然性、人間性、精神性と、都市生活の

すべてにかかわるんですね。緑の基本計画の中でも緑を一義的に捉えるのではなくて、あらゆる要素のかかわりの中で緑を保全、創出し、育んでいきたいと考えています。

#### ●都市開発と減少する緑地

鈴木 緑の基本計画では今、市域面積の三〇パーセントの緑の確保目標を設定しております。平成七年に緑被率を調査したところ、二七・〇二パーセントでした。これを三〇パーセントに持つていこうというのが現在の計画です。ところが、平成一年に人工衛星で調査した結果が二四・〇五パーセントでした。緑の基本計画による施策を講じていても、確実に地域の緑は減っているんですね。

樹林地については平成七年の時点から約一〇一ヘクタールの緑が現時点で減っています。農地も一七三ヘクタール減っています。一〇年間で、合わせて二七〇ヘクタール以上の自然的環境が減っているわけです。年平均二七ヘクタール以上減っているということです。このような状況の中で、都市緑化や緑地の保全を行ってきたのですが、市街化区域が八八

パーセントという本市の特性は緑行政を進める側からはものすごく厳しい壁となっているんです。

そこで、今回の「緑の基本計画」の改訂作業においては、緑の現況量を客観的に捉えながら、その上で「行政として責任を持てる確保目標を設定していくことが必要なのではないか」ということが大きな課題になっています。本市は開発圧力が非常に強いことから緑の減少が著しい状況です。その要因となるものが市街化区域率と地権者の相続税対策と考えられます。農家の方々が持っている農地とか樹林地が、高齢化や後継者不足ということによってたん相続が起こつてしまいますと、お金に換えて相続税を払わなければならないという状況になっています。

緑地保全制度では相続税などの優遇措置もあります。また、まだ地権者の緑地保全への理解を得るまでには相当の努力が必要となっている状況です。毎年約一〇ヘクタール以上の緑地保全ができるようになりましたが、樹林地も毎年それに見合う分減っている状況があります。これは担当者として本当に辛い現実です。

だから、可能な限り努力を重ね緑地保全をやっていきまないと、多摩丘陵に見られるようなつながりのある緑は、すべて開発によってなくなってしまうので、今後も頑張つて保全していくことが必要と思っています。

#### ●緑の「創出」への市民意識を

鈴木 今回、緑の基本計画の改定にあたって、市民意見の募集や市民意見交換会などを開催したのですが、緑の保全に対する市民の方々の意識は非常に高いのですが、緑化などの創



鈴木直仁氏

出となりますとほとんど御意見や御要望をいただけませんでした。これはどういうことかと我々も少々とまどつてしまいました。例えば幸区は緑被率がいちばん低く、区民の方々から緑の創出への御意見をいただけるものと考えていましたが、実際は計画のビジョンづくりに苦慮する状況です。

さらに先ほどの臨海部の話がありました。臨海部についてもこれからさまざまな取り組みが本市でも考えられておりますが、風格のある都市づくりの中で本市の顔として緑化を進めていきたいと考えています。エコタウンというのは、実際に緑という話で特化したし、まずとそのビジョンがなかなか見えにくい部分があります。CO2の削減効果ですとかいろいろありますが、やはりどういうかたちで緑のネットワークを形成するかが大きな課題になると思います。

いずれにしても、川崎市の場合、緑被率を維持するためには、市民や行政が緑化の推進を真剣に考えていくことが大切なのです。

### ●緑のボランティアは1万人！

鈴木 現在、緑のボランティアだけで一万一千人を超える集計が出ておりまして、私たちは多くの人材により緑の施策が支えられているんだなと思っております。こういう方々が地域に相当いらつしやいますので、新たな仕組みを構築しながらお互いの役割分担をしっかりと認識して、協働し、次世代の子供たちにその活動を継承していくことが必要だというふうに思っています。また、こうしたボランティアの方々を、里山ボランティアなどの緑の講座や環境学習の機会で、今後も育成していくことに努めていきたいと思えます。

田中 ありがとうございます。行政の立場から取り組みについてお話をいただきました。では小林さんから、ご自身の活動と、さらに日頃の活動の中で感じられていることをご紹介していただければと思います。

### ●地域の森の魅力を発信

小林 先ほども言いましたが「野川はあも」の活動場所というのが南野川ふれあいの森という雑木林で、川崎市が地主さんから借り受けてそれを市民に開放している場所です。その存在はまちにとつて貴重な宝になるわけで、その宝をもっと地域の住民が享受できるように自分たちでできることがもつとあるのではないかと、という思いを持っている人たちが何人か集まって、「野川はあも」という団体を立ち上げました。

最初は地元の皆さんに、この場所の魅力について知ってもらおうというところから始まりました。そのため、宮前市民館の自主学級を活用して、この場所を使っているいろいろな自然観察や遊びなどをしながら、雑木林の管理をしているというプログラムを立てて活動

をしています。市民館のほうから自主学級運営のお金をいただいて、まず遊びから呼びかけてみることにしたわけです。

毎月一回、第一日曜日に集まって、ネイチャーゲームをしたりどんぐりを使ったクラフトをしたりという活動を通して、公園ではできない遊び、そういう場所ではできない遊びを、子どもたちが自分たちで発見していったのが印象的でした。子供というのは遊具がなくても、落ち葉が溜まっていればそれをボールにするし、枝があればチャンバラごっこが始まるし、斜面があればそりすべりをするなど、様々な遊びを工夫します。

お母さんと子どもの日常の散歩コースに、こういった自然の場所をもつともっと確保していかなければいけない、ということを感じます。

緑の活動を通して、落ち葉の堆肥化やごみの問題や、バイオマスのこと、あるいは地域の中のお年寄りと子どもの関係のこと、防災面のことなど、環境のいろいろな切り口が見えてくるんです。だからそこに一人でも多くのかたが参加されれば、また違う方向で、新しい運動が生まれて、ふれあいの森という場所を通じて、まちや市に広がっていくのではないかと感じています。

宮前区の野川や有馬では、もともとそこにいる地元の方と新しく転居されて来た方との交流が、必ずしも上手くいっていません。「はあも」も地元の方々ととの接触がまだ上手くていないんですね。これから私たちの活動に地元の方が入ってくださることを期待しています。子供たちは、地域で緑に触れ合いながら成長して欲しいなと感じています。田中 小林さんのお話を受けて、鈴木さんいかがでしょうか。



小林第代氏

鈴木 やはり地域にお住まいの方々とのかわりは大切ですね。こうしたことにより継続的に市民活動が続いていくものだと思います。

地域活動のいいところは、いろいろな世代の方たちが知り合う機会ができるということです。いろいろな世代を超えたお付き合いがそこでできて、種をまいて収穫したとか、間伐をしたら草花が出てきたとか、そういう喜びや発見が、有馬や野川にはすごくあると思います。多摩丘陵には、潜在的に眠っている草花などの多様な自然環境が非常に豊かにあるんですね。これをやはり回復させ活かしていきたいと思います。

また、地域リーダーとして熱い心を持っている人をどんどん育成していかなければならないのではないかと思います。地域のみなさんを引っ張っていく、熱意を持った方にとり活躍していただかないと、地域活動は継続性という点では難しいのではないかと思います。

## 第4部

# 環境における協働のかたち

### ●市民・事業者・行政の協働と連携

田中 さて、これまでのお話を受けながら、次のステージの話題として、市民と事業者と行政はどう連携していくのか、また、どういうかたちで川崎の持続可能なまちづくりをしていくかについてご意見を伺いたいと思います。

今、お話が出ましたが、地域の活動がさまざまな世代や職業を超えた交流の場になるということが指摘されました。とくに、これから団塊の世代が高齢者になっていくわけですから、そういう方々の生きがいとして、コミュニティ活動がその受け皿になっていくという可能性もあると思うのです。それは行政側の努力や、仕掛けも必要かもしれない。こうした市民と行政との連携について、飯田さんからお願いします。

飯田 川崎市自治基本条例の考え方には「自分たちの地域のごことは自分たちで決めて自分たちで担う」というのがありますね。だから、たとえば、これからは生ごみを回収するのが市民である場合もあるでしょうし、リサイクル事業をするのは事業者であるかも知れない。共通の目標を確認しながら、お互いの役割について一つ一つ議論を重ねていくことだと思います。しんどい部分もありますが、それよりも楽しみですね。行政の課題としては、協働の仕組みをつくる過程が大切ではないかと思えます。計画ができてから、参加してくださいと言うのではなく、理念を共有しながら仕組みづくりから一緒にやっていくなら上手くいくのではないかと思っております。

●「協働」というのは手をつないで仲良くだけじゃない

田中 つまり協働を立ち上げるといいますか、作り出すところから、市民が提案し参画することが大切だということですね。伊藤さんほどのようにお考えでしょうか。

伊藤 「協働」というのは手をつないで仲良くじゃないんです。考え方や組織体制が違うからこそ面白い。同じ目標に向けて異なるも

のが力を合わせる、当然にすれ違いもできます。ごみの行政に関して言えば、これまで行政が作ってきたシステムを変えていくわけです。行政としては手順を踏まなければ動かないですね。多くの声を聞き整理し、議会に説明し、さまざまな調整をして、前へ進めていく。一方で市民は自由に発想ができます。やろうと思えば、一日でも相当の整理ができる。

ただ、実際に長く続けていくとなると、費用を捻出するのに大変な力がある。逆に行政は、方向性さえ決まれば仕事としてを進めていくことになりやすい。だからこそ、市民は厳しい問いかけを行政にするのだと思います。そして、行政はきちんと耳を傾ける。いま、廃棄物行政は大きな転換をしていくわけですが、市民と行政のきちんとした関係がこれをもたらしてきたのだと思います。

### ●多摩丘陵における広域連携

田中 この点について、鈴木さんから何か付け加えることがありますでしょうか。

鈴木 連携という点で、我々の取り組みを一つご紹介いたします。

多摩丘陵は川崎のみならず、首都圏全体の大切な財産であるということに着目しまして、平成一五年度から、川崎市と横浜市、町田市の市境にある緑をつなげるため、三市連携緑地保全会議を立ち上げました。今年には三市の職員が共に現場調査を数回行い、小田急線の鶴川駅から岡上地区を経由し、町田市の三輪地区から横浜市の寺家地区、そして川崎市の早野地区へつづく多摩丘陵の散策マップを作りました。またマップの作成にあたっては和光大学や同附属高校の生徒にもお手伝いをし

ていただきました。

この取り組みは、多摩丘陵の貴重な緑地を効率的に保全するため行政が連携するだけでなく、マップを通じて三市の市民活動が域を超えて連携してほしいという期待が込められています。

●行政は聞き上手、乗せ上手に

田中 小林さん、市民の立場から、行政と市民の協働についていかがでしょうか。

小林 協働という言葉だと構えてしまうところがあるんですけど、行政は市民を上手く乗り気にさせる方法を考えて欲しいなと思います。市民というのは自分のまちのことですから、楽しければ報酬がなくてもどんどんやるんです。上手く乗っかれるような土台や仕組みがあれば、楽しく活動していけるんです。直接暮らしと結びついているという意味で、環境というのはとても分かりやすいと思うんですね。

行政にお願いしたいのは、柔軟に市民のアイデアをもっと引き出していきたい。市民が考えればお金がなくてもできることがたくさんあります。こういう方法もあるんじゃないかと、ざつくばらんに市民から行政に言えるような、聞き上手、乗せ上手な親しみのある行政になつて欲しいなと思います。田中 石渡さんはどのようにお考えですか。石渡 市民、事業者、行政という主体間の連携をどのように構築していくかが、今後の資源循環を考えていくキーポイントだと思います。お話にありましたように、楽しくできるものは皆さん参加するので、生ごみリサイクルについても、例えば堆肥ができて、それをまた使ってみようというように、人々の興味

を引くかたちで事業を行っていくことが、今後の重要なコンセプトだと思います。

●持続可能な都市へ

田中 先ほど申し上げましたが、川崎が新しい世紀における持続可能な都市に向かつていくときに、さまざまな分野でいわば構造転換していく必要があると考えます。例えば産業構造の転換であり、都市構造の転換が求められる。あるいは行政改革が必要であり、そして市民と行政の連携のあり方も変えなければならぬ。さまざまな所で構造転換が求められています。

そこで最後のまとめになりますが、連携と参画ということをキーワードに考えると、しばしば「新しい公共」という概念が使われるわけです。このコンセプトは、公共というものはこれまでは主に行政が体現してきたというところらえ方でしたが、そうした考え方はなく、地域社会の公共的あるいは公益的な活動というものを、その地域社会を構成する各々の主体が担う、それは市民であり事業者であり行政である、こういう考え方だと思います。例えばそれは、地域社会の公共的活動として、事業者はCSRという社会貢献活動、市民は市民活動を担う、ということだと思つています。そういう視点に立つと、新しい公共の担い手という枠組みを、この際もう一回考え直してみることがあるのではないかと思います。私は、環境問題というのは大変公共性が強い課題だと思います。したがって、持続可能な都市という方向を考えたときに、かなり意図的にその枠組みを作っていくなければいけない。持続可能なまちということ前提としたときに、主に行政が考えなければいけない

仕組みとして、経済のルールや社会のルールがあります。行政はそういう仕組みを整備しながら、そこで実際に活動していく事業者や市民の皆さんと、公共性を共有していくことが非常に大事だと思うのです。

そうした環境の価値や理念を、新しい公共という発想のもとで改めて共有した上で、お互いの役割なり境界を再構築し、今までの既存の境界や役割を壊して、相互に乗り入れていく必要があるのではないのでしょうか。市民はこれまで行政がやっていたような活動をやる意味では担っていくこともある。逆に行政がむしろ市民活動をサポートし、支援をしていく、そういう仕組みを整えながら市民と行政は相互に大胆に乗り入れる必要がある。そういうことが、持続可能な社会の構築を考えたときに必要になってくると考えます。つまり行政だけでは描ききれない、事業者だけでも難しい、市民と事業者と行政が新しい公共という環境理念を共有した上で連携し協働していく、そういうことが新しいまちづくりには必要なのではないでしょうか。

では、連携・協働のかたちというのは、どのようなものだろうかと考えたときに、今日の議論はまさにそうなのですが、局面局面で多様なかたちがあり得るし、そういうものを許容していかなければならない。そうすると、具体的に現場で直面する市民の皆さんや行政の担当者は、現場の実情に応じてある意味で一つ一つ作り出していく必要がある。枠組みを柔軟に考えながら、お互いの持ち味や力量、個性を考えながら連携・協働するかたちをくり上げる。そういう社会は、非常に難しいが、やりがいがある社会であるというように思っています。

●評価できる川崎のパートナーシップ

田中 最後に、私は川崎というのは非常に評価される都市であり、行政であると思います。川崎市民の意識は、他都市と比較しても高い要求をしているし、その高い要求に応える行政がある。また行政が高い問題意識を持ち、それに応える市民も存在する。こういう相互関係が川崎にはあります。そのことに行政の方も誇りを持ち、市政にとつての資産である、そういう考え方をしていたらいいと思います。これをまとめたいとして、司会にお返ししたいと思います。

司会 長時間にわたりご議論いただきまして、ありがとうございます。いまの社会状況は、かつての公害対策中心の時代とは大きく変わっています。私たち自治体職員も、市民・事業者のみならずと一緒に、持続可能な市民都市・環境都市をいかにつくっていくかが重要になってきているわけです。市政に向けて大変示唆に富んだご意見をいただくことができました。ありがとうございます。

川崎市環境年表

年次	川崎市の環境政策	参考事項
昭和42年(1967)		「公害対策基本法」制定
昭和43年(1968)		「大気汚染防止法」「騒音規制法」制定
昭和45年(1970)	8月 市内39工場と「大気汚染防止に関する協定」を締結	7月 杉並区を中心に光化学スモッグが発生し、6,000人に目や喉の痛み 「水質汚濁防止法」制定
昭和47年(1972)	3月 「川崎市公害防止条例」を公布(施行47.9.27) 4月 川崎市公害監視センター完成 8月 市内67工場と「工場緑化協定」を締結 10月 「川崎市公害監視会議」発足	「スウェーデン・ストックホルム会議」で水俣病の実態が世界に報告された 「国連環境計画(UNEP)」発足
昭和48年(1973)	12月 川崎市公害研究所完成	「化学物質審査規制法」制定
昭和51年(1976)	10月 「川崎市環境影響評価に関する条例」を公布(施行52.7.1)	「振動規制法」制定
昭和54年(1979)		「省エネルギー法」制定
平成2年(1990)	6月 川崎市「ごみ非常事態」を宣言 12月 川崎市総合的環境行政制度検討委員会発足	「地球温暖化防止行動計画」決定
平成3年(1991)	12月 「川崎市環境基本条例」公布(施行4.7.1)	「リサイクル法」施行 バブル経済破綻
平成4年(1992)	4月 「川崎市先端技術産業環境対策指針」施行	「国連環境開発会議(地球サミット)」開催 「持続可能な開発」を模索
平成5年(1993)	3月 「川崎市一般廃棄物処理基本計画」策定(適正処理からリサイクルへ)	「環境基本法」制定
平成6年(1994)	2月 「川崎市環境基本計画」策定	「環境基本計画」閣議決定
平成7年(1995)	10月 ごみの鉄道輸送事業がスタート 10月 川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」策定	「容器包装リサイクル法」制定 阪神・淡路大震災
平成9年(1997)	4月 環境保全局、生活環境局を統合し新たに「環境局」を設置 7月 臨海部が経済産業省のエコタウン地域に認証される	「環境影響評価法」制定 「京都議定書」採択
平成10年(1998)	「市民健康の森」事業開始 川崎エコタウン基本構想策定 10月 「川崎市の地球温暖化防止への挑戦—地球環境保全のための行動計画—」策定	「地球温暖化対策推進法」成立
平成11年(1999)	2月 ペットボトル分別収集開始 7月 川崎市の環境三条例の抜本的な改正 「川崎市環境影響評価に関する条例」公布 「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」公布 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」公布	「化学物質排出把握管理促進法」制定 「ダイオキシン類対策特別措置法」制定
平成12年(2000)	水江町ゼロエミッション工業団地造成工事開始 10月 事業系ごみ処理手数料金の改定	「循環型社会形成促進基本法」制定 「グリーン購入法」施行
平成13年(2001)		「家電リサイクル法」施行
平成16年(2004)	3月 「地球環境保全行動計画」を改定、「川崎市地球温暖化対策推進計画」を策定	「事業者の環境配慮活動促進法」公布
平成17年(2005)	4月 「川崎市一般廃棄物処理基本計画—かわさきチャレンジ・3R」策定(リサイクルから3Rへ)	「京都議定書」発効

# これまでの川崎の公害への取り組み

環境局公害部企画指導課主査

山田健二郎

はじめに

川崎の環境行政のあゆみを振り返るとき、かつて高度成長期に経験した公害への取り組みの歴史を避けておろすことはできない。本稿では、本市におけるこれまでの公害への取り組み経過を振り返るとともに、近年の環境行政の状況を踏まえ、今後取り組むべき主な課題を明らかにしていきたい。

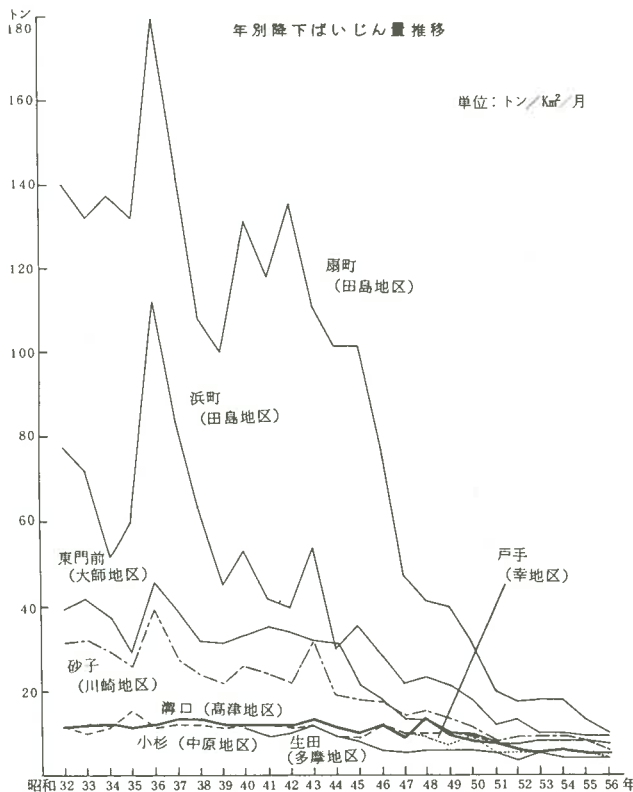
## 公害問題初期の取り組み

川崎は、東京と横浜の中間地点にあり、多摩川の水路が利用できるなど、企業の立地条件に恵まれていたことから、明治時代の後半から工場・事業場が進出し、大正時代初期には、工場・事業場から排出される有害ガスや粉じんによる農作物への被害が発生した。

第二次世界大戦後、朝鮮戦争を契機として企業の生産増強が行われ、大気汚染による被害や苦情が増加した。特に、昭和三〇年代に入ると、石油コンビナートが形成されるようになったことにより、燃料が石炭から石油に転換され、大気汚染の原因がば



昭和40年代前半の臨海工業地帯における大気汚染の様子



いじんに加えて石油中に含まれる硫黄酸化物が大きなウェイトを占めるようになった。

こうした状況を鑑み、本市では、昭和三一年から市内一六カ所で降下ば

いじん量を、また翌昭和三三年から市内一五カ所で大気中の硫黄酸化物の測定を開始した。

一方、地域住民や労働組合などから、苦情や抗議が増え、市に対しても対策を求める声が高まったため、昭和三五年に(旧)「川崎市公害防止条例」を制定して対策を講じた。当時は、何を「公害」と判断するかがはっきりしていなかったため、この条例で位置づけた市長の諮問機関で「公害」の認定を行い、その認定を受けた工場・事業場の責任者に対して改善等の行政指導を行った。

## 昭和三〇年代から四〇年代における取り組み

昭和三〇年代から四〇年代にかけて高度成長が続いたため、市内における工業生産量も臨海部における重化学工業・鉄鋼業を

中心として急激に増加した。このため、川崎区・幸区では、大気汚染による健康被害や騒音等の苦情が激増した。

このような状況を踏まえ、本市では、昭和四五年に市内大手企業三七社（三九工場）と大気汚染防止に関する協定を締結し、昭和四七年には八社八工場と公害防止に関する覚書を取り交わし、行政指導を行った。また、公害行政を強化するために昭和四六年に公害部を「公害局」に昇格させるとともに、翌昭和四七年には、全国一徹しいとされる「川崎市公害防止条例」を公布した。この条例は、大気汚染物質による環境目標値、地区別許容排出総量及び規制基準を相互に関連づけることによって、いわゆる「川崎方式」と呼ばれる独自の総量規制方式を導入したものであり、総量規制の草分けとして、公害防止対策の推進に先駆的な役割を果たした。さらに、同年、環境中の大気汚染状況と工場・事業場の排出ガスを自動監視する川崎市公害監視センターが完成するとともに、市民による公害監視を目的とした公害監視会議もこの年に発足し、監視の強化が図られた。

これらの対策により、降下ばいじん及び大気中の硫酸酸化物については、顕著な改善が図られた。

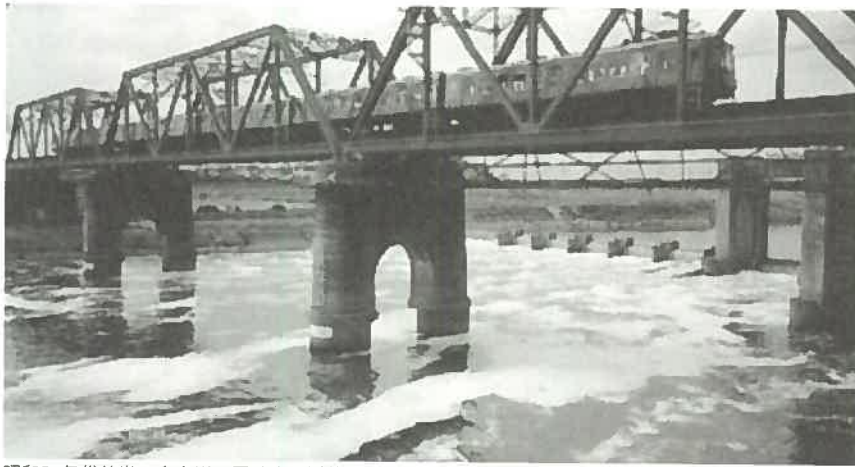
## 昭和五〇年代以降の取り組み

昭和五〇年代に入ると、社会経済の発展、生活水準の向上に伴い、都市への人口集中、自動車交通量の増大等が顕著となり、生活騒音、生活排水、合成洗剤問題、自動車排出ガスなど、都市・生活型公害が顕在化した。

また、有害化学物質による地下水汚染が

社会的な問題として取り上げられた。これらの新たな環境問題への対応として、昭和五八年には、「川崎市自動車公害問題協議会」、昭和五九年には「川崎市二ヶ領用水水質浄化対策委員会」などが発足したほか、昭和五八年に「川崎市洗剤対策推進方針」、昭和五九年に「川崎市生活排水対策推進要綱」、昭和六二年に「川崎市生活騒音の防止に関する要綱」をそれぞれ制定し、改善に努めてきた。

平成に入ると、二一世紀の豊かな都市環境づくりに向けて、平成三年に「川崎市環境基本条例」を制定・公布した。また、同



昭和50年代前半の多摩川田園調布堰近傍

年には「川崎市自動車公害防止計画」を策定し、自動車公害の改善に向けた本格的な施策の展開を図るとともに、平成五年に「川崎市河川水質管理計画」を策定し、市内河川に環境目標値を設定し、総合的な水質保全対策を実施してきた。さらに、先端技術産業に係る環境問題については、平成四年に「川崎市先端技術産業環境対策指針」を制定し、市内事業者に協力を求め、環境汚染の未然防止対策を推進するとともに、工場の跡地などの土壌汚染対策として、平成五年に「川崎市土壌汚染対策指導要綱」を制定し、工場跡地の再開発などにおける



多摩川支川、三沢川の1950年代前半の状況

調査・対策の実施を指導している。

平成一〇年代になると市を取りまく環境問題は、川崎公害裁判の和解（平成一一年五月）を契機とした南部地域道路沿道の自動車公害の防止対策、顕在化した土壌・地下水汚染問題への対応、鉄道騒音対策、ダライオキシソリン類や内分秘かく乱化学物質（いわゆる「環境ホルモン」）による健康影響の懸念など緊急に取り組む必要がある課題が生じた。

平成一一年には、環境基本条例の理念を踏まえた環境行政制度の体系的な整備を図るため、環境基本条例の一部改正、公害防止等生活環境の保全に関する条例、緑の保全及び緑化の推進に関する条例、環境影響評価に関する条例並びに環境保全審議会条例を制定・公布した。

また、道路沿道の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成が困難な状況にあることから、その主な発生源であるディーゼル車に対する対策として、市バスやこみ収集車などの公用車にクリーン軽油の導入など率先的な取り組みを行った。

平成一五年度には、首都圏の八都府県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市）が一体となってディーゼル車から排出される粒子状物質による大気環境の汚染防止に取り組むため、一都三県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）の条例に基づき、平成一五年一〇月一日からディーゼル車の運行規制を開始した。市内を走行するディーゼル車に対しても、市では、神奈川県からの権限委譲を受けて、神奈川県生活環境保全に関する条例に定める基準に適合しないディーゼル車の運行の取締を行うと同時に、P



M減少装置（DPF、酸化触媒）の装着に  
対する補助や、対策が施されている最新規  
制に適合するディーゼル車などの低公害車  
への買い替えに対する助成を行った。

これらの広域的対応が功を奏して、浮遊  
粒子状物質について、昭和四八年に環境基  
準が定められて以来、初めて平成一六年度  
に市内の全測定局で環境基準を達成した。  
このような改善傾向は、首都圏の八都府市  
全域で見られた。また、二酸化窒素につい  
ても、一般環境測定局全局で環境基準を達  
成しており、改善が図られたところである。

## 今後の課題

現在、国内においては、循環型社会を目  
指した廃棄物問題や地球環境問題など多く  
の環境問題が山積しており、取り分け国を  
挙げて地球温暖化対策に取り組んでいると  
ころであるが、その中で、特に本市として、  
今後、環境対策を講じる必要が想定される  
主な課題として、次の二つを取り上げた。  
これらの二つの課題は、これまでの測定技  
術の進歩と科学的知見の集積により判明し  
た二一世紀に取り組まなければならない課  
題である。なお、もう一つの重要課題であ  
る地球温暖化対策については、後段での論  
稿（32頁）にゆずり、ここでは割愛する。

### ① 化学物質対策

化学物質問題の歴史は、公害問題の歴史  
と言っても過言ではない。代表的なもの  
として、有機水銀中毒による水俣病問題、P  
CBによるカネミ油症問題等、これまでに  
人への健康被害や動植物への影響を及ぼし  
てきた多くの公害問題の背景には、化学物  
質が関与してきた。市内においても、半導

体やクリーニングの洗浄剤として使用され  
ていたトリクロロエチレンやテトラクロロ  
エチレンによる地下水汚染問題のほか、広  
義に捉えれば硫酸酸化物や窒素酸化物によ  
る大気汚染問題も化学物質問題と言える。

これらの化学物質については、これまで  
の調査・研究の結果、人や動植物への有害  
性の影響が明らかになってきたことから、  
規制基準が定められ、法律・条例による使  
用等の制限が行われている。

しかし、現在、化学物質は、国内におい  
て約五万種類が流通していると言われてお  
り、新規に製造・輸入されている化学物質  
も年間に約五〇〇物質あることから、その  
有害性等を確認する作業が追いつかない状  
況にある。このため、これまでの物質毎の

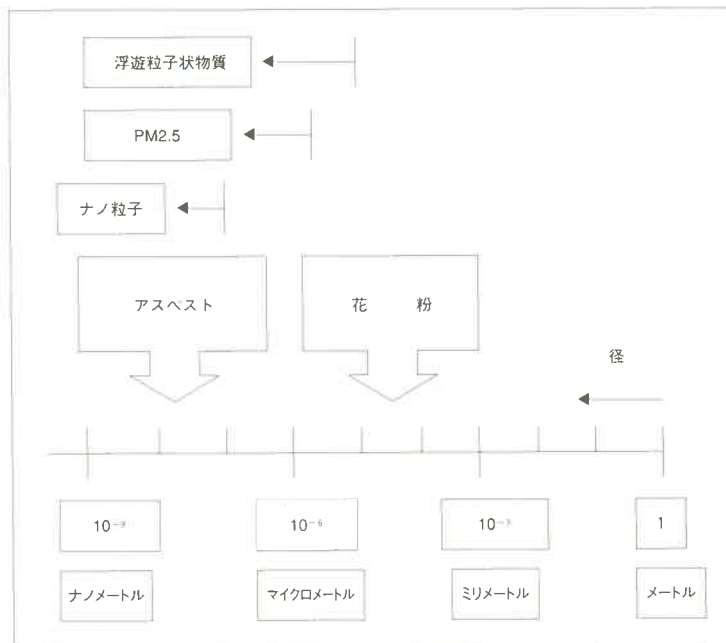
規制では対応しきれなくなっている。そこ  
で、平成一一年に国では、有害性のおそれ  
のあるさまざまな化学物質が事業所などか  
ら環境へ排出される量を把握すると同時に、

化学物質を取り扱う事業者が自主的に化学  
物質を管理し、事業所における無駄な使用  
等を減らして改善を促進する法律（特定化  
学物質の環境への排出量の把握等及び管理  
の改善の促進に関する法律「以下、PRT  
R法という。」）を制定した。

一方、本市では、ダイオキシン類や内分  
泌かく乱化学物質問題が大きな社会問題と  
なったことを契機に、全国に先駆けて平成  
一〇年に「化学物質担当」を設置し、ダイ  
オキシン類対策特別措置法及びPRT R法  
への対応、並びに事業者による自主管理を

主体とした条例の施行な  
ど、化学物質対策に積極  
的に取り組んできたところ  
である。

今後は、市内で製造・  
使用され、環境へ排出・  
廃棄される化学物質の実  
態を把握するとともに、  
その安全性について、市  
民、事業者と市が一体と  
なって相互に情報を共有  
し、理解を図ること（リ  
スクコミュニケーション）  
が求められている。市民  
が化学物質に対して安  
全・安心できる仕組みを  
構築することが、今後の  
課題となっている。



径と粒子・アスベストとの関係

### ② 微小粒子対策

国内においては、粒子状物質について粒  
子の径が一〇マイクロメートル（一〇・メー  
トル）以下のものを「浮遊粒子状物質」と  
定義し、環境基準を設定して対策を講じて  
きた。これに対して、米国では、肺や血管  
などの器官の奥に入り込み、呼吸器系疾患  
や内分泌かく乱作用などを引き起こす可能  
性が非常に大きいとされる径が二・五マイ  
クロメートル以下の粒子（以下、「PM二・  
五」という。）をそのまま放置すれば全米  
で年間六万四千人の死亡者が増加するとの  
疫学調査の結果を踏まえ、環境基準を設定  
し、発生源の規制を導入している。

環境省でもPM二・五の規制の導入につ  
いて検討を行っているが、本市では先行的  
にPM二・五を市内で測定しており、その  
結果を米国の環境基準と対比すると、基準  
を超過している可能性があり、今後、詳細  
な調査と対策を講じる必要がある。

また、粒径が数百ナノメートル（一〇・メ  
ートル）以下の超微小粒子（以下、「ナノ  
粒子」）についても、大気中に存在する場  
合には、欧州諸国を中心とした最近の研究  
によつて、人への健康影響の可能性が指摘  
されており、今後、市内における実態把握  
などが求められる。今、社会的に大きな問  
題となっているアスベストは、径が数十ナ  
ノメートルと極細のため、肺の深部に入り  
込み、中皮腫等の健康被害を発生している。  
このようなことから、市民の健康を守るた  
めには、PM二・五やナノ粒子などの微小  
粒子対策を講じることが、今後の取り組む  
べき課題である。

# 川崎市の環境産業振興施策について

経済局産業振興部新産業創出担当主査

吉澤朋充

## はじめに

二一世紀は「環境の世紀」といわれるように、大量生産・大量消費などの大きな環境負荷による環境悪化への反省から、「環境への負荷(ダメージ)を継続的に改善する活動に寄与する技術及び財(製品・商品)やサービスを提供するビジネスが求められています。法的な整備に関しては、平成二年六月に「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これに対応する形で廃棄物処理法や再生資源利用促進法(リサイクル法)が整備されました。

環境ビジネスの市場規模は、平成一五年五月の環境省が発表した将来予測によると、二〇〇〇年には二九兆九千億円だったものが、二〇一〇年には四七兆二千億円、二〇二〇年には五八兆四千亿円になると推計され、雇用規模については、二〇〇〇年には七六万九千人だったものが、二〇一〇年には一一一萬九千人、二〇二〇年には一三三万六千人になると推計されています。

このような状況下、「環境調和型産業の振興」は、平成一七年三月に策定された新

総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において、重点プランの一つとして位置付けられました。ここでは、本市の環境産業の振興について、本年度創設した「環境産業フォーラム」などの取り組みを中心に、環境産業振興に関する今後の施策展開の方向性について紹介していきます。

## 臨海部の潜在的な地域力を活かす

工業都市・川崎は、一九六〇年代の高度成長期に深刻な公害問題を経験しています。臨海部に立地する各企業は、公害を克服する努力を傾注するなかで、優れた環境技術を蓄積してきました。

川崎市臨海部は、首都圏に近く、資源産業に不可欠な港湾、鉄道運河を含めた物流インフラ、エネルギー施設が集積し、また、大きなポテンシャルを秘めた日本有数の大企業、資源循環分野で競争力のある多数の中小企業、さらに各種の環境関連施設が立地しています。こうしたさまざまなインフラや施設の機能を有機的に連携させることによって、競争力のある資源循環型産業システムの構築を図るために、川崎市は環境

事業団(現 独立行政法人環境再生保全機構)とともに、廃棄物を再生資源として利用する循環型・省資源型の「川崎ゼロ・エミッション工業団地(注一)」を先導的モデル事業として推進し整備してきました。資源リサイクル施設と生産工場とが連携を図ることによって二一世紀をリードする一大工コ実践地区の形成を目指し、地域企業の潜在要素の活性化を図ろうとするものです。

本市は、平成九年七月に北九州市など五地域のうちのひとつとして全国初のエコタウン(注二)承認をうけています。これは、臨海部の地域特性を活かし、環境産業の振興を通じた地域振興及び地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型地域社会の構築を目的とした「環境調和型まちづくり(通称・エコタウン)」を実現しようとするものです。平成一六年七月には、臨海部に立地している企業一三社が中心となって、「特定非営利活動法人産業・環境創造リエゾンセンター」が設立されました。このセンターは、産業活性化や環境創造に資する産学官民等の連携の実現に向けた調査研究事業ならび

に普及・広報等に関する事業を行い、地域の活性化と環境調和型まちづくりに寄与することを目的として活動するものです。こうした企業の枠を超えた新しい動きが出てくるのも、川崎臨海部の持つ潜在的な力によるものと考えられます。

## 更なる環境産業を育てる

「環境産業フォーラム」の創設

これまで、本市は、臨海部を中心にエコタウン事業を推進することにより、環境産業の振興を図ってきました。

平成一七年三月に策定された「川崎市新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」では、「新たな産業をつくり育てる」という基本方針の中で「環境調和型産業の振興」を「福祉産業・生活文化産業の振興」や「ユニバーサルデザインを活かした産業振興」とともに本市における新産業創出における重要な柱として位置づけ、更なる振興を図ることとしています。

地域全体で環境産業の振興という視点に立った場合、既に環境関連産業に参入している企業だけでなく、環境関連産業の参入に興味がある企業や、環境産業に参入できる技術を持っているが、そのことに気づかない又は関心のない企業も対象とした施策が必要です。また、事業を成功させる条件として、コアコンピタンス(他者のまねできない、その企業ならではの力)を活かしたビジネスプランの磨き上げを行ない、市場ニーズと商品のアンマッチ(不一致)をなくすこと、単独企業の事業化によるビジネスリソース不足を補うため、ネットワーク構築による得意分野の擦り寄せの二点が不可欠です。そこで、環境産業に係るトピックや先進的な事業の実体験の情

# 環境産業の振興に向けて～環境産業フォーラムのイメージ～

環境産業フォーラム：環境セミナーの開催を契機として、参加企業間のネットワーク化を図るとともに、研究開発、販路拡大などに向けて産学公、企業間の交流と連携を促進することにより、環境調和型産業の創出・振興を図ろうとするもの。

## ・環境産業創出・育成の課題

- ①環境に関心があるが、どうやって参入したらいいかわからない。
- ②情報やパートナーが欲しい。
- ③技術開発するための資金が不足している。
- ④製品は出来たが販路が広がらない。
- ⑤製品を紹介する場が少ない。
- ⑥知的財産権を守りたい。

## 市・財団支援メニュー

目的	内容	対象企業
新規事業創出	市職員の個別相談 相談メニュー	登録企業 * 登録企業 * 登録企業
技術開発	産学連携 共同研究費	産学連携 * 産学連携 * 産学連携
販路拡大	展示会 ネットセンター	産学連携 * 産学連携 * 産学連携
知的財産権	特許相談 特許料補助	産学連携 * 産学連携 * 産学連携
環境修復	環境修復 環境修復	産学連携 * 産学連携 * 産学連携
環境調和型製品	環境調和型製品 環境調和型製品	産学連携 * 産学連携 * 産学連携

\* 新規事業

**環境修復・創造分野企業群**  
水質・土壌浄化など環境修復や、都市アメニティなど環境の創造

●例えば、建設業・足場レンタル会社と屋上緑化企業のマッチングによる屋上緑化事業への展開。

**環境調和型エネルギー分野企業群**  
風力・太陽光発電・燃料電池などのクリーンエネルギー

**環境支援分野企業群**  
環境負荷軽減への取組みを支援する  
環境分析・保全装置・サービスの提供

**販路開拓**

**グリーン購入・調達**

**環境調和型製品分野企業群**  
製造・使用・廃棄の各段階で環境負荷を低減させる商品の製造

## 研究開発

## 実証化モデル事業

# 出会うの場、環境産業DB

## マッチング

アジア起業家村構想

・資源循環システムの確立

・川崎エコタウン構想の推進

・環境技術で国際貢献

廃棄物処理・リサイクル分野企業群

古紙やペットボトル等の廃棄物のリサイクル

報を事業の参考にしていたが、また、人的交流による情報交換を行なえるように、まずは「環境産業フォーラム」を本年度から年四回開催することとした。既に、三回のフォーラムを実施しています。第一回のフォーラムでは、エコビジネスネットワーク代表安藤眞氏による「環境ビジネスへの参入のヒント」、第二回のフォーラムでは、エコビジネスネットワーク副代表 本木浩也氏と松下電工(株)電材マーケティング本部分社マーケティングエイトセンターソリューショングループ環境・メンテナンス事業推進担当部長 宮木正俊氏による「物でないもの売る」グリーン・サービシングの現状」、第三回では、第一パイプ工業(株)(タイトー工業(株))代表取締役社長 新城俊男氏と(株)オフィスバスターズ 代表取締役 天野太郎氏による「リサイクル・リユースビジネスの概要・ポイント」を行いました。

を行いました。

参加者からは、成功事例や失敗事例を通じて具体的な事業の展開が学べると好評を博しています。今後も引き続き、こうした具体的な事例紹介を中心とした「環境産業フォーラム」を実施し、多くの方に参加いただき、環境産業への参入のヒント、事業展開のポイントを吸収していただきたいと思えます。

### 今後求められる方向性

フォーラムを中心に、現場から組み立てる

環境関連事業を行なっている企業の方には話を伺っていき、一番重要な問題は「販路の確保」となっています。良い製品を製造しても、なかなか市場で認知してもらえず、販売が上手くいかない、製品をどの顧客層に絞り込めばよいのか十分にわからない

という話を良く聞きます。この「販路問題」に対応するためには、製品を開発する前に徹底的に自社の技術の特徴を見極め、市場のニーズやウオッチと技術シーズとがぶつかりあてはまるよう明確な戦略と事業計画を立てることが重要です。

そのうえで、まず第一に、製品の認知度を高めるための普及啓発事業が必要であると考えています。環境負荷の低減を図れる製品、再生材を活用している製品であるなどの一定の条件を満たしている場合、「環境産業フォーラム」参加企業間での連携をうまく利用しながら、共同で製品冊子を作成すること、全国規模の展示会に参加するなど、製品の普及啓発をはかり、かつ、製品に対する市場の反応をフィードバックさせることにより販路問題の解消につながればと考えています。

次に、「環境産業フォーラム」に参加する企業間で、明確な事業戦略と事業計画を組み立てるための共同の問題意識が生まれていくとすれば、専門家のアドバイスを受けながら既に事業戦略と事業計画を再構築するセミナーの実施、さらには、個別の課題解決を支援する専門家の派遣などの人的なサポートを行うていくことが有効であると考えています。

そのほかにも、環境産業の市場拡大に貢献しているグリーン調達(注3)ですが、このグリーン調達の対象品目となるためには厳しい条件があり、官公需の実績がないと、環境負荷低減ができる商品であっても、対象品目となれないなどの課題があります。

こういった制度的な課題も含め、常に川崎に立地する企業の皆さんの視点にたち、具体的な現場の声を聞きながら、環境産業

の振興に精一杯努めていきたいと考えています。

注1 川崎ゼロ・エミッション工業団地

持続的な発展を目指す資源循環型のまちづくりの一環として整備を進めているもので、事業活動から発生する排出物や廃棄物を可能な限り抑制するとともに、これらの再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図り環境負荷の最小化を実現する新しい工業団地です。場所は、川崎区水江町にあります。

注2

エコタウン エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かした環境産業の振興を通じた地域振興および地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会の構築を目的に、地方自治体が、地域住民、地域産業と連携しつつ取り組む先進的な環境調和型まちづくりを支援するものです。

具体的には、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)」を作成し、そのプランの基本構想、具体的事業に獨創性、先駆性が相当程度認められ、かつ、他の地方公共団体の見本(モデル)となりうる場合、経済産業省および環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体および民間団体が行う循環型社会形成に資する先導的なリサイクル施設整備事業に対し財政支援を実施するものです。

注3

グリーン調達 メーカーが製品に使用する部品や資材を調達するとき、これまでの調達基準(品質・コスト・納期)に対して「環境配慮」を追加すること。



新たな機能を持つ地域の形成

# 川崎市内の環境産業に 取り組む企業について

経済局産業振興部新産業創出担当

兒島一嘉

## はじめに

近年、深刻化していく地球環境に対し、広く関心が持たれ、地球温暖化や大気汚染、廃棄物処理問題や資源の枯渇などが世界的に問題視されるようになってきています。

川崎市においても、今年度、策定した「川崎市新総合計画 川崎再生フロンティアプラン」において、「環境配慮・循環型の地域社会づくり」を本市の重点戦略の一つとして掲げています。また本市では、従来から環境産業に関する施策を展開しており、公害を克服する努力を継続していった中で、市内には多くの環境産業に取り組む企業が生まれ、立地しています。

## エコタウン構想

川崎市は、産業や生活、文化など人間のすべての営みが、自然や環境に調和し、生き生きと発展を遂げる二一世紀の新しい都市を目指して、平成九年度に通商産業省（現経済産業省）のエコタウン地域の承認を受け、「川崎環境調和型まちづくり基本

構想（エコタウン構想）を策定しました。この構想は、廃棄物を再生資源として利用、また抑制し、環境負荷を最小限に抑える「川崎ゼロ・エミッション工業団地」を先導的プロジェクトと位置付け、その他の資源リサイクル施設や生産工場と連携を図ることで、次世代をリードするエコ実践地区を形成し、市民のより豊かで快適な生活を

を支えようとするものです。

また、エコ地区での成果や情報を広く共有すべく、世界に向けて発信しようとするなど、この基本構想に基づき、様々な施策を実施しています。

## 川崎ゼロ・エミッション工業団地

前述の「川崎ゼロ・エミッション工業団

グループ	信栄製紙(株) 道栄製紙(株) サンペーパー(株) 三栄レギュレーター(株)	トイレトペーパー製造(古紙リサイクル含む)
株コタカ工事		鉄骨、建築金物製造、設計施工、建設一般鍛冶工事(工業用ガスに天然ガスを使用。雨水を貯蓄し、工業用に使用。)
大沢工業(株)		鉄骨、建築金物製造、設計施工(社内でのごみ削減)
株前田組		配管設備製作、プラント建設工事(ごみ処理、水処理設備の施行)
株近藤鉄工所		鍛造加工(加熱燃料を都市ガスにし、CO <sup>2</sup> を削減)
株三光精工		硬質クロムめっき、精密研削、超精密加工(廃液を工場外へ排出しない循環型クローズドシステムを採用。)
朝日工業(株)		制御盤、操作盤用筐体製造(作業環境の整備・ごみ処理施策)
隅田冷凍工業(株)		アイスクリーム・冷凍食品の保管、リパック、梱包作業(省エネ)
株プライティア		トイレトペーパー保管・出荷
株紙叶		再生紙の販売(再生可能紙の回収)
株アンカーネット川崎		PC機器のリユース

表1 川崎ゼロ・エミッション工業団地 立地企業

地」は、川崎臨海部において平成一四年度より本格稼動しています。団地内の企業の事業活動から発生する排出物や廃棄物を可能な限り抑制し、これらの再利用、再資源化やエネルギーの循環活用等を図り、環境負荷の最小化を実現するもので、持続的な発展を目指す資源環境型のまちづくりの一環として整備を進めてきたものです。現在、一四社の企業が立地しています。(表1参照)

この工業団地では、天然ガス自動車の使用や雨水の利用、生ゴミのコンポスト化など、環境負荷の低減を実現しています。

## コアレックス・三栄レギュレーター株式会社

コアレックス・三栄レギュレーター(株)は、平成一四年度に難再生古紙を一〇〇%原料としたトイレトペーパーを生産する世界初の製紙工場として稼動しました。難再生古紙とは、感熱紙、カーボン紙等の特殊紙全般を指します。この製紙工場では、それらすべてをトイレトペーパーとして再生可能です。また、古紙に金属物、プラスチックなどが含まれていても、作業工程で自動除去されるため、異物が混じっているものでも再生可能です。そのため、官公庁や企業から排出される機密文書などを箱を開封することなく処理でき、機密保持に優れた面があります。

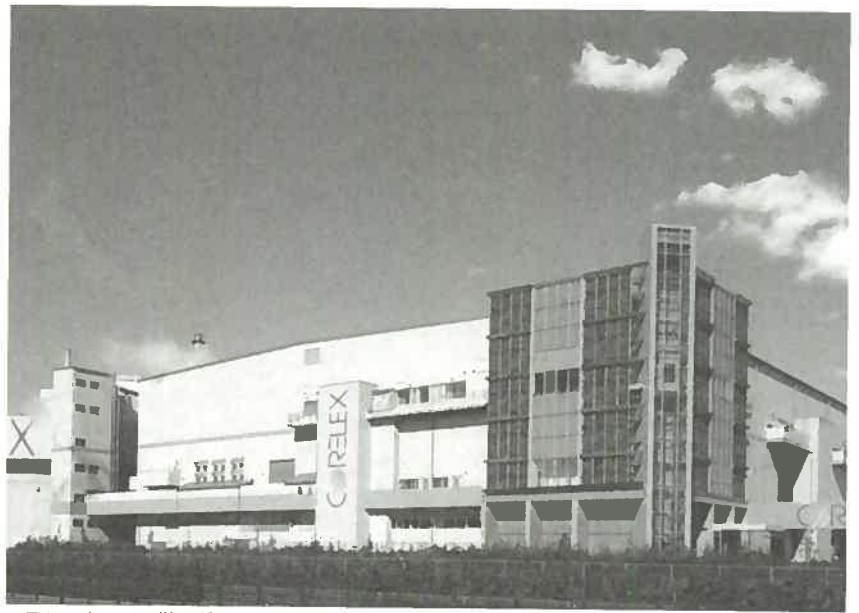
環境面での取り組みはこれだけではなく、古紙再生の処理工程時に使用する水は、入江崎下水処理場で高度処理された家庭雑排水を再利用しています。また、前述の除去された異物のうち、金属類は製鉄所の原料として、その他の焼却灰はセメントとして再利用され、さらに焼却時の熱エネルギー



川崎ゼロ・エミッション工業団地 (川崎市川崎区水江町6-6)

を蒸気に変え、製紙工程で使用しています。工業用廃水は、処理槽により浄化した後に排水するほか、排水時の水力を利用し、自

家発電を行うなど、様々な面において、廃棄物の再利用、環境負荷の低減を図っています。



コアレックス・三栄レギュレーター(株)

### 臨海部における資源リサイクル施設

川崎市では、経済産業省の制度である「資源循環型地域振興施設整備補助金」により、民間企業と連携して川崎臨海部に五つの「資源リサイクル施設」を整備しました。また、民間企業独自に一つの「資源リサイクル施設」を整備しています。(表2参照)

この「資源リサイクル施設」は、これまでの産業蓄積を活かし、環境産業の振興を通じて、地域振興及び地域における資源循環型社会の構築を目指した産業・公共部門・消費者を含有した総合的な環境調和型

システムの構築を目的としたものです。  
株式会社ペトリバース

川崎臨海部に最も新しく立地した「資源リサイクル施設」が、㈱ペトリバースの「ペットtoペトリサイクル施設」です。

㈱ペトリバースの「資源リサイクル施設」は、従来、シャツやカーベットの繊維やシートなどへの別マテリアルリサイクルしかできなかった廃ペットボトルを、ケミカルリサイクルにより、ペットボトル製造に必要な樹脂へ再生することを目的とし、整備したものです。

ケミカルリサイクルとは、廃棄物を化学的に分解、処理し、原材料に戻し、製品としてリサイクルすることを言います。

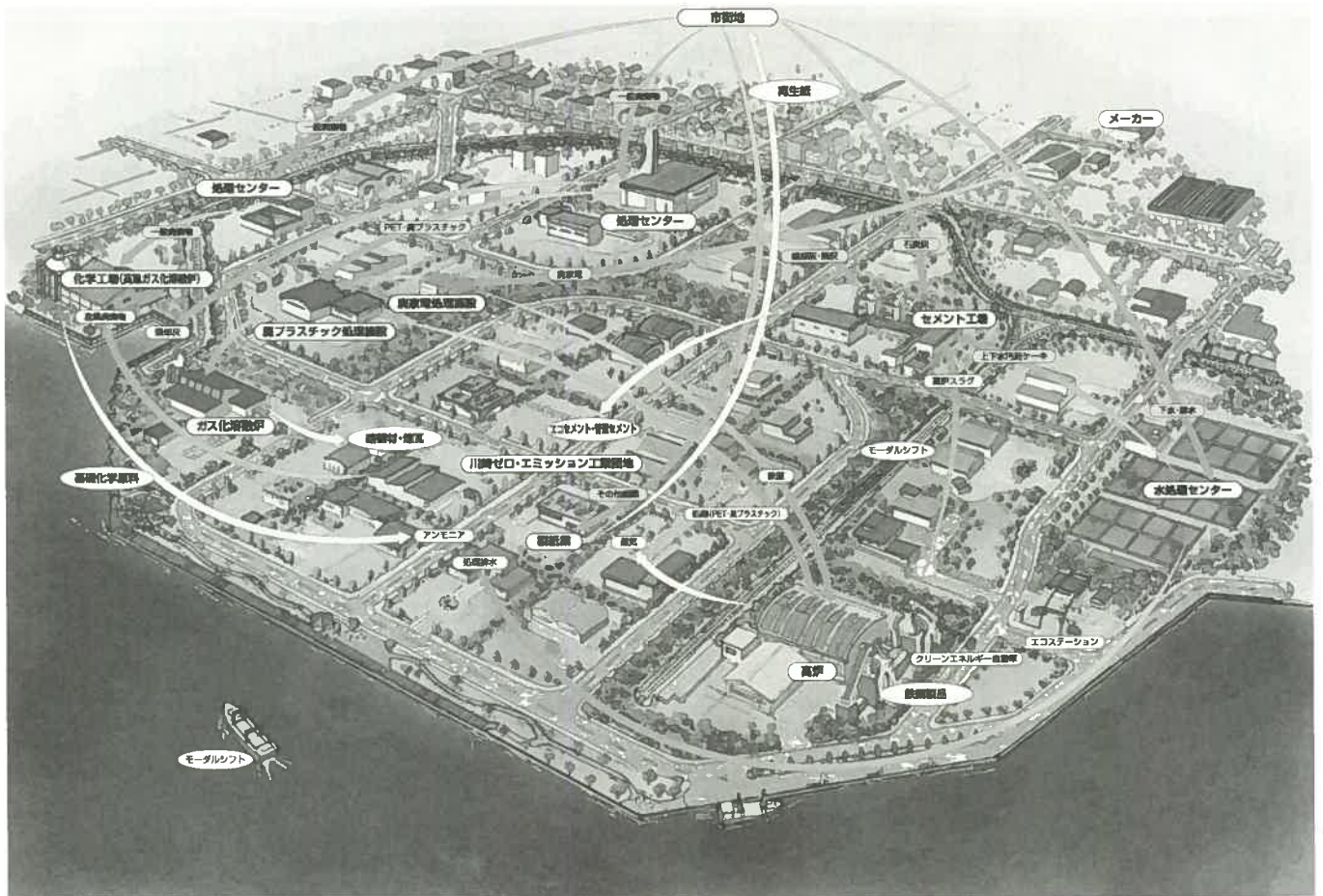
この手法より、新たな天然資源を採掘、使用することなく、飲料用ペットボトルへの半永久的なリサイクルを目指す世界初の企業となりました。

しかし、世界初であるがゆえに、越えるべき様々な課題を抱え、困難にも直面しておりますが、必ずや夢を形に変え、困難を乗り越えていくことと期待しています。

### おわりに

本稿では、川崎臨海部にある工業団地及び企業の一部を紹介しましたが、市内の環境産業は内陸部も含め、まだ数多くの企業が立地しています。

こうした環境産業に取り組む企業が中心となつて、エコタウン構想の実践に基づく成果や情報を共有することによって、さらに活性化していくことが、環境と調和した市民のより豊かで快適な生活に結びついていくものと考えています。



エコタウン構想イメージ図

表2 環境調和型まちづくり基本構想「資源リサイクル施設一覧」

平成16年4月1日現在

事業名	1	2	3	4	5	6
	廃プラスチック高炉還元施設	家電リサイクル施設	廃プラスチック製コンクリート型枠用パネル製造施設	廃プラスチックアンモニア原料化施設	難再生古紙リサイクル施設	ペットtoペットリサイクル施設
概要	川崎市内及び近隣地域で発生する容器包装系その他プラスチックを高炉原料(鉄鉱石の還元材)としてリサイクルする。埋立・焼却処理されている廃プラスチックを製鉄原料の還元剤(石炭の代用)として資源リサイクルすることにより、省資源化ならびに環境負荷低減を図り処分地の延命対策として廃プラスチックの一環処理プロセスを確立する。	川崎エコタウン地域、川崎市内および近隣地域から排出される、家電リサイクル法で指定された使用済み家電(冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ)を冷媒フロン回収、破碎、分別等の工程を経て、主要構成素材である鉄、非鉄は、鉄工場の製鉄プロセスで利用し、プラスチックは廃プラスチック高炉還元施設により高炉原料としてリサイクルを行う。	川崎市内および近隣地域で排出される容器包装リサイクル法に基づく廃プラスチックを原料とし、先進的なリサイクル技術により、強度、軽量化の機能を併せ持つ、従来にはない廃プラスチック型枠用パネル(建設工事を行う際のコンクリートを流し込む型枠パネル)を製造するリサイクル施設。	川崎市及び近隣地域から排出される容器包装リサイクル法に基づく廃プラスチックや川崎エコタウン地域及び近隣地域の工場等から排出される廃プラスチックを、先進的なガス化技術を用いてリサイクルし、アンモニア等化学原料を製造する世界初の廃プラスチック100%化学原料化リサイクル施設。	川崎市内及び近隣地域から排出される古紙(上質紙、牛乳パック、一般紙ゴミ等)と従来から再資源化が難しいとされてきた紙容器、ガムテープ、カーボン紙、ラミネート加工紙や、金属やプラスチックが混在している古紙からもトイレットペーパーロールやティッシュペーパーを製造できる施設。	川崎市内及び近隣地域から排出される容器包装リサイクル法に基づく廃ペットボトルや川崎エコタウン地域及び近隣地域の事業所から排出される廃ペットボトルを先進的技術を用いてリサイクルし、バージンのペット樹脂と同等の品質を有するペット樹脂をペットボトルメーカーへ供給することにより、飲料用のペットボトルを半永久的なリサイクルシステムの確立に貢献する施設。
事業主体	JFE環境(旧 日本鋼管(株))	JFEアーバンリサイクル(株)(旧 エヌケーエトリニクス(株))	JFEスチール(旧 日本鋼管(株))	昭和電工(株)	独立行政法人環境再生保全機構(旧 環境事業団)・コアレックスグループ(サンペーパー(株)・信栄製紙(株)・三栄レギュレーター(株)・道栄製紙(株))	(株)ペットリバース
立地および所要面積等	川崎区水江町	川崎区水江町	川崎区水江町	川崎区扇町	川崎区水江町	川崎区扇町
事業規模	廃プラスチック処理量:50,000t/年	使用済み家電製品の処理量:40~50万台/年	廃プラスチック処理量:20,000t/年	廃プラスチック処理量:64,000t/年	古紙処理量:73,800t/年	廃ペットボトル処理量:27,500t/年
主要施設および規模	高炉原料化プラント(ボトル、フィルム形態分離設備、湿式脱塩び設備、造粒設備、固形プラ破碎造粒設備):125t/日	使用済み家電製品の破碎、分別プラント ・断熱フロン製品処理用プラント ・非断熱フロン製品処理用プラント	再生原料、副原料受入設備:25,000t/年 コンクリート型枠用パネル製造設備:20,000t/年 コンクリート型枠用パネル切断設備:200万枚/年	前処理設備:廃プラ貯留ヤード、破碎成形機(195t/日) ガス化溶融設備:低温ガス化炉、高温ガス化炉、ガス洗浄塔、スラグ処理設備(195t/日:アンモニア生産量 175t/日)	難再生古紙プラント:生産量54,000t/年 (溶解・精選・脱墨・漂白・抄紙設備)	ペットボトル再商品化プラント(ペットボトル粉碎機、異種プラスチック分離装置、解重合装置、重合装置)
操業時期	平成12年4月操業開始	平成13年4月操業開始	平成14年9月操業開始	平成15年4月操業開始	平成14年11月操業	平成16年4月操業開始

# 市域における地球温暖化対策の推進とその課題

環境局総務部地球温暖化対策担当

伊藤英介

## はじめに

地球温暖化については、被害・影響が地球規模で現れるとともに、将来の世代にまで影響が及ぶことから、深刻な環境問題として、テレビ、新聞等で頻繁に報道されている。市民の地球温暖化に対する認知度も非常に高く、昨年度実施した市政モニターアンケートの結果では、地球温暖化の影響について、将来に不安を感じている方の割合は、「非常に感じる」と回答した方は七割を超え、「やや感じる」と回答した方を合わせると九割以上となる。

実際、アメリカの巨大ハリケーンに見られるように、世界各地で異常気象が頻発しており、これらの現象は地球温暖化との関係が指摘されている。温暖化によるさまざまな影響は、農業、漁業等、徐々に人間の生活基盤を脅かすものとして顕在化してきており、早急な対策を取らなければ、近い将来、人類が大きなダメージを受けることになる。国立環境研究所の調査結果によると、日本においても、気候の変化や、それに伴う動植物の生息域の変化等、すでに影

響が現れているとの結果がある。危機はすでに始まっている。

こうした中、平成一七年二月に、地球温暖化の原因となる温室効果ガス(注1)削減を定めた「京都議定書」(注2)が発効した。このため、国はもとより、自治体においても、より一層の温暖化対策の推進が求められている。しかしながら、温暖化対策については、その原因が従来の公害とは異なり、市民、事業者それぞれが加害者でもあり、また被害者ともなる。それゆえ、すべての主体に、それぞれ担うべき役割があり、主体的に取り組んでいくことが必要である。この点が地球温暖化に対処していくうえでの難しさでもある。

## 本市温室効果ガス排出量の現状

市域の温室効果ガスは、二酸化炭素が約九六%を占め、その他の温室効果ガスが残りの四%となっている。排出量の大部分を占める二酸化炭素排出量は一九九〇年に比べ、一九九五年では微減となったものの、二〇〇〇年では再び増加し、現状のままでは、二〇〇五年、二〇一〇年の排出量予測

でも増加する見込みである。(表1・図1参照)

本市の二酸化炭素排出量は、全国の約二・二%を占め、その八割が産業部門からの排出である。しかしながら、増加率を見ると、家庭部門、オフィス部門、運輸部門特にマイカーからの排出量の増加が顕著である。

二酸化炭素排出量の増加傾向が見られるのは、本市に限ったことではないが、数字の面からも早急な対策が必要であることがわかる。

## 本市温暖化対策のための計画

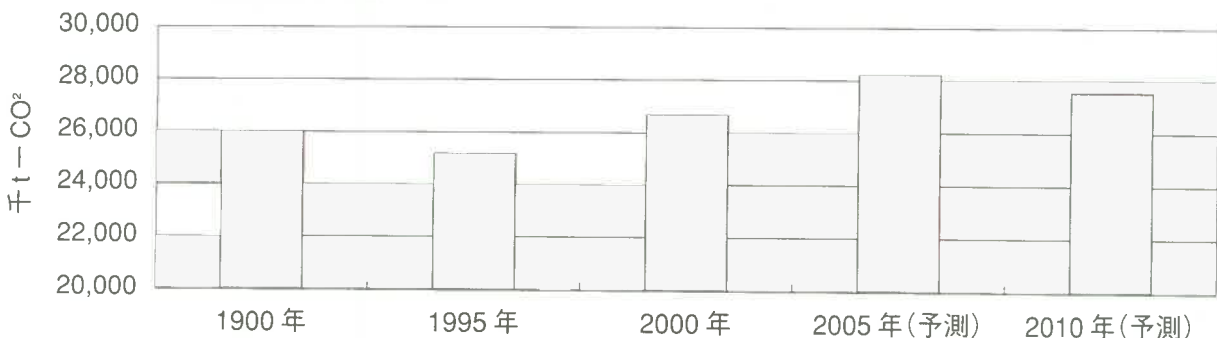
川崎市においては、平成一〇年に「川崎市の地球温暖化防止への挑戦」地球環境保全のための行動計画を策定し、市民、事業者、学校、行政の各主体が取り組むべきものを、五つのテーマ(ライフスタイル・交通・みどり・廃棄物・エネルギー)ごとにその取組について明らかにした。この計画は、環境基本計画の見直しや、京都市定書の批准を受け、平成一六年三月に「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」と

表1 市内二酸化炭素排出量比較

	1990年	1995年	2000年	2005年(予測)	2010年(予測)
CO <sub>2</sub> 排出量	25975.1	25186.4	26708.9	28225.6	27547.5
対1990年比		-3.0	2.8	8.7	6.1

単位：千t-CO<sub>2</sub>

図1 市内二酸化炭素排出量の推移





して改めて策定した。これは、前述の温室効果ガスの排出量及び排出予測に基づき、新たに二〇一〇年における地域の温室効果ガス排出量の目標値を設定し、取組の方策を改訂したものである。

また、市の事務事業における環境配慮を定めた「第二次川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」を地球温暖化対策推進法に基づき、自治体に策定が義務づけられている実行計画として位置づけ、運用している。この計画は、環境基本計画に基づく市の環境配慮指針に取り組むものを規定しており、温室効果ガス削減のみを目標としているものではないが、対象組織における温室効果ガス排出量を算出し、削減目標を掲げているところから、実行計画として位置づけている。

### 自治体における温暖化対策の方向性

それでは、地球温暖化に対して、自治体として取り組むべき姿はどのようなものであるか。対策は次の三点からなると思われる。

- ・ 市民、事業者への普及啓発、取組支援
- ・ 各事務事業実施に伴い、共通して取り組むべき対策
- ・ 各局個別の事業実施に伴う温暖化対策

(一) 市民、事業者への普及啓発、取組支援  
市民、事業者への普及啓発、取組支援については、国の施策と連携しつつ、本市では環境局の地球温暖化対策担当が中心となり取り組んでいる。今回、国の「チームマインナス六%」のように、国民運動的に繰り広げる普及啓発活動もあるが、自治体の行うべき施策としては、より地域密着型、つまり、市民が中心となり、市民分野の取り

組みを進める流れを作ることが必要である。

本市では、前述の川崎市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、「かわさき地球温暖化対策推進協議会」を設置し、市民部会、事業者部会、学校部会、行政部会の四部会により、それぞれの主体が温暖化対策に取り組んでいる。この協議会は地球温暖化対策推進法に基づく「地域協議会」として環境省に登録している。全国でもこのような地域協議会が多数あるが、特に市民を中心とした活動が活発に行われている点や、将来世代を担う子供にスポットを当て、学校部会を組織している点が特徴的である。

今後、地域の各主体と連携し、普及啓発に取り組んでいく必要がある。

### (二) 各事務事業実施に伴い、共通して取り組むべき対策

自治体の事務事業実施においても、電気、ガス等使用や、公用車の使用により、温室効果ガスを排出している。本市においても、市内最大の事業体であり、また、公的機関として、率先した省エネ対策に取り組む必要があり、平成一三年度から前述のエコオフィス計画に基づく取り組みを実施している。エコオフィス計画では、電気、ガス、水道、公用車燃料の使用量を削減することを通じ、温室効果ガス削減を目指しており、主にソフトの取り組みが中心である。各職場で共通して取り組むことができ、また取り組みが必要がある。

また、現在、導入を検討しているESCO事業についても、省エネの率先垂範となるものである。このESCO事業は、省エネ型の機器を導入することで、光熱水費を下げ、その差額設備改修費用の原資にする

取り組みである。このようなハード系のアプローチを行うことで、ソフト系の取り組みも促進されるという相乗効果も期待している。

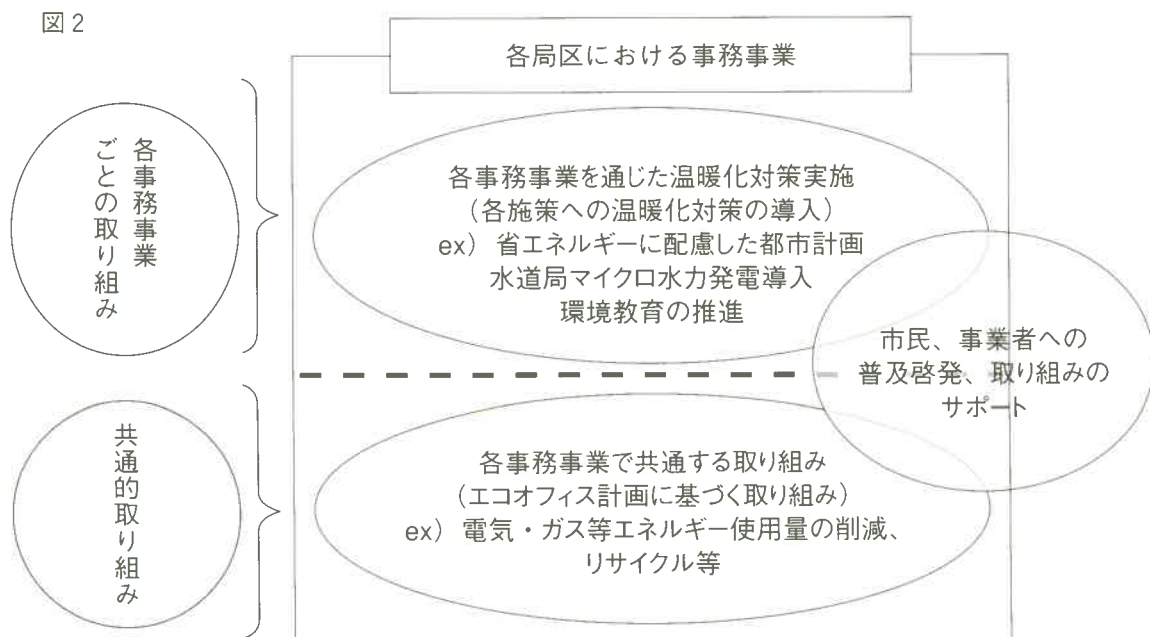
### (三) 各局個別の事業実施に伴う温暖化対策

自治体が行う事業は、その実施により、地域にさまざまな影響を与える。事業のそもそもの目的が温暖化対策でなくとも、温暖化対策の視点を盛り込みつつ実施することで、温室効果ガス削減が期待できる事業がある。

全庁的にISO14001を導入している自治体の例を見ると、

前述の電気、ガス等のエネルギー使用や用紙類の削減のほか、各事務事業が与える環境影響を評価し、それに対する取り組み目標として、自治体が行う事業に、プラスの環境側面（環境に良い影響を与える）、マイナスの環境側面（環境に悪い影響を与える）があるかをチェックしていくもので

図2



ある。つまり、各局、セクション、事業毎に検討を行っていくのである。ISOは、温暖化対策に絞ったものではないため、さまざまな環境配慮について検討することとなるが、当然、温暖化対策も重要な項目として考えられることが多い。

すべての事業において取り組めるものではないが、都市計画、廃棄物対策、交通計画など、さまざまな施策が温暖化対策に関連し、これら施策を通じた温暖化対策は、公的部門ならではの取り組みとなる。

## 今後の課題

地球温暖化対策については、もはや待ったなしと言われているが、残念ながら、国際間の諸問題、経済発展、その他要素が複雑に絡まりあって、素直に地球温暖化対策が進むわけでもないが、自治体としてできることは早急に取り組まなければならない。このような中で、本市における今後の温暖化対策については、普及啓発や庁内で共通して取り組むべきものについては環境局を中心とし、現在の対策をより強化していく必要があるが、各局での施策展開に温暖化対策をどのように取り込んでいただくか、この点が課題である。

本年、エコオフィス計画の見直しを行う予定であるが、見直しの中では、対象範囲の拡大を通じ、さらなる職員の意識向上を目指すとともに、各種事業計画・事業実施の際の温暖化対策について、地球温暖化対策担当としても、今まで以上に積極的な情報発信を行っていく必要を感じている。それと同時に、各局区で行っている事業における温暖化対策に関連する事項を詳細に把握する必要がある。

現在、各事務事業の実施に際しての環境配慮については、環境基本計画により目標管理を行っており、PDCAサイクルが出来上がっている。温暖化対策を含め、この環境基本計画の進捗管理を強化することで、より一層の事業執行における環境配慮を推進できないだろうか。そこで、新規の施策や計画を検討する際に、例えば、ACTI ONシステムを活用できないだろうか。このシステムは四半期ごとのチェックを行っており、また、今後の方向性についても管

## 特集

### 川崎発「環境」の現在と未来

### 循環を視点とした環境旋策から

# 地域環境から積み上げる循環型社会の姿

## 廃棄物処理事業の 今後をめぐって

### はじめに

3Rという言葉から何を連想されるだろうか。ボクシングの第三ラウンド、競馬の第三レースなどのエンターテイメントを思い浮かべる人もいるかもしれない。廃棄物処理事業を対象とする本稿における3Rは、Reduce（発生・排出抑制）、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）という三つの要素を指しており、物質フローの中で、より川上からごみを削減する取り組みを示している。

理している。年一回の報告を行う環境基本計画より頻繁にチェックを行っているこのシステムに、環境基本計画の年次報告機能の一部を組み込むことができないだろうか。ACTI ONシステムに「環境配慮」の欄を設け、事業実施後の結果のみならず、今後の事業計画についても環境配慮を考えていただくことで、本市の温暖化対策を一層推進し、また、総合的に市の事務事業の環境配慮が促進されることを期待したい。

注1 温室効果ガス 通常、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、パーフルオロカーボン(PFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の六種類を指す。大気中に増えすぎるとうる温暖化の原因となる。

注2 京都議定書 国際的に温室効果ガス削減の目標を定めたもので、日本は平成一四年に批准。平成一七年に発効し、二〇〇八年～二〇一二年の第一約束期間において、日本は基準年(CO<sub>2</sub>メタン、N<sub>2</sub>Oは一九九〇年、PFC、HFC、SF<sub>6</sub>は一九九五年)に比べ六%削減を達成しなければならない。

環境局生活環境部  
廃棄物政策担当

石井亜紀代、高橋菜摘、鈴木洋昌

伊藤孝夫

環境局施設部  
仮称リサイクルパークあさお建設担当

ごみ量が減少しつつあるものの、依然として大量生産、大量消費、大量廃棄というライフスタイルからの転換が進められない中で、平成一二年には循環型社会形成推進基本法が制定されるなど、全国レベルで、3Rの推進に向けた大きな流れができてきた。

本市においても、平成一四年三月二〇日の川崎市環境保全審議会答申、「二一世紀における廃棄物行政のあり方について」リサイクルを越えて「ごみをつくらない社会を」では、これまでのリサイクル中心の

取り組みから一歩押し進めて、「限りなくごみをつくらない社会を構築する」という発生・排出抑制に主眼をおいたスタンスを提示しており、この考え方は本市の廃棄物処理事業の基本的な方向性を示す「かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）」（以下「基本計画」という。）に盛り込まれるに至っている。

計画の中身については、後述するとして、物質フローにおける資源循環、そして3Rの考え方について図1のように示すことができよう。物質のフローには、天然資源な

などを投入して、製品をつくる上流部分と、廃棄物として処理する下流部分があり、3Rは下流部分で循環から外れてしまう部分を少しでも減少させる取り組みとして捉えることもできよう。さらに、この資源循環を考えたうえで、その適正規模を常に考慮する必要がある。地方都市では一部事務組合などを設置し、共同で廃棄物処理施設を運営しているケースもあるし、地域で廃品回収を行ったり、家庭の中で生ごみの堆肥化を行うことも、資源循環に寄与する。このように廃棄物処理を考える上では、資源循環のスケール、それに伴う環境負荷、処理コスト、さらには地域の資源を勘案する必要がある。二ヶ領用水によって合併が行われ南北に長く、廃棄物の中間処理能力が南部に集中している本市では様々なレベルでの適正規模を考慮しながら、処理体制を構築していくことが不可欠となる。

本稿では、こうした資源循環を踏まえながら、地域環境という視点にたつて、今後の廃棄物処理事業について考えていくこととしたい。なお、本稿での意見は事実部分を除き、私見であり川崎市のものではないことをお断りしておく。

また、物質フローを流れる廃棄物は、廃棄物処理法の規程によって、主に産業活動から発生する産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に区分され、誤解を恐れずにいえば、基礎的自治体の廃棄物処理事業の大部分は、一般廃棄物に係る再生利用、適正処理、最終処分というプロセスにかかわっている。この点については、より川上部分からの取り組みの必要性を指摘する声もあるかもしれないが、こうした実情にかんがみ、本稿では一般廃棄物の再生利用、適正処理

### 川崎市の廃棄物処理事業

という点を中心として述べていくこととする。

#### 廃棄物の削減に向けた取り組み

本市では、昭和十一年に大島ごみ焼却場を稼働し、昭和一三年に市直営による廃棄物処理事業を開始して以来、公衆衛生の向上や生活環境の保全といった観点から、市内にバランスよくごみ焼却場を配置し、安定的な処理体制の確立に努めてきた。また、ごみの毎日収集や全量焼却システムを早期に導入するなど、ごみの適正処理を基本とした処理体制を整備してきたが、社会状況の変化によって、本市の廃棄物処理事業は、この数十年間に大きな転換期を二度迎える

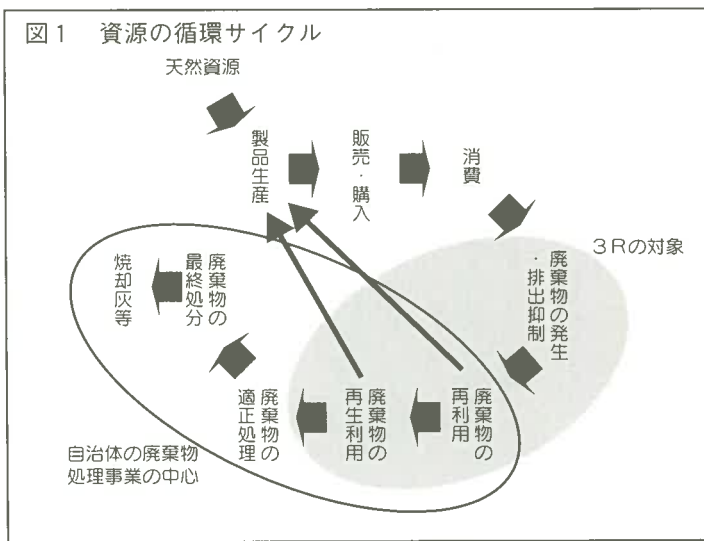


表1 ごみ非常事態宣言以降の取り組み

年号	取組
平成2年	6月 「ごみ非常事態」の宣言 7月 資源集団回収実施団体支援事業開始
平成3年	3月 分別収集推進員制度の創設 空き瓶分別収集開始
平成4年	12月 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例制定（H5.4.1施行）
平成5年	3月 川崎市一般廃棄物処理基本計画策定
平成7年	6月 （容器包装リサイクル法成立） 10月 廃棄物鉄道輸送事業開始
平成9年	2月 「資源物の日」の導入
平成11年	2月 ペットボトル分別収集開始
平成12年	6月 （循環型社会形成推進基本法成立） 10月 事業系一般廃棄物収集運搬業の許可制度導入
平成16年	4月 事業系一般廃棄物の市収集廃止 粗大ごみ処理の全面有料化
平成17年	4月 かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）策定

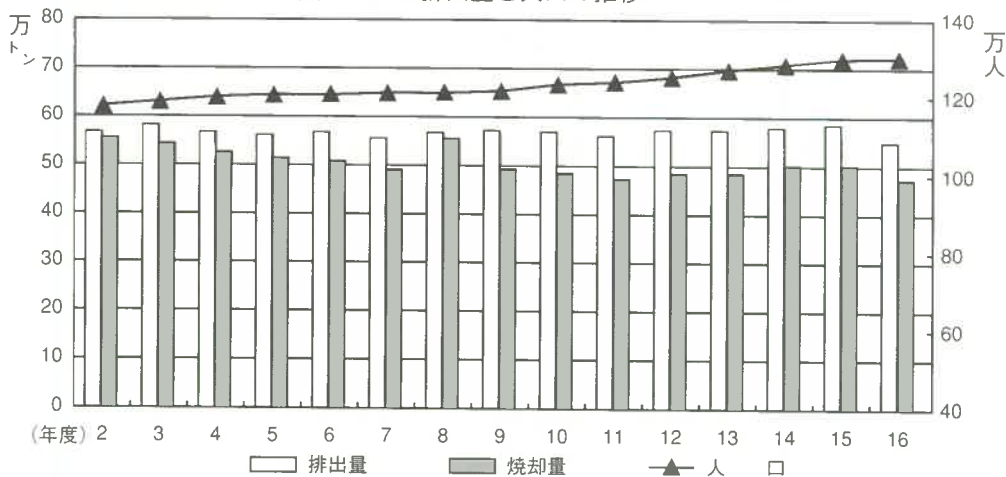
こととなった。

一つ目がリサイクルに向けた取り組みへの転換である。昭和六〇年以降、バブル経済とそれを受けたライフスタイルの変化などからごみの排出量が増大し、市のごみ焼却処理能力の限界に迫るといふ厳しい状況に直面した。このため、市は平成二年六月に「ごみ非常事態」を宣言し、市民や事業者にごみの減量化・資源化への協力を呼びかけた。これを機に、平成五年三月には「川崎市一般廃棄物処理基本計画」（以下「旧計画」という。）を策定し、従来の適正処理を基本とした取り組みから、リサイクル型社会の構築を目指すものへと大きく転換を図った。以来、表1に示すとおり、分別収集の拡充をはじめ、後述する資源集団

回収事業（以下「集団回収」という。）の拡大など様々な施策を展開し、平成二年以降は、人口の増加に反してごみの焼却量が減少するなど一定の成果を得ることができた。

しかしながら、空き缶やペットボトル（以下「PET」という。）などの資源物を含めたごみの総排出量は依然として高い水準で推移し、ごみの発生・排出抑制が進んでいない状況にある（図2参照）。また、旧計画策定後一〇年以上が経過し、その間、循環型社会形成推進基本法をはじめとするリサイクル関連法が整備される一方、長引く景気の低迷の影響を受け、本市においても非常に厳しい財政状況が続いている。こうした中で、本市の廃棄物処理事業は第二

図2 ごみ排出量と人口の推移



の転換期を迎えている。具体的には、これまでのリサイクルを中心とした取り組みから、いわゆる3Rを基本とした取り組みへ転換することであり、これを具現化するために、旧計画の見直しを行い、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念とした新たな基本計画を平成一七年四月に策定した。

かわさきチャレンジ・3R（川崎市一般廃棄物処理基本計画）

基本計画は、計画の期間を平成一七年度から二七年度までのおおむね一〇年間とし、平成二七年度までの方向性を示す「基本計画」と平成二一年度までに取り組むべき具体的施策を示す「行動計画」との二部で構成している。

この「基本計画」では、①ごみの発生抑制の推進、②リサイクルの推進、③焼却量の削減という三つの目標を設定し、残り二三年とされている現在の廃棄物埋立処分場の延命化を図るとともに、市内の処理センターを一つ削減し、三処理体制の実現を目指すこととしている。

また、「行動計画」では、「五年間で一人一日のごみ排出量を二〇グラムにする」を目標として設定し、環境教育・環境学習の場を拡大する「ごみ減量学習プランの推進」や、市民・事業者等の意見を事業に反映させることを目指す「川崎市ごみ減量推進市民会議の設置」、また、「ミックスベーパー・その他プラスチックの分別収集の実施」や「普通ごみ回収回数の見直し」など四二項目に及ぶ具体的施策を掲げている。

地域における集団回収の取り組み

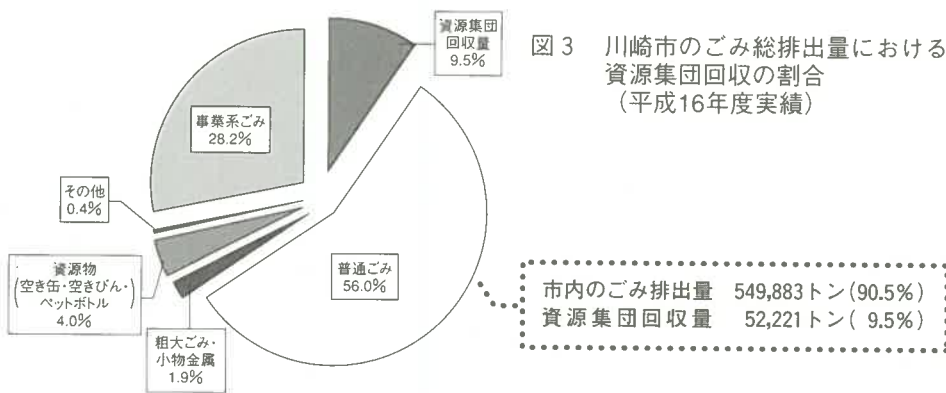
集団回収とは

好きです、かわさき愛の街 ♪

この歌が「川崎市民の歌」であることを知らなくとも、朝になると、ごみの収集作業を横目に、聴いている人、またこの歌を耳にしてあわててごみを出していく人もいることであろう。この収集車に積み込まれた瞬間から市が直接責任を持って行う再利用、再生利用、そして適正処理のプロセス

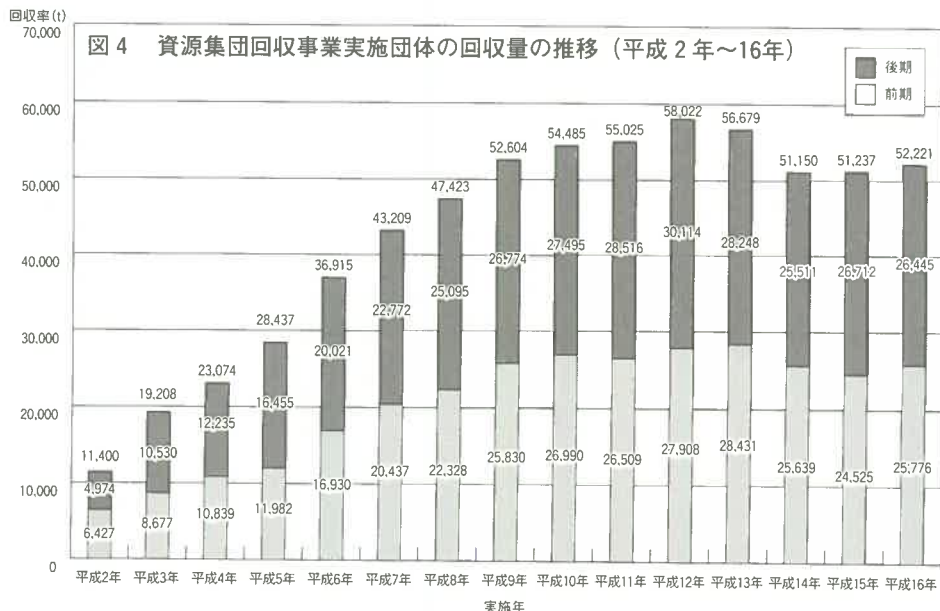
が開始される。ここでは、市が市域におけるごみの適正処理という視点に立つて、効率的なしくみの構築に取り組んでいるが、資源循環のスケールからいえば、細長い本市では一定の環境負荷がかかっていることも事実であろう。その前の段階で、地域の活動に依拠しながら、再利用、そして再生利用を行うしくみ、それが集団回収である。

図3 川崎市のごみ総排出量における資源集団回収の割合（平成16年度実績）



市内のごみ排出量 549,883トン(90.5%)  
資源集団回収量 52,221トン(9.5%)

図4 資源集団回収事業実施団体の回収量の推移（平成2年～16年）



新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パックといった古紙類、古布類、生きびん類を自主的に回収する事業であり、年に二回、実施団体には奨励金として回収量1kgにつき三円、回収業者には報奨金として回収量1kgにつき一円が交付されている(注)。事業開始から一〇年以上を経過した現在、登録団体数は一、〇〇〇を超え、回収量も五倍以上に増加した。この結果、集団回収は市のごみ総排出量の約一割を占めるにいたり、分別収集されず、焼却処分される普通ごみ量

の削減を通じ、資源化に寄与する重要な事業となっている(図3、図4参照)。

集団回収のメリットはそれにとどまらな  
い。市によるごみ処理原価が1kgあたり約  
四〇円であるのに対して、集団回収は1kg  
につき四円(奨励金と報奨金)となつてお  
り、処理費用の面からもその効果は大きい  
注2)。さらに、集団回収は、区ごとに組織  
された古紙問屋等のグループが回収に当た  
っており、地域をベースとして処理が行わ  
れるなど、地域に依拠した資源循環のしく  
みが構築されており環境負荷の低減にも大  
きく貢献していると考えられる。

### 集団回収の現状、課題及び拡充に向けた取 り組み状況

このように多くのメリットを有する集団  
回収ではあるが、ここ数年回収量・団体数  
ともに横ばいの状況となっており、その対  
応が急務となってきた。このため、現状の  
把握、課題整理、そして対応策の検討を行  
うため、昨年度から地域を所管する生活環  
境事業所とともに検討組織を立ち上げた。  
当初、集団回収の未実施地域の把握と当該  
地域での活動の立ち上げに重点をおき、検  
討を進めたが、実際に実施団体の活動エリ  
アを地図におとしてみると、回収頻度の相  
違、回収拠点などの問題はああるものの、  
想定された未実施地域はほとんどなく、か  
なりのエリアがカバーされていることがわ  
かってきた。このため、今年度は、各区の  
世帯数・人口別回収量の比較や、回収量・  
団体数の推移の分析等を通じて、次のよう  
な具体的な対応方策の検討を進めている。

### ① 実施団体の活動状況の把握

古紙類はできるだけ集団回収に出すよう

お願いしているが、新しく引越してきた  
方から問い合わせがあった場合、現状では  
実施団体ごとの回収拠点を把握していない  
ため、実施団体の代表者に直接電話して回  
収日・回収拠点を確認してもらうしかない。  
このため電話への迅速な対応、さらには広  
報手段としての活用も視野に入れ、回収拠  
点を記した地図の作成を検討している。実  
際、こうした地図を作成し、市民からの問  
い合せに直接対応している生活環境事業所  
もあり、担当者の協力を得ながら、この事  
例を全市に拡大していければと考えている。

### ② 実施団体間の情報の共有化

実施団体は個別に活動しており、その情  
報が共有化されていなかったため、様々な  
課題に直面しても団体自らが解決方策を見  
つけ出すしかなかった。このため、団体間  
の情報交流の場、さらには問題解決方策を  
共有する場を提供し、集団回収の活性化、  
ひいては回収量の増加に寄与するため、年  
二回「資源集団回収だより」を発行するこ  
ととした(図5参照)。

### ③ 市民意識の把握等

今年度から地域に身近な場所での集団回  
収の啓発を目的として、区民祭へブースを  
出店することとした。ここでは、集団回収  
に関するアンケート調査や近年、特に需要  
が低迷している「古布類」の回収等を行う  
予定である。ここでの結果等を踏まえ、今  
後も更なる集団回収の拡充方策を検討して  
いきたいと考えている。

### コミュニティ政策としての集団回収

集団回収は、町内会や学校PTA等の地  
域団体が実施団体であることから、地域コ  
ミュニティづくりの一環として重要な役割

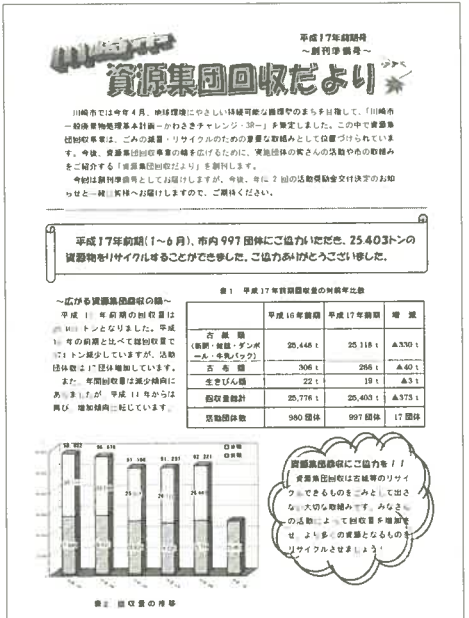
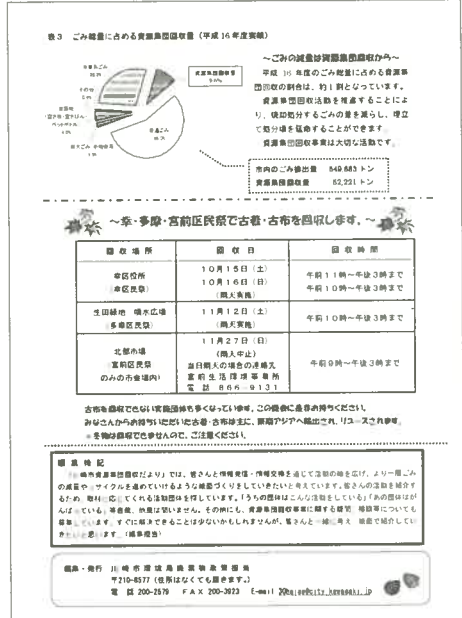


図5 資源集団回収だより

もろうために、自治体として  
何を担うべきか」が重要とな  
る。特に、自治体が前に出る  
ると、逆に地域の自主的な  
活動を阻害してしまうことも  
懸念され、地域コミュニティ  
の自主性に依拠しつつ、自治  
体も適切な役割を担い、地域  
住民が気軽に参加できる条件  
を整備し、身近なごみ減量・  
リサイクルを進めていく必要  
がある。

### 分別収集や資源循環の 取り組みにおける矛盾

#### 分別収集の必要性

集団回収の次(注3)に、市  
が直接関与し再利用、再生利  
用を推進していく上で重要と  
なるのが分別である。川崎市  
では、市民の協力を得ながら、  
現在普通ごみ、粗大ごみ、空  
き缶、びん、小物金属、PE  
T、使用済乾電池の七品目六  
分別で分別収集が行われてお  
り、集団回収による回収量も

も担っている。特に、安全安心な地域社会  
の構築が叫ばれているものの、地域活力の  
停滞が指摘されている中で地域をベースと  
して継続的に実施されている集団回収の意  
義は大きく、コミュニティの活性化にも貢  
献していると考えられる。

また、集団回収は、自治体と市民のパ  
ートナーシップに基づく事業であり、「地域  
の活動をもっと活性化させ、ごみの減量・  
リサイクルの意識をより多くの手に持って

加えた資源化率は、一四・二二%(平成一  
六年度実績)となっている。  
当然ながら、品目数が多ければ、ごみと  
して焼却に回されてしまう部分をより多く  
資源循環に載せることができるようになる。  
川崎市内の一般家庭から排出されるごみの  
組成は、重量比で炊事場から出る、食べ物  
のくずといった厨芥類が三五・七%、紙類  
が三二・八%、プラスチック類が一四・  
〇%であり、組成で大きな割合を占めるこ

みの分別が資源化率の向上にはより効果的な施策となる。こうした観点から、平成一九年度からはミックスペーパーといわれる雑紙類、平成二〇年度以降にはプラスチック類の分別収集の取り組みが予定されている。

#### 分別収集で考慮すべき点

この分別収集品目の拡大に当たって考慮しなければならない点が二つある。一つが地域に依拠した事業と市が行う事業の関係性の整理である。先述の集団回収では、新聞、雑誌、ダンボールといった紙類が大部分を占めており、ミックスペーパーの対象と重複することも考えられることから、結果として集団回収量に影響を与える可能性も否定できない。特に、自治体として分別収集を行う場合、収集頻度や集積所など、利便性の観点から分別収集のミックスペーパーに流れてしまう懸念も強く、紙類の分別収集を開始した東京都特別区の一部では、集団回収量が減少するといった結果も表れている。実際、川崎市のような都市に位置する自治体では、町内会に属していない世帯も多く、そうした世帯が当事者として資源化に参加していくことも重要となる。この点で、集団回収とミックスペーパーの分別収集が車の両輪のように機能し、さらなる紙類の資源化に向け、相乗効果をもたらすような方策の検討が必要となる。

二つ目が地域資源の活用の視点である。本市ではエコタウン事業を推進しており、臨海部を中心としてごみを資源として捉え再生利用を行う企業の集積が見られる。本市では分別されていないその他プラスチックを高炉還元材として用いたり、建設パネ

ルとして再生利用する企業のほか、PETや難再生古紙の再生利用を行う企業などが立地している。

たとえば、PETについては中国へ輸出されるなど、資源として価値が見出されるようになり、帝人のように資源不足のために休業に追い込まれる企業も出てきた。現行の容器包装リサイクル法の枠組みでは、現実的に川崎で収集されたPETが山口県で処理されるといった事態もおきており、はじめにのべた資源循環の観点、さらには市内産業の育成の観点からも、臨海部の企業の活用を視野に入れていくことが必要であろう。一方、既存のリサイクルシステムが一定程度確立されている紙類などのケースでは、市が分別を開始するにあたっては、臨海部の企業とともに、地域に立地している既存の再生業者の活用、さらにはこれまでも同じように、北部の紙類を南下させるのが資源循環の観点から望ましいかなど多角的な視点から検討する必要がある。

### 廃棄物処理施設建設における合意形成

#### 住民合意の難しい廃棄物処理施設

集団回収、そして分別収集の次の段階、つまり最終的に資源にならないごみの適正処理を行うのが焼却処理等となる。この部分については、直接市民の目に触れることはあまりないが、安定的な市民サービスを安全、確実に提供し、健康的な生活環境を守る上で非常に重要な過程といえる。

本市では、一般家庭及び事業者等から排出される一般廃棄物については、四つのごみ焼却処理施設で処理している(図6参照)。3Rの推進によって、発生抑制・資



図6 川崎市内のごみ焼却処理施設

源循環を促進し、ごみの排出されない社会を築くことが望ましいが、現実には排出される全てを再利用・再生利用することは困難であり、最終的には焼却処理しなければならぬものも残ることから、ごみ焼却場などの廃棄物処理施設は廃棄物処理を行う上で不可欠といえる。

しかしながら、近年、これらの施設については、総論では必要性を認めていても自分の生活する地域には反対であるというNIMBY (not in my back yard) とい

われる事例が数多く見受けられ、廃棄物処理施設の建設や建替に際して、近隣住民から建設に対する理解を得ることは難しい状況となっている。特に、都市化の進展によって、住宅地から離れた場所に建設された廃棄物処理施設の周辺にまで、住宅が建ち並ぶようになり、一部の近隣住民は、施設からの排ガス等による健康被害や、臭気、騒音及び振動などの日常生活への影響などを懸念しており、迷惑施設としてのイメージの強い廃棄物処理施設による景観悪化への憂慮等ともあいまって、住民合意の調達は困難を極めている。

このように廃棄物処理施設の建設を進めていく上では、近隣住民の理解を得て、合意を形成することが大変重要なポイントとなっており、施設を山地や臨海部等、比較的住宅街から離れた場所に建設することも一つの選択肢となる。しかしながら、本市のように高度に土地利用の進んでいる地域においては、そのような適地は現実的になく、また収集運搬等における効率性、経済性等を考慮した場合、住宅地の周辺であっても建設せざるを得ないことも多いことから、施設の必要性等についての積極的な説明、情報提供を行うことにより、信頼関係を構築する以外に方法はない。ただ、ダイオキシンなどによる環境負荷といった不安が拭いきれないこともあるため、予想以上に多くの時間を要するなど、合意形成の面で問題、課題を抱える自治体も少なくない。

本市の廃棄物処理施設の状況と建替の必要性

ここで、本市の廃棄物処理施設に目を向けてみると、図6より、前述したように四

つのごみ焼却処理施設が、市内全域においてほぼ等間隔に配置されているのがわかる。これは、本市の細長い地形的特徴を考慮していることである。これにより、各地域で発生したごみを効率的かつ安定的に収集運搬し、処理することが可能となっている。

こうした中、市の最北部に位置する王禪寺処理センターは、稼働後すでに三十八年が経過し、老朽化によって、適正な処理能力の維持が困難となってきた。このため、本市では、北部地域における処理体制の維持及び円滑なごみ処理事業の運営を目的として、仮称リサイクルパークあさお建設事業を進めているところである。本事業は、既存の王禪寺処理センターの南側に新しいごみ焼却処理施設を建設し、新施設稼働後には、既存の王禪寺処理センターを解体し、その跡地に、資源化処理施設（粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）、さらには、情報発信・普及啓発等の市民活動の場として、環境教育・環境学習に資することを目的としたプラザ棟を建設するものである。

計画地である王禪寺処理センター周辺は、近年宅地開発が進み、施設の直近にまで住宅が建ち並ぶようになってきた。このため、住民の窓口である各区役所と連携を図りながら、周辺町内会の協力の下、説明会を開催するとともに、住民からの事業説明の要望に対応し、事業内容や必要性について、理解が得られるよう努めている。本事業に対する近隣住民の関心は非常に高く、様々な意見が出されており、また、計画地が横浜市との市境に位置することから、横浜市民からの意見も多く寄せられている。

本事業の内容が浸透していなかったころは、電話での問い合わせも多く、説明会で

表2 仮称リサイクルパークあさお建設事業におけるこれまでの取り組み

年号	事業計画の流れ	近隣住民に対する取組
平成5～6年	基本構想策定	隣接地権者への説明 近隣町内会等に対する説明会 電話による問い合わせ
平成10～13年	施設整備計画策定	
平成13年	1月 環境配慮計画書 縦覧	8月 事業説明会 開催 ・施設整備計画について
平成14年	3月 条例環境影響評価方法書 縦覧	
平成15年		12月 事業説明会 開催 ・施設整備計画 ・ごみ焼却方式選定について
平成17年		3月 事業説明会 開催 ・ごみ焼却方式選定について
	11月 条例環境影響評価準備書 縦覧	7月 事業説明会 開催 ・施設整備計画について
	11月 住民説明会 開催	

は「公害対策は問題ないのか」や「ほかの場所はないのか」といった様々な意見や要望が寄せられることも少なくなかった。しかしながら、説明会の回数を重ね、住民意見を事業に反映させていくことにより、徐々にではあるが、住民合意が形成されつつある。今後は、さらなる信頼関係の構築に向けて、住民の意見を耳を傾けながら、本事業を推進していく必要がある。

### おわりに

本稿では、市民生活に不可欠な廃棄物処理事業について、資源循環、住民、事業者など様々な視点を入れながら検討してきた。廃棄物処理事業においては、地域コミュニティに依拠しながら集団回収を実施する、事業者の協力を得ながら再生利用を行う、住民の理解を得ながら焼却処理施設を建設するなど、単にごみを排出し、市民サービスの提供を受けるといった客体としての住民のみならず、自ら主体として参加していく必要性を理解いただけたと思う。

廃棄物処理事業における3Rは、エンターテイメントではなく、購買行動を抑制したり、分別を行ったり、ある意味で自らの行動を抑制するような感じが強い。ただ、循環型社会へ向けた3Rの取り組みは永続的に行われる必要がある、この点では皆が実践できることを少しずつ積み重ねていくことが非常に重要となる。この点では、一人ひとりが自分のラ

イフスタイルを見直し、家庭、職場、地域などの身近なところから3Rを実践するとともに、市民・事業者・行政が丸となり3Rにチャレンジし続けていくことが求められている。この四月に策定した基本計画の総称としている「かわさきチャレンジ・3R」にはそうした意気込みも込められており、その具現化に向けて着実に取り組んでいく必要がある。

本稿では、若手職員の書生論として比較的自由な意見を述べさせていただいた。まだ検討が不十分な点も多々あると思われるが、この点については様々な御意見を賜りながら、川崎という地域に根ざした廃棄物処理事業の構築に向けてさらに取り組んでいきたい。

注1 奨励金・報償金額は平成二二年からの額

注2

平成一五年度の処理原価によれば、トンあたりの処理費用は四六、六七四円であり、PETのように比重の軽いものについては二四六、〇〇八円を要している。紙の分別収集は行っていないため、比較はできないが、紙自体の比重が軽いことを勘案すれば、一定の経費は必要になると考えられる。

注3

集団回収以外にも、店頭回収など、市が収集する前段階で、民間の事業者の方々の協力によって成立している事業も多くがあるが、ここでは紙幅の関係からこうした事業については省略させていただいている。詳細については、本市ホームページを御覧いただきたい。

# 日野市の「ごみ改革」

日野市環境共生部「みせ口推進課長

大島康二

●日野市の規模（平成一六年一〇月一日）  
人口 一七二、一一四人  
世帯数 七四、〇〇四世帯  
面積 二七・五三平方キロメートル

## 背景

日野市は東京都心から三〇km、都下の総称である「多摩」に位置している。

多摩三〇市町村のうち二五市一町は、日の出町にある最終処分場に処理残渣を埋め立てているが、次の処分場候補地はない。共通の課題を背景に持つ「多摩」は、全国的に見ても、ごみ問題への取り組みが非常に活発な地域となっている。

平成九年当時、日野市はこの地域で「総資源化率」と「一人当たり不燃ごみ量」でワースト一という不名誉な位置にあった。こうした状況から脱却するため、平成二二年一〇月にごみ有料化と戸別収集方式を導入した。日野市では一連の経過を「ごみ改革」と呼んでいる。

## 「ごみ改革」の手法

### ① 収集方式の見直し

昭和四四年に導入したダストボックス方式の「二四時間いつでも何でも出せる」利便性が分別・資源化に不相当と判断し、戸

別収集方式に変更した（集合住宅はステーション方式）。

玄関先にあるのは、それぞれ「自分のごみ」。これも分別精度を上げる要因になっている。

### ② 有料指定袋制

指定袋のサイズは一〇／二〇／四〇リットル。半年後に市民からの求めにより五リットルのミニ袋を追加した。ごみの量に応じた手数料を負担してもらおう仕組みである。袋の価格は二円／リットルで、標準の二〇リットルサイズを使った場合、年間の世帯負担額は約六千円になる。

多摩地域の指定袋の単価／リットルは自治体により一円から二円までの幅があり、日野市は「最も高い」部類になる。「ある程度の負担感」によって減量を効果的にしたいと考え設定した。生活保護世帯などへのフォローや、おむつ袋・ポランテア清掃袋など無料袋の用意もしている。

他市の事例を見ると、ごみ袋の価格と減量効果には、やはり相関関係があるようだ。

### ③ 合意形成

市民に負担を求めるごみの制度改革を行うには、市民の合意を得ることが不可欠である。一年半にわたり大小六三〇回の説明会を開催、延べ三万人の市民に理解と協力

を呼びかけた。「ごみ改革」で、最も時間と労力をかけた部分である。

## ごみ改革の成果 市民の意識改革

「有料のごみ」を減らすために「無料の資源ごみ」に分別を徹底することでリサイクル率が上昇しただけでなく、発生抑制効果が働き、ごみの総量が減った。一―一三年度の比較でリサイクル率は一五・八％上昇、資源ごみを含む総ごみ量が一八・九％の減量を果たした。市が収集するごみに限れば四四・二％の減量である。

日野市では「ごみ改革」の半年後に市民アンケートを行った。五六％の市民が有料化を好意的に評価してくれるとともに、同じく五六％が有料化をきっかけに環境問題

に関心が高まり、ごみ減量・リサイクルに積極的になったと答えてくれた。ごみ改革の最大の成果はこうした市民の意識改革にある。

## 有料化・戸別収集化が広がる多摩地域

図2は多摩地域平均のリサイクル率のグラフである。一五年度データが公表された頃には、上昇率の頭打ち傾向から「リサイクルの限界」が言われることもあったが、一六年度には再び上昇が顕著となっている。実を言うと一六年度に多摩の六市が有料化を開始している。地域人口四〇〇万人のうち、六市で一〇〇万人を占めている。

平成一七年一〇月現在で多摩地域の二五市二町がごみの有料化に踏み切り、既に「次の一手」を練っている。わがまち日野も、うかうかとしてはいられないのである。

図1 ごみ・資源物量及びごみ原単位の推移

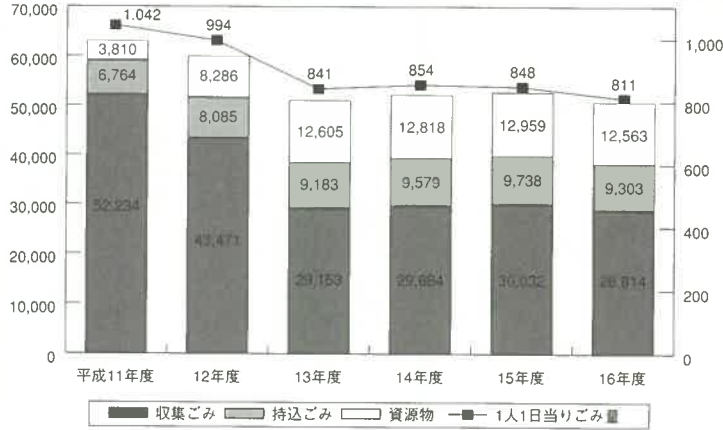
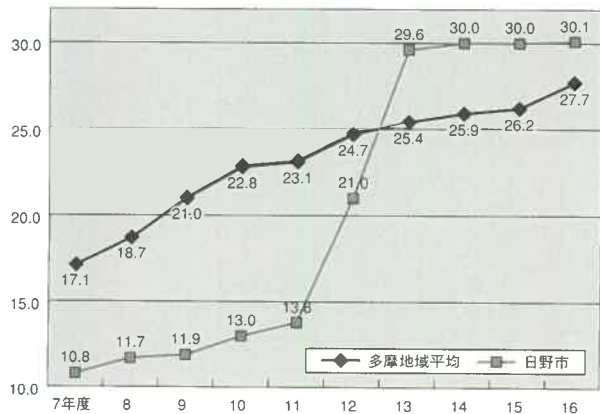


図2 リサイクル率の推移





# 水と緑のまちづくりのための 様々な取り組み

はじめに

都市の緑は動植物の生息・生育空間となつているほか、良好な都市景観の形成、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善に寄与している。公園緑地は都市における貴重な緑のオープンスペースであるとともに、地震などの災害時には避難場所となるほか、地域において身近な緑にふれあうことができる憩いの場となるなど、様々な機能を有している。

ここでは、市民が快適でうるおいのある生活を送るために不可欠である本市の緑について、その保全及び創出に関して、水と緑のまちづくりに向けた取り組みを紹介する。

## 本市の緑の実情

東京と横浜に隣接する本市は、市域の約八八%が市街化区域となっており、政令指定都市の中でもその割合が高い都市の一つとなつている。

また、多摩川と鶴見川という二つの大きな川に接していることもあり、その水系を

構成する中小の河川が市内を縦断している。さらには、臨海部から丘陵部まで約三〇kmに及び南北に細長いという地形を反映し市域における緑の態様もそれぞれの地域により特徴があるところである。

具体的には、川崎・幸・中原の三区では中原区の一部にまとまった樹林地が存在するが、その他ではほとんどなく、わずかに寺社・仏閣の敷地内に存在する寺社林としての平地林や、臨海部の工場、事業所等の緑化地がスポット的に点在しているほか、幹線道路の街路樹、公園緑地に植栽された樹林等が存在しているに過ぎない。

一方、高津区以北の宮前、多摩、麻生の四区では万葉集に「たまのよこやま」と詠まれ、ふるさとかわさきの地形の特長である多摩丘陵の斜面緑地が連続している。

この四区の中でも、特に麻生区の岡上・早野・黒川地区はそのほとんどが市街化調整区域であるとともに、農業振興地域にもなつていることから、豊かな田園風景が広がり農と一体となつた緑が形成されているところである。

しかし、市街化区域においてはバブル経

環境局緑政部緑政課長

高田明

済崩壊後も住宅等の建設を目的とした宅地造成等の開発圧力が依然として高いことや、山林所有者に課せられる高額な相続税対策に伴う土地利用の転換等により樹林地の喪失が続いている。

また、調整区域においても墓地造成等、一定の土地利用ができることや農地造成に名を借りた残土置場や耕作放棄地の拡大などにより当該区域の緑の状況は予断を許さないものとなつている。

## 施策の根拠となるもの

南北に細長いという本市の地形の特性を勘案しながら、それぞれの地域にふさわしい施策を具体的に展開していくこととなる。つまり、川崎区を含む三区についてはみどりを作り出すこと（緑の創出）、高津区を含む四区についてはみどりを守ること（緑の保全）を基本としながら、市域全体では、これらに関する個々の施策を計画的かつ効果的に組み合わせながら推進していくことが肝要である。

ここでは、これらの施策の実施に当たつてその基本となるもの（根拠）を紹介する。

### （1）川崎市緑の基本計画

平成六年六月に改正された都市緑地保全法（現在は都市緑地法、以下「法」という。）により、市町村による緑の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）の策定が創設された。これを受けて本市では平成七年一〇月に緑の基本計画である「かわさき緑の30プラン」（以下「基本計画」という。）を策定した。この基本計画は、緑の分野における基本的な計画となつている。

その内容は緑の将来像である「ひと・緑・未来かがやく都市・かわさき」を目指して、市域における緑の量の目標、緑の質の目標、緑の行動の目標を定め、斜面緑地の保全、公園緑地の整備、市民参加のしくみづくり等三〇の基本となる施策体系を定め、個々の施策に沿って、具体的な施策及び事業を総合的に展開していくものとしている。

なお、この基本計画は平成一七、一八年度の二カ年で改定を進めている。

### （2）川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例

昭和四〇年代から本格的に始まつた宅地等の供給を目的とした急速な緑の減少は、自然破壊の抑止を目的とした住民運動を引き起こし、「川崎市における自然環境の保全及び回復育成に関する条例（以下「旧条例」という。）を成立させた。

しかし、その後も開発圧力が依然として高いことから、緑（樹林地等）の減少は続いた。こうした状況のなかで、残された貴重な緑の保全を求める市民の声はますます

高まり、その要求も緑の保全だけでなく、生態系や地球環境の保全まで及ぶこととなった。これらの要求に的確に応えるため、市は平成九年、学識者等で構成する「川崎市環境行政制度検討委員会」を設置し、平成十一年七月に「川崎市環境行政制度の基本的なあり方について」という答申を受けた。

市はこの答申を踏まえ、旧条例を全面的に改正し、同年二月に「川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」（以下「新条例」という。）を制定した。この条例の基本的な目的は、基本計画を中心に据えながら、従来の「緑」の範囲を広げて新たに動植物の生育基盤となる土、水など自然の要素を一体として捉えるとともに、法を補完して市及び市民、事業者が協働して地域の緑の保全及び緑化の推進に取り組んでいくことであった。

### 具体的な取り組み

基本計画に基づいて取り組む様々な施策の目的の中心となるものは、「緑の保全」と「緑の創出」である。ここでは、それぞれの事業について主なものを紹介していく。

#### （一）緑の保全に関するもの

##### ①特別緑地保全地区（法による）

樹林地等の保全を目的とした施策の中では、法に基づき、都市計画として特別緑地保全地区（以下「保全地区」という。）を定めることが最も有効である。その要件としては樹林地のうち神社、寺院の建物と一体となったものや動植物の生息地として保全する必要があるものなどとなっている。保全地区に指定されると一定の行為制限



（樹木の伐採等）が課せられることとなり、その代償として土地所有者の申し出により将来的には用地取得が伴うことから、恒久的な保全につながるが、反面財政的な負担が大きいことも事実である。

なお、土地所有者等に対しては相続税の軽減等、税制上の優遇措置が講じられている。

##### ②緑の保全地域

法による保全地区を補完するものとして、市民生活の良好な環境の確保に寄与する樹林地等の保全を目的としたもので、新条例に緑の保全地域（以下「保全地域」という。）を規定し、その指定要件は保全地区とほぼ同じである。しかしながら、用地取得を伴わないこともあり、その対象となるものは、寺社や公共施設用地等、将来的にみて土地利用の変動がほとんどないものに限定されている。

##### ③緑地保全協定地等

法及び新条例によるほか、緑地保全事業要綱に基づき、土地所有者との協定締結により樹林地の保全を図るものである。協定期間は原則として五年間であり、途中でも解約できることから、比較的土地所有者の協力が得られやすい。

また、協定により土地所有者の緑地保全に対する理解が醸成され、保全地区に移行したものもあり、相応の効果をみている。このほかにも要綱によるものとして、土地所有者との借地契約に基づき、一定規模の樹林地を市民利用に供している「ふれあいの森」制度があり、まとめたものが表1である。

## (2) 緑の創出に関するもの

### ① 市民参加による特色ある公園緑地の整備

市内には、生田緑地や富士見公園など、様々な規模及び機能を有する公園緑地がある。こうした公園緑地に対する市民ニーズは余暇時間の増大、少子・高齢化の進行など、近年の社会経済情勢を反映し多様化している。本市としても、公園緑地が持つ機能増進という視点から、これらのニーズに的確に対応していくことが必要である。その事例の一つとして、開設後相当の年月が経過し施設の老朽化が進んでいる公園等については、リフレッシュパーク事業として地域住民の要望に応えた再整備を図っている。

その際、市民が計画段階から参加するとともに、その後の管理運営にも継続的に関わることが出来る仕組みを構築することが大切である。

地元住民とのワークショップ方式等により活用方針・整備計画を作成し、それをもとに具体的な整備を行っていくことが、「地域に愛される公園」につながる。最近の事例として、川崎区の桜川公園や幸区の御幸公園のリフレッシュパーク事業では、整備計画の作成や整備の課程でワークショップ方式により地元住民の要望・提案を反映した特色のある公園づくりが進んでいる。

また、生田緑地では同様の方式により旧向ヶ丘遊園跡地を含めた緑地全体の整備構想を平成一五年度に作成し、平成一七年三月にはそれを踏まえ土地利用・公園利用を内容とする「生田緑地整備基本計画書」を作成し、今後の設計や整備・管理における基本的な方向性を示すものとして位置付けた。

今後とも、公園緑地の整備及び再整備については市民との協働による整備計画の作成を進めることで末長く愛される公園づくりにつなげていきたいと考えている。

### ② 地域の自然的な環境を生かした公園緑地の整備

現在、土地区画整理事業が進行中の黒川・万福寺・犬蔵地区においては、地域の動植物の生息環境を生かした公園緑地が整備されている。これは、事業者である土地区画整理組合が地元住民の要望等に応えたものであり、水と緑のネットワークの形成に寄与するとともに生物多様性の保全という観点からも大変重要なことである。

また、麻生区の早野聖地公園では環境省所管の補助事業である「自然共生型地域づくり事業」により田圃の跡地を利用した自然生態保全観察園が整備され、地元のボランティア団体が中心となってその維持管理にあたっている。

このように地域の自然的な環境を生かした公園緑地の整備は今後も続くであろうし、その際は新条例にいう、「緑」を十分意識したものとすることが肝要であるといえる。

### ③ 緑化推進重点地区の設定

緑の基本計画は、「緑化の推進を重点的に図るべき地区」いわゆる緑化推進重点地区（以下「重点地区」という。）を定めるものとしている。市は具体的な地区の設定にあたり、平成一二年に当時の環境保全審議会に諮問し、翌年に答申を受けている。

答申では、設定にあたって駅前等、都市のシンボルとなる地区や市街地開発事業と連携して計画を策定することが可能な地区等の考え方が示され、具体的な地区として、緑地の現況調査結果等をもとに川崎駅周辺、

塩浜、浜川崎、新川崎、小杉、高津・溝ノ口、鷺沼、登戸、新百合ヶ丘の九地区が設定された。この九地区について、重点地区として整備することにより市街地緑化への波及効果や多様な緑化推進への期待度など、緑化施策面からの緊急度等を考慮した結果、

積極的に施策展開を図るべき地区として、川崎駅周辺、小杉、新百合ヶ丘の三地区を選定した。市では答申を受けて、この三地区で地域住民の参加によるワークショップ方式による重点計画作成検討会を開催し、具体的な区域の設定、地区における緑化の基本方針及び目標などを内容とする「緑化推進重点地区計画」を平成一五年四月に作成した。この計画に基づき、この三地区では公共施設緑化や公園緑地の整備、駅前広場の花壇整備等、地区内の緑の量、緑の質の向上を目的とした事業を展開している。

### ④ 緑化重点事業（緑の景観づくり推進事業）

市域を縦断する尻手黒川線等の幹線道路やJR南武線等を「緑の軸」として位置付けその景観形成について充実を図るとともに、市のイメージアップに寄与する緑の景観づくりを目的として、効果的な緑化手法を用いて市民・事業者との協働をもとに平成一六年度から事業を実施している。この事業はいわば「緑的な整備」であり、「面的な整備」である緑化推進重点地区事業と重層的に組み合わせることで市域における緑の質の向上を目指している。

これまでに、武蔵中原駅前の緑化や東名高速道路川崎インターチェンジ周辺をはじめとした幹線道路の緑化などを実施している。

## (3) 開発事業等における緑の保全・創出

すでに本市の緑の実情について触れたように、地勢的な優位さから開発圧力は依然として持続している。その結果、市域の北西部に分布する斜面緑地の減少が続いており、その保全が喫緊の課題となっている。

開発事業と緑の保全という二律背反の関係の中で、いかにその調和を図っていくかということに苦慮している。ここでは、開発事業等の際し、現況の緑を少しでも残す手段等について、その取り組みを紹介する。

### ① 新たな緑地の保全方策について

斜面緑地の保全に関しては、昭和六三年、自然環境保全審議会からの答申に基づき、保存樹木の指定や借地方式による「ふれあいの森」の施策等を実施していた。

しかし、依然として開発圧力が高いことから、更なる緑地保全施策の強化を図るため、平成一四年、環境保全審議会から「川崎市における新たな緑地保全方策について」についての答申を受けた。その中では、

- ・ 保全すべき緑地の優先順位を明らかにする。
- ・ 施策の総合化を図る。（緑地の態様により、法・条例・要綱による施策を効果的に組み合わせ、保全を図っていく。）
- ・ 開発事業等を行なう事業者との早い段階から協議制度を創設する。
- ・ 保全された緑地の維持管理施策における市民との協働を図る。

という四つの取り組みが重要であるとの提言があった。市はこの答申の趣旨を踏まえて新たな保全施策に取り組んでいくものとした。

### ② 保全施策の優先順位の設定

恒久的な緑地の保全を行なうためには、土地の買収が必須となるが、全ての緑地を

買取することは莫大な財政措置が必要となる。そこで、個々の緑地について評価を行ない保全に関する優先度を設定し、それに対応した個別具体的な施策を講じていくことが効果的である。

③保全施策を展開するにあつての基本的な考え方

市域に存する一、〇〇〇㎡以上の斜面緑地（樹林地）を対象にその分布状況を把握するために、平成一四年度に調査を行なった。この斜面緑地について答申で示された考え方にに基づき、植生、規模及び景観等に関する評価を行ない、その結果個々の箇所ごとにA、B、Cによる三段階のランクを設定した。

これをもとに、個々の斜面緑地の情報を網羅した斜面緑地保全カルテ（以下「保全カルテ」という。）を作成し、保全施策の展開にあつての基礎データ及び開発事業等における事業者等への緑地に関する情報提供を目的としたデータとして活用しているところである。

なお、ランク別の保全施策に関する基本的な考え方は次のとおりとなっている。

- ・ Aランク、優先的に保全すべき緑地、一定規模（概ね〇・三ha）以上は法による特別緑地保全地区の指定、条例による保全区域の指定対象地
- ・ Bランク、保全すべき緑地、条例による保全区域の指定対象地
- ・ Cランク、保全対象緑地、条例及び要綱による緑地保全協定の対象地

④開発事業等における自然的環境保全の配慮

開発事業等を行なう事業者等が事業予定区域内の樹林の状況等、その自然的環境を

事前に把握することは、その後の具体的な事業計画を策定するにあたり、大変重要なことである。こうしたことから、事業者等との早期段階における協議により区域内の自然的な環境について、その保全・創出に向けた考え方（以下「自然的環境保全配慮」という。）を明確にし、事業計画に反映してもらふことを目的として保全カルテに基づき、助言・指導を行なうこととした。

自然的環境保全配慮の対象となる事業は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例に規定する五〇〇㎡以上の建築行為及び開発行為で、その事業予定区域内に三〇〇㎡以上の一団の樹林地が存在するなど、その要件を充たす時、自然的環境保全の配慮に関する書面を作成し、その考え方を示すものである。

なお、配慮事項等の詳細は表2に示すとおりである。

（4）市民・事業者との協働による民有地緑化の推進

地域の総合的な緑化（緑の創出）を推進していくためには、公園緑地の整備や街路樹の植栽等、行政による施策の展開とともに、個人の住宅や集合住宅、工場・事業所など民有地の緑化を図っていくことが不可欠である。ここでは、市民・事業者との協働による取り組みのうち、主なものを紹介する。

#### ①屋上緑化等の推進

稠密な市街地が形成されている本市では、高度な土地利用が進み、公園緑地の整備や街路樹等の植栽が可能となるオープンスペースは限られている。こうしたことを踏まえ、建築物の緑化という新たな手法に着目

し、平成一五年四月に屋上等の緑化に関する助成制度を創設した。この制度の目的は建築物の屋上や壁面を花と緑に触れ合える場とし、特に屋上に関しては安全性の問題から従来閉鎖的であつたものを緑の楽園として再生し、地域コミュニティの場とするとともに、都市における身近なビオトープとして水と緑のネットワークの形成に寄与することである。

民有地緑化の推進という視点から、これらに取り組み市民・事業者に対して、その経費の一部を助成している。

#### ②川崎市みどりの事業所推進協議会

臨海部を中心とした工場・事業所の敷地が市域に占める割合が高い本市にとつて、これら事業所の緑は地域緑化の推進という観点からも、大きな役割を果たしているところである。市は、昭和四七年に敷地面積が概ね一ha以上の工場等と緑化協定を結び、敷地面積の一〇％以上を緑化することを目標とした。この目標に沿って「川崎市工場緑化推進協議会」を設置し、緑化に関する情報交換、緑化関連施設の見学会の実施など、市との協働により緑化活動を展開し、その緑化面積は平成一五年三月末現在で約一五三haとなっており、富士見公園の約一〇倍に相当するものである。

なお、同協議会は平成一七年四月にその名称を「川崎市みどりの事業所推進協議会」に変更し、市と協働して一層の緑化推進を図っていくものとしている。

#### （5）緑のボランティアの育成とその活動

市民・事業者との協働により、緑豊かなまちづくりを推進していくためには、地域における活動の中心となる人材の育成が不

可欠である。

市ではその育成に当たり、次のような取り組みを行なっている。

#### ①緑のボランティアの育成

地域における緑の保全及び創出に関する個々の施策の展開に当たり、市民・事業者との協働が不可欠であり、活動の中心となる人材の育成が大変重要である。

こうしたことから、保全活動に関しては自主的な里山の管理活動を行なってもらふことを目的として、里山の自然環境や管理手法に関する基礎的な知識を得てもらふために「里山ボランティア育成講座」を、緑化活動に関しては地域での中心的な人材の育成を目的とした「花と緑のまちづくり（緑化推進リーダー育成）講座」を開催している。

この二つの講座の修了生の中から、地域における緑化活動や樹林地の保全活動や講座の運営などで活躍する市民が生まれている。

このほかにも花と緑に関する知識を深めてもらい、地域緑化の中心的な役割を担う人材の育成を目的とした「かわさきガーデン認定試験」を平成一三年度から実施している。

#### ②緑の活動団体

地域で公開性の高い場所で花壇づくりや草花の植え付け等の緑化活動や下草刈りなどの保全活動に自主的に取り組んでいる団体については、町内会や自治会などを中心に五人以上による「緑の活動団体」を組織してもらい、市に登録することによりその活動内容に応じて、経費の一部を助成している。

また、これらの団体の中には、市が主催

する緑関係の各種イベントに参加し、具体的な活動内容の発表や団体相互の情報交換等を行なっているものもある。

### ③公園緑地の地元管理

市は、平成一二年の公園緑地審議会による答申で、公園利用と運営管理について、公園使用に関する規制を大幅に緩和し、地域住民との話し合いに基づき、その使用に関する新たなルールづくりを行なった上で、地域住民に対して自由な使用を認めていくべきとの提言を受け、市はその具体化の一つとして、市民に最も身近な公園である街区公園の地元管理を推進している。

その内容は、街区公園を地域の拠点施設として捉え、樹木剪定や草刈等の維持管理に加え、公園利用調整の運営を地域住民の方々で行なうことにより、公園利用の活性化、地域コミュニティの醸成が図られることから、公園利用者、町内会、緑の活動団体等からなる「公園管理運営協議会」を地元設置し、街区公園の管理運営を地元が主体となつて行うとしたものである。

特に樹木の剪定や草刈等の維持管理においては、市と協働して行なうこととし、平成一六年度からモデル事業を実施しているところである。

### (6)最近の取り組み

ここでは、本年度から新たに取り組んでいる施策を紹介する。

#### ①市民による緑化運動の推進

緑豊かなまちづくり目指して、今後一〇年間を目途に一〇万本を市内に植樹する市民による緑化運動である。本年度はその初年度ということから、キック・オフ的なものとして「世界環境デー」の六月五日に高

津区の緑ヶ丘霊園で多くの市民・事業者が参加して五千本を植栽した。

また、前日の六月四日には臨海部でNP

〇法人の主催により市民や関係者が参加し、企業の敷地内に五千本を植栽し、これと合わせて一万本の樹木が植えられた。

「川崎再生フロンティアプラン」の重点戦略プランの一つとして位置付けられている。

#### ②かわさき緑レンジャー

市が保全した緑地や生田緑地に代表される大規模な公園緑地の中には、多摩川の崖線を構成する斜面樹林が分布している。そこに生育している樹木や竹林は、かつては薪炭林などとして適度な管理が土地所有者等により行なわれていた。しかし、化石燃料の使用などに伴いその目的が希薄となつたことから、永年放置され適正な管理がなされなかつたことなどにより、樹木が大木化するなど、風雨による倒木や土砂の崩壊等が懸念されている。こうした保全緑地を「安全で美しい里山」とするため、危険樹木の伐採、萌芽更新等適度な管理を目的とした保全緑地の育成事業を市民参加により進めていくこととした。その具体的な施策の展開に当たり、緑のボランティアとして「かわさき緑レンジャー」を選任し、それらの人々との連携により取り組んでいくものとしたところである。

今年度は七名(うち女性二名)のレンジャーを決定した。九月から実践的な活動を開始し、現在現場調査による危険樹の調査などを行ない、行政との連携による良好な里山づくりを目指していく。

#### ③わがまち花と緑のコンクール

緑化意識の高揚と花と緑を通じて地域の

図1 市域の斜面緑地分布(平成14年調査)



表1 主な緑地保全施策

(平成17年3月末日現在)

名称	用地取得の有無	行為の規制	箇所数	面積 (ha)
特別緑地保全地区	有	許可制	31	47.0
緑の保全地域	無	届出制	12	14.7
緑地保全協定地	無	無	109	77.6
ふれあいの森	無	—	7	3.9

表2 自然的環境保全配慮事項

自然的環境の内容	基本方針	開発計画への配慮事項
対象事業区域内に、300㎡以上の一団の樹林地がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その保全に最大限配慮するよう努める。</li> <li>・特に、多摩丘陵の斜面林の連続性を確保するため、可能な限り尾根部分の保全配慮の努める。</li> </ul>	①樹林地の保全及び回復への配慮 <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の造成等、土地の形質変更が必要最小限であり、地形の順応したものであること</li> <li>・やむなく樹林地を改変する場合は、樹木の回復・創出の努める</li> </ul>
対象事業区域内に、1,000㎡以上の一団の農地（休耕地含）がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水のかん養能力の保全に努める。</li> </ul>	②樹木の保存等への配慮 ③動植物の生息地についての配慮
対象事業区域内に優れた自然的環境がある場合 〔樹木（保存樹木、まちの樹、又はこれに準ずる樹木）、多様な動植物の生息が確認される谷戸地、湿地、湧水地〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な生態系の保全に配慮するよう努める。</li> <li>・地下水のかん養能力の保全に努める。</li> <li>・保存すべき樹木の保全に努める。</li> </ul>	④表土の保全への配慮 ⑤雨水等の浸透（水循環）についての配慮 ⑥多様な自然的環境の保全等への配慮 ⑦循環利用（伐採樹木のリサイクル等）
対象事業区域内に斜面緑地総合評価Aランクの樹林地がある場合（300㎡以上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多摩丘陵の景観保全に努める。</li> <li>・特に、多摩丘陵の斜面林の連続性を確保するため、可能な限り尾根部分の保全配慮に努める。</li> </ul>	⑧緑化地の創出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内緑化（屋上緑化等特殊空間の緑化）や緑地協定、地域緑化推進地区制度の活用</li> </ul> ⑨地球温暖化対策推進に向けた配慮* （保全配慮地区においては、炭素吸収源としての樹林地の保全・回復・創出に努める） <ul style="list-style-type: none"> <li>・吸収効果の高い大景木の植栽</li> </ul> ⑩景観の保全への配慮（尾根線の保全を配慮した建築計画、大景木の植栽、屋上緑化等）

\*地球温暖化対策の国際的な取り決めである「京都議定書」では、2010年を目途に、1990年比で約6%の二酸化炭素排出削減がわが国の目標となっており、その後、第7回締結国会議では、このうち森林による二酸化炭素吸収分が3.9%まで認められることになっている。この考え方を踏まえ、環境省が平成14年3月にとりまとめた「地球温暖化対策推進大綱」においては、植林等による温室効果ガス（二酸化炭素）吸収源対策の推進として、国民参加による都市緑化の推進も一定の効果が期待されるものとして、緑の政策大綱や緑の基本計画の取り組みにより、0.02%の二酸化炭素の吸収源となると示されている。

交流を図ることを目的とした「花と緑の街かどコンクール」を平成九年に川崎区から開催し始め、平成一五年度の麻生区で一巡した。このコンクールの目的は「住宅街」や「街かど」などで花と緑で美しい景観づくりを努めている個人・団体を表彰することにより、日頃の緑化活動を紹介し、花と緑を通じて区民の交流を図ることであった。

市内各区を一巡し当初の目的は達成されたが、更なる地域での緑化活動等の活性化を図るため、市内全域を対象として、新たに緑地部門（里山保全活動等）を加えた「わがまち花と緑のコンクール」を実施する。

コンクールの企画運営に当たり、市民とのパートナーシップという視点から運営委員を公募により決定し、かわさきガーデナーを含む一一名で構成する運営委員会を組織した。委員会では、応募作品の現地調査、入賞に係る選考基準、表彰式の内容などに関し、熱心な協議がなされるなど、いわば「手作りのコンクール」となった。

表彰式は七月二日に開催され、当日は入賞者による活動報告、パネル展示による団体相互の情報交流、企業等の参加によるリサイクル製品（肥料）の配付等、市と市民・企業による花と緑に関する情報交換の場となった。

## おわりに

これまで、本市の緑の保全及び創出に関して、主な取り組みを紹介してきた。最後に、今後取り組むべき施策課題を紹介する。

平成一三年一二月に国の都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト「大都市圏における都市環境のインフラの再生」における「まとまりのある自然環境の保全」を

具体的に進めていく中で保全すべき自然環境ゾーンとして二五箇所、一三河川が抽出された。

その中の一つとして、本市と横浜市、町田市に連なる広域的な緑のネットワークを形成している「多摩丘陵ゾーン」が位置付けられた。このことを踏まえて、三市が互いに協働し広域的な緑の連続性を確保するという目的に立ち、平成一五年八月に緑地保全担当職員で構成する「三市連携緑地保全会議」を立ち上げた。同会議では、三市が保全施策に関し共通した考え方を構築し「できるものから取り組んでいく」という主旨により、現在、三市にまたがる緑（みどり）と農（みのり）の紹介を目的とした散策マップの作成に取り組んでいる。これをきっかけとして広域的な緑のネットワークの形成に向けて、市民参加も視野に入れた更なる連携を図っていくことが望まれる。

これと関連して、新総合計画の中の実行計画に関する基本施策の一つとして多摩丘陵の保全と育成が掲げられ、施策課題の一つとして「農ある風景の保全」が位置づけられている。

ここでは、市街化調整区域のまとまりのある緑地について、農業振興施策と緑地保全施策を効果的に組み合わせ、その保全と活用を図るものとしている。具体的には、農業振興地域である黒川・岡上・早野地区を「緑と農の三大拠点」として位置づけ、生物多様性の保全や将来に向けた環境学習の場の確保などを目的として、まとまりのある斜面緑地の保全と谷戸地形に介在する農地の保全を一体的な施策として展開していくものとしている。

さらには、多摩丘陵の保全という広域的

な視点から、隣接自治体と協調してまとまりのある緑地を残していくことで、農ある風景の保全を推進していくものとしている。

いずれにしても、貴重な環境資源である多摩丘陵の緑の保全を図るとともに、市街地における公園緑地の整備や民有地の緑化の推進など、緑の創出と一体となった市域の水と緑のネットワークを市民との協働により形成していくことが、動植物の生息・生育空間を守ることであり、ひいては市民が憩いとやすらぎのある生活を送るうえで、欠くことができない快適な都市環境づくりにつながるものと確信している。



## バックナンバー紹介

### 政策情報かわさき18号特集

#### 【特集1】新たな公共管理の可能性

◆「座談会」新たな公共管理の可能性を探る「行政サービスの外部化と指定管理者制度、委託、契約における課題から」①これまでの公共サービスの現状と課題、②民間の力の活用への具体的な取り組み、③民間が問われているか。支援、連携、評価と選定、④まとめ「新たな公共管理への展望（法政大学法学部教授 武藤博己）総務局行財政改革実施本部内部改革担当主幹 小金井勉／財政局管財部契約課主幹 渡辺元久／市民局地域生活部地域生活課主査 三枝正孝／健康福祉局地域福祉部地域福祉課長 佐々木元行／「司会・編集長」総合企画局政策部長 木場田文夫

◆民間化の動向と委託契約手法の変容「日本におけるPFIと指定管理者制度を中心として」（東海大学政治経済学部教授 前田成東）

◆入札・契約制度改革検討委員会の検討結果と今後の方向性（財政局管財部契約課主幹 渡辺元久）

◆CSRにおける総合評価型入札制度（政策入札）導入の可能性（収入役室出納課指導係 廣岡真生）

◆市民が管理する公共施設にかける市民自治社会の発展への期待（まちづくり局計画部都市計画課主査 加治屋淳一）

【特集2】政策形成過程における参加のデザイン

◆「座談会」参加技法のイノベーション「科学技術政策とコンセンサス会議（東京電機大学理工学部教授 若松征男／法政大学人間環境学部助教授 小島聡／水道局経営企画担当主事 高山正太郎）

◆水づくりをテーマにした市民参加の社会実験について「新たな合意形成手法・コンセンサス会議の可能性を探る（水道局経営企画担当主査 川添文夫）

# 明るく未来をつくる 環境教育・学習

環境局総務部環境調整課副主幹

吉川サナエ

## 1. はじめよう！ 幼児環境教育

人間形成の基礎を培う幼児期より、自然とふれあい、自然の大きさ、美しさ、不思議さ等に直接触れる体験を通して、自然に対する豊かな感性を養うこと、また、環境を大切に思う心を育てることを目的に二〇〇四年度から「幼児環境教育」の取り組みを開始しました。

### 1-1 実施方法

初めての事業であることから、まず、一年間、モデル事業を実施することになりました。モデル園、方法は以下のとおりです。

#### (1) モデル園

所在地…多摩区中野島

園児数…二二一名(三歳〜五歳)

#### (2) 実施期間

平成一六年一月一日〜平成一八年三月三十一日

#### (3) 実施方法の概要

① 幼児環境教育検討委員会を設置  
委員…一四名

園長 教師(八名)

保護者(四名) 環境調整課(二名)

② 平成一六年一二月までに「幼児環境プログラム」を検討委員会において作成

③ 平成一七年四月から、カリキュラムに組み込み実施

④ 実施結果、効果、今後の方向等を検討委員会にて検討

⑤ 平成一八年四月からは、カリタス幼稚園での実施結果を踏まえ、川崎市内全幼稚園に普及の準備を開始

### 1-2 プログラム

プログラムは、自然編と生活習慣編に分け、自然編では「園庭の木の実を食べる」、「園庭を散歩しながら花や草のにおいを感じる」、「水辺の生きものの学習」、「うさぎと触れ合うことにより命の大切さを体感する」、「自分の木を見つけ、一年間観察、スケッチをする」、「プランターで野菜を作る」等、また生活習慣編では、「使わない所の電気を消す」、「ティッシュペーパーやトイレトペーパーの使い方を学ぶ」、「紙すき体験」、「気温の変化による衣服の調整を学ぶ」等を実施することとしました。

環境教育・学習基本方針策定(1995)

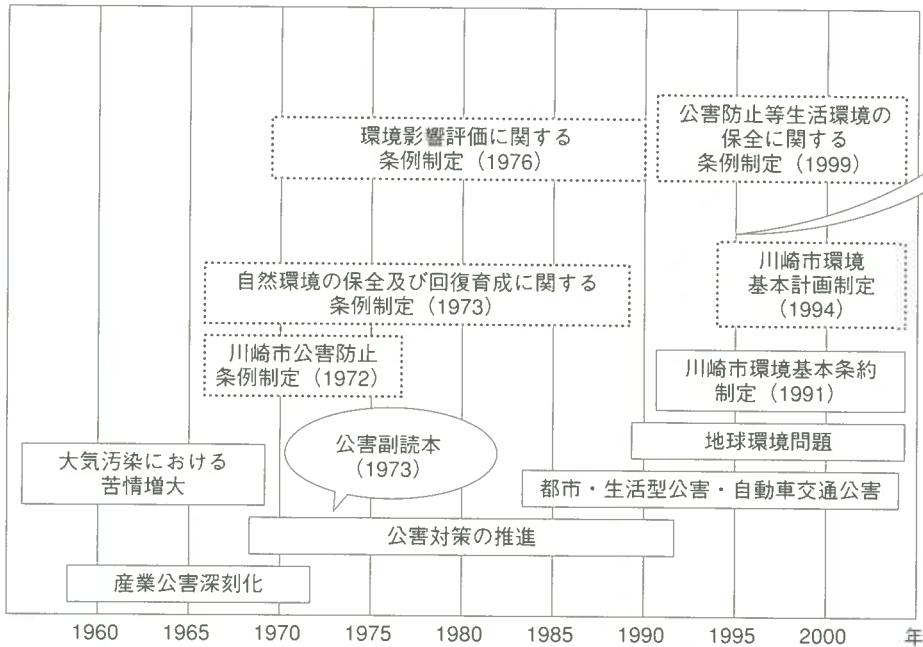


図1 市の環境行政の推移

## 2. 市の環境行政と環境教育

また、活動を実施することに課題、問題点を記入する活動状況報告書を作成します。

1-3 実施状況  
平成一七年四月一九日の園庭めぐり、うさぎとの触れ合いから環境教育を開始しました。(次頁写真)

1-4 半年間の成果  
半年間実施した中で得られた成果は、幼児たちにとっては、ものの方が変わった、観察力がついた、また、教師、保護者にとっては、環境保全への意識が高まったことなどがあげられています。今後、半年の間にさらに環境を大切に思うような意識付けができるよう工夫をこらしていきます。

1-5 今後の予定  
平成一八年三月までにモデル事業を実施し、実施内容と成果、課題等を取りまとめた報告書を作成します。平成一八年度は、報告書に基づき各幼稚園の教師による研究会において検討を行い、幼稚園規模、地域特性に応じたプログラムを作成する予定です。平成一九年度から全園への普及を図ります。

幼児環境教育は、市の環境教育・学習基本方針に基づいた事業です。そこで、市の環境行政と環境教育の関係をみてみましょう。市の環境行政と環境教育の推移を図1にまとめました。

図からわかるように一九六〇年代から七



自然の楽しさ、不思議さを感じる心を育てる。



八重桜の観察



実のなる木の観察



トマトを育てる

生きものを大切にする心を育てる。



ウサギとの触れ合い



移動動物園でポニーに乗る



川の中の生きもの調べ

なぜ環境を大切にするかを大型絵本を使って教える。



●環境教育の実践

教師や保護者が省エネ生活を学ぶ。

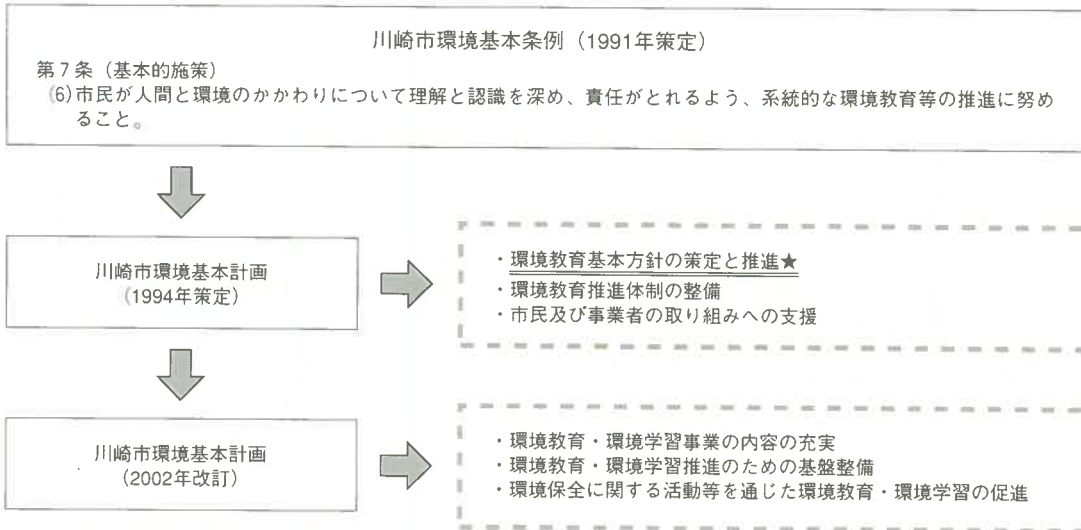


地域環境リーダーにより省エネの必要性と省エネのライフスタイルを学びました。その後、保護者が中心となり「夏休みのエコライフ・チャレンジしてみよう！」というチェックシートを作成し、園児とともに実施しました。

紙すきによりリサイクルを学ぶ。



橋りサイクルコミュニティセンターで牛乳パックからハガキを作りました。自分だけのハガキに大喜び。



○年代は、産業の発展に伴い、臨海部を中心にした石油コンビナートや製鉄所などから排出されるばい煙や汚水による広域的な産業公害が発生し、「公害の街 かわさき」の名を全国に広めた時期でした。  
 この時期に、川崎市における環境教育は、開始されました。最初は、一九七三年に小

中学生を対象に公害副読本が作成され、その後、生活環境、土木、下水道、水道の副読本が作成されました。  
 しかし、市の環境教育・学習が体系的に整ったのは一九九一年に「川崎市環境基本条例」が策定された時でした。  
 この条例において系統的な環境教育等の

ことにより、市における環境教育・学習の推進を図ることとしています。  
 また、毎年、「川崎市環境教育・学習事業実施計画」を作成し進行管理を行っています。この計画はホームページ、区役所、図書館等で閲覧できます。

す。(次頁上段)  
 3-2 教材の作成  
 環境について楽しく学べ、行動に結びつくような内容の教材を作成しています。(次頁下段)  
 3-3 人材育成  
 環境教育・学習事業の実施に当たっては、それを推進する「人」の存在が不可欠です。市では、地域や職場で環境保全活動を率先して行うことができる人材の育成を目的とした地域環境リーダー育成講座、地域の緑化活動の中心となる人材の育成を目的とした緑化推進リーダー育成講座、里山の保全管理手法を学ぶことを目的とした里山ボランティア育成講座などがあります。

図2 環境教育・学習の推進

★ 川崎市環境教育・学習基本方針とは  
 川崎市環境教育・学習基本方針は、市の環境教育・学習の目指すものを明らかにし、それに添った施策の方向、具体的な推進の仕組み等を示す

さらに、二〇〇五年には、川崎再生の経営プランとして、川崎市新総合計画「かわさき再生フロンティアプラン」を策定し、環境教育・学習の拡充が重要課題の一つとなつています。

このことにより、一九九五年に環境教育・学習のガイドラインである「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定しました。さらに、二〇〇二年に改訂した「川崎市環境基本計画」では、環境教育・環境学習が政策手段に係る重点分野として位置づけ、二〇一〇年までの目標、施策が示されています。二〇〇四年には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が施行されました。

推進が謳われ、一九九四年に策定された「川崎市環境基本計画」において、環境教育基本方針の策定と推進が示されました。

### 3. 市が取り組んでいる環境教育・学習

- ☆環境教育・学習の推進内容
- 普及啓発事業の充実、教材プログラムの充実と活用、拠点における事業の充実、学校における環境教育・学習の充実、環境保全活動への支援、情報の整備、市民参加による地域づくり。

川崎市環境教育・学習基本方針に基づき、各局が環境教育・学習事業に取り組んでいます。その事例を紹介すると同時に、さらなる環境教育・学習事業の充実に向けた課題と対応策を紹介します。

3-1 環境教室等の開催  
 環境問題への関心を呼び起こし、認識と理解を深め、さらに実践へ繋げていくよう継続的に実施しています。ごみ問題講演会、市民自主学級、夏休み水道教室等がありま

「地域環境リーダーへの場と機会の提供」  
 一九九五年の第一期から二〇〇四年の第七期までに一三五名の修了生を輩出しています。修了生は地域で独自で環境保全活動に取り組んだり、地球温暖化対策地域協議会市民部会や市民健康の森事業、二ヶ領ウオッチングフォーラムなどいろいろな場で活躍されています。また、講座の中でできたグループがそのまま継続して活動をしている修了生もいます。平成一七年から活動報告及び情報交換の場としてはじめて修了生の企画・運営による地域環境リーダー全体会議を開催しました。

3-4 環境教育・学習拠点の充実  
 環境教育・学習の推進に当たっては、人材の育成とともに場の整備も必要です。ライフスタイルの実践は各家庭でも可能ですが、自然環境との関わりを学ぶには自然のフィールドが必要となり、地域で環境保全活動を展開しようとすれば拠点となる場も

● 3-1 環境教室



公害研究所における環境教室



小、中学生を対象に公害研究所施設で体験学習を行います。「ごみを燃やすと何が出るの？」というテーマでごみの燃焼実験を行いました。環境教室や講座は、その場限りのものではなく、次の活動につなげていけるよう内容の検討を行っています。



6月の環境月間に市営プールに生息するヤゴの救出及び観察の指導を行います。今年は6月9日に平間公園児童プールで行いました。233名の子ども達が集まりました。ヤゴをトンボに育てることにより、小さな命の大切さを学べるよう指導しています。



かわさき水辺の楽校



二ヶ領せせらぎ館を拠点とし、多摩川での川遊び、水生生物の調査、植物、昆虫、野鳥観察を月1回のペースで行っています。継続して実施することにより、知識、認識が深くなります。



● 3-2 環境教育の教材



各局が副読本や市民が気楽に体験学習を実行できるプログラムを作成し、無料配布しています。内容は、知識の伝達だけではなく、自分達に何ができるのかを誘導する仕組みとなっています。

二〇〇五年三月に修了生達の企画・運営による第一回の全体会議を開催しました。活動報告、情報交換等を行いました。今後も継続して実施します。



地域環境リーダー全体会議



地域環境リーダー育成講座・学習風景

年10回の講座の内容は、環境全般の講義、グループワーク、体験学習等で、修了時にはこれからの環境保全に向け何をすべきかが明確になるような内容に努めています。

必要です。

更に、環境について総合的に学習できるような施設が身近なところがあれば、市民の主体的な学習も進めやすくなります。

現状は、市民館、橋リサイクルコミュニティセンター、青少年科学館、公害研究所二ヶ領せせらぎ館などが拠点の役割を果たしています。

### 3-5 学校における環境教育・学習

身近な環境から地球規模の環境まで、環境問題に関心をもち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度や環境問題解決の能力を育成することは、学校教育において重要な課題です。

現在、各教科及び総合的な学習の時間に発達段階に応じ取り組んでいます。二〇〇四年度は小学校では全校で取り組みました。

### 3-6 情報の提供

市の環境教育への取り組みの情報は市のインターネットホームページ、月一回発行の「環境情報」、年一回発行の「環境基本

計画年次報告書」及び「環境局事業概要」等により発信をしています。

### 4. 学校、地域、事業者、行政の連携

学校、地域、事業者、行政の各主体が連携し、環境教育・学習を実践することにより、効果的、効率的な事業が推進できます。

4-1 地球温暖化対策地域推進協議会の市民部会と学校、地域との連携の様子は写真のとおりです。

4-2 学校と行政の連携の様子は写真のとおりです。

### 5. これからの環境教育・学習

環境教育・学習の目的は、持続可能な社会の構築にあります。そのためには、環境保全活動を活発化する必要があります。環境保全活動を活発化するためには、学校等、市民、事業者、行政が輪となり、連携・協働する必要があります。

市には、学校等、市民、事業者に対し、教材、環境教室、講座、人材育成等を充実させ、提供すると同時に、環境に係る情報



省エネを実践する小学生

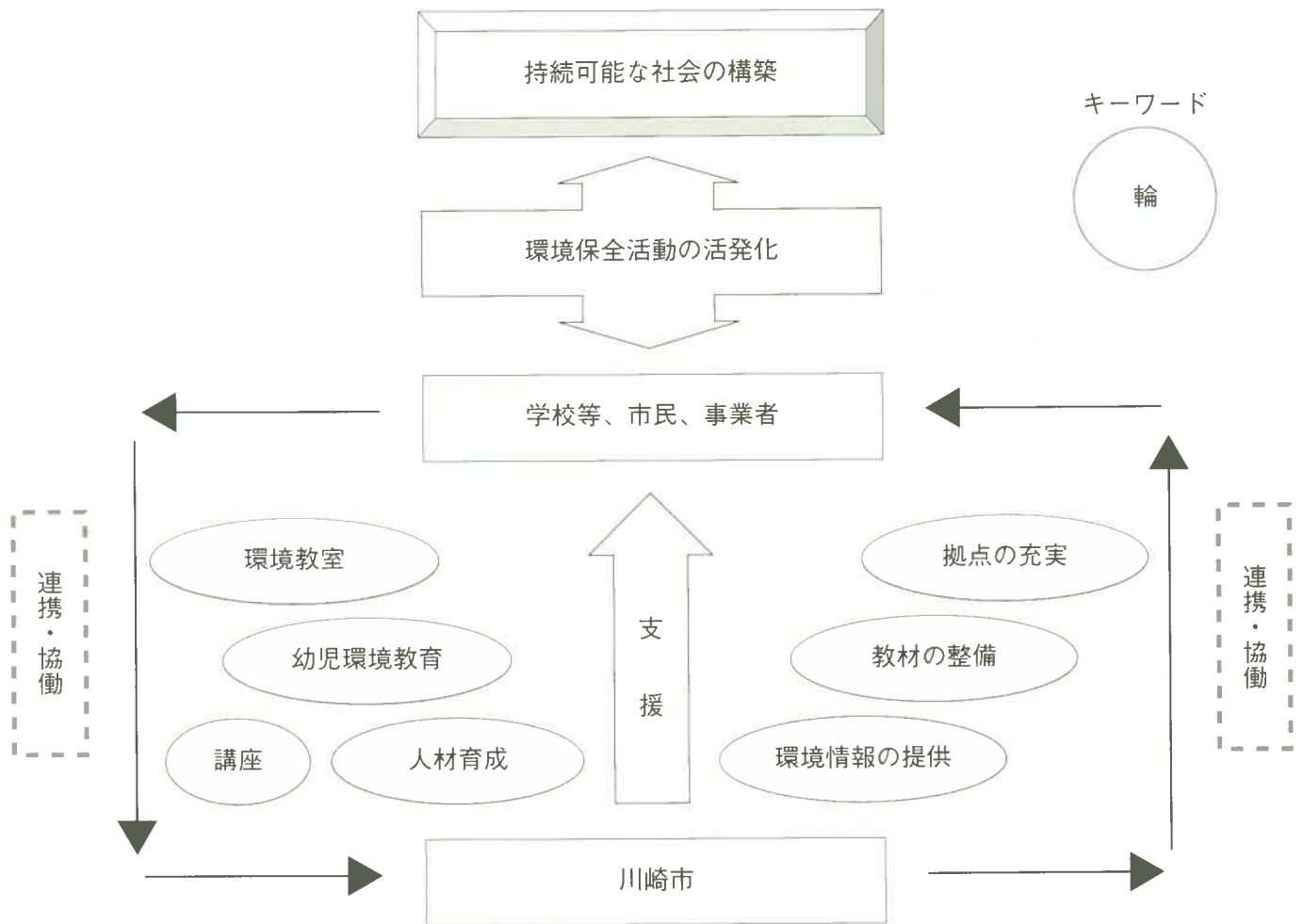


市民部会と井田小学校、住吉小学校、プレーメン通り商店街が協働で環境を考えたエコショッピング・クッキングを開催しました。



枅形中学校初め市内の小中高校に燃料電池自動車を持っていき、説明と試乗を行いました。

を迅速にホームページ等で発信するという支援を行うことが求められます。教材、環境教室、講座等については、読んで終わり、聞いて終わりではなく、次の活動に繋がるような内容にしていく必要が



あります。また、人材育成については、講座修了後に活動できる場や機会の提供が必要であり、環境パートナーシップかわさきや地球温暖化対策推進会議への参画、緑の景観づくり推進事業への参加を呼びかけます。また、人材育成講座の企画・運営にも参加していただく予定です。

さらに、市には横断的な環境教育・学習事業を展開するため、場をつなぎ、主体をつなぎ、施策をつなげるコーディネーターの役割があります。学校や地域、職場などそれぞれの場で実施されている環境教育・学習の効果をつなげるよう留意します。

また、幼児期から成人まですべての年齢層を対象とし、生涯教育・学習を目指すことから、幼児環境教育事業の推進を図っていくとともに、今後は大学生や高校生との連携も視野に入れていくこととしています。

市が、これらの役割を着実に果たすことにより、今後さらに複雑化する環境問題に対応し、新総合計画の目標である、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市かわさき」が実現できるものと思っています。

合言葉は  
「明るい未来に向かって  
Yes We Can-」

## バックナンバー紹介

### 政策情報かわさき17号特集

「特集・成熟社会における地域資源とまちづくり」  
低成長時代における自治体運営への示唆を求めて  
●座談会◎成熟社会における地域資源とまちづくりの構想(金井利之・東京大学大学院法政学政治学研究所助教/伊藤 弘/木村純一/北沢仁美/司会・木場田文夫)

●川崎市の地域資源の状況◎川崎の地域資源を読み解く「地域資源にかかわる一七の事例をめぐって」(政策情報かわさき編集部)

I 既存資源の見直し ①川崎特有の地域資源の活用◎かわさきのイメージアップを目指して「地域資源と民間活力の活用(石川正嗣)」◎わが国の素材産業の資源循環産業化の潮流「川崎環境特区への期待(小倉康嗣)」◎減少しつつある自治体資源への対応◎老人いこいの家、夜間・休日等の開放に向けて(湯崎美枝)◎コミュニティ施設のまちづくりへの利用の可能性「麻生まちづくり市民の会地域施設調査結果から(津田 祺)」◎自治体資源の有効活用◎ごみは資源「処理センターにおけるごみの有効利用の現状(石井真意)」

II 新たな地域資源の形成◎市民合意の形成とその意義◎市民参加による水道施設の有効活用の事例について「鷺沼プール跡地における地域資源の掘点づくり(川口美紀)」◎市民合意に基づく条例策定の実践(袖山洋一)◎市民意見を活用した市政運営◎市民提案の活用と課題(渡邊タツ子)◎協働の推進◎市民と市民・市民と行政のネットワークづくり◎市民館市民自主学級・市民自主企画事業について(夏井美幸)◎市民が市民を支える仕組みづくり◎井田病院の市民ボランティアを事例として(早田 清)◎川崎の農を助け農地を守る人材の育成◎「農(みのり)の寺子屋」を通じて(米川源人/勝田麻美子/山崎裕司)

III 新たな自治体資源の調達◎外部からの資源調達◎市政への参画意識の高揚を図る資金調達の様式化「ニ公募債の取り組みを通して(廣合雅彦)」◎分権改革の成果等を踏まえた資源の活用◎分権時代に求められる自治体職員像「人材育成の取り組みを通じて(山本昇二)」◎地方分権一括法施行後の本市における条例策定状況について(鈴木孝)◎情報技術の活用◎利便性の高い行政サービス提供をめざして(電子申請実証実験から)情報技術(IT)を活用した電子市役所の充実に向けて(澤野正憲)

IV 自治体資源の配分の変遷◎本庁から区役所への分権の推進◎地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点としての区役所をめざして(猪俣 聡)◎溝口駅前の自転車対策をめぐって(明石憲孝)

# 地域環境リーダーになつて

地域環境リーダー  
堀田あや子

川崎市環境局環境調整課が主催する「地域環境リーダー育成講座」との出会いは図書館のちらしでした。何気なく目にした募集案内の内容に驚いたのを記憶しています。「川崎市が環境ボランティアを育成」「講座開設」「無料」なども魅力的な案内が並んでいます。丁度ボランティア活動を何かしてみたい、環境問題ならなお良いと思っていた矢先、夫と共に七期生に、後に聞きました。が講座初の夫婦で、参加するにしました。

## グループ発足

講座内で問題意識の似通った人たちが集まりいくつかのグループを作っていきます。その中で私は「4R推進活動グループ」の結成に加わりました。コンセプトは4R、すなわち「Refuse（拒絶）・Reduce（削減）・Reuse（再使用）・Recycle（再利用）」の四つの「R」の頭文字のキーワードを使って誰でも簡単に始められるECO実践活動のヒントをいろいろな形で地域の人たちに伝えることです。そして自分たちの活動指針を決めたとき、大事なポリシー

が生まれました。それは「楽しく広めよう」というものです。環境問題は今どきは誰でも耳にしたことがあり、大事なことはわかっている、でも面倒くさそう、何やらやればいいかわからない、といった人が世の中にたくさんいるのではないかと予想が前提にありました。つまり日頃行動していない人たちが、ふと何かを始められるきっかけになればとECO活動のイメージを変えようということになったのです。楽しいことは誰でも取り組みたくなるもの、そうだ、「楽しく広めよう」そして「イベント形式を取ろう」ということになりました。

## イベント決定！

このような訳でイベント場所の決め手はどれだけ効果的にたくさんの人に楽しく伝えることができるか、という点でした。そこで「スーパーマーケット」が浮かびました。スーパーはまさに環境問題を考える時に避けて通れない私たち消費社会の「現場」です。人も無条件に大勢集まりますし買物は楽しく、イベントがなじみます。最終



マイバッググランプリ風景

的にイオン系スーパーのMAXVALU津田山店とのタイアップが決定し、年に三〜四回継続的にECOイベントを開催することとなったのです。今年度は「マイバッグ」にスポットを当て、バッグの人気投票やアンケートを通じマイバッグがなぜ環境に優しいか、どんなデザインがあるか、どこに行けば手にはいるか、などの知識を広めるお手伝いをさせていただいています。

## 4Rの魅力

「4R」は実は魔法の言葉です。過剰包装のような地球に優しくないサービスを断りすることは拒絶/Refuse、ゴミの少ない詰め替え用の洗剤を買う、電気をこまめに消すなどは削減/Reduce、マイ箸を使う、瓶ビールを選ぶ、などは再使用/Reuse、アルミ缶、ペットボトル分別はもちろん、再生紙を使ってみることはRecycleとなります。このように4Rをヒントに日々の暮らしの中で自分たちが地球のためにできる簡単なことがたくさん発見できます。合い言葉は「4R」。「四つのRが地球を救う」。

## 地域環境リーダーを経験して

環境リーダーを通してたくさんの人たちと交流できたことは私の大きな糧となりました。特に歴代のリーダーの方々幅広いフィールドで活動されていることは励みとなります。また環境問題は科学技術に合わせ対策も日進月歩ですから常に情報が必要です。その大事な情報源の一つともなっています。他方日常ではなかなか機会のない世代間交流も魅力の一つだと思います。異世代と交流することがより多角的に問題を解決へと導く智恵を授けてくれます。フィールドと人脈の拡がりはECO精神の拡がりでもあります。川崎から発進したリーダーの活躍がやがて文化の礎となることを期待してやみません。



アンケート風景 MAXVALU津田山店前にて

# 環境問題に取り組む 川崎市市民文化大使。 雨谷麻世さん

(ソプラノ歌手)

東京芸術大学卒業。ルネッサンス、バロック、フランス歌曲までも歌いこなす数少ない実力派シンガー。クラシックからジャズ、ポピュラー、シャンソン、カンツォーネ、ラテン、童謡、民謡にいたるまでレパートリーは幅広く、ジャンルにとらわれず、心に響く美しい歌を歌い続けている。

現在、コンサートやディナーショー、ラジオ出演に加え地域社会のイベントなどにも積極的に参加。二〇〇二年からは環境省の後援を得て「鎮守の守ルネサンス」と題した環境チャリティコンサート活動を続け、「人の心と地球環境」の大切さを強くアピールしている。

二〇〇四年はアジア国際環境会議「ECO ASIA 2004」にゲストとして招かれ、アジア各国環境大臣の前で日本の歌を披露し絶賛された。また環境省主催の温暖化防止のシンポジウムにも出演し、演奏のみならず、講演者としても活躍中。

昨年一〇月、本市民文化大使にご就任いただいた雨谷さんは、川崎市川崎区の生まれだ。

子どもの頃の思い出をうかがうと、「歩道橋から、日本鋼管の煙突の炎と夕日が重なって、とっても印象的でしたよ。川崎は活き活きとしたまち。実家の横は工場で、鉄屑が積んであったりしたけど、嫌と思つたことはありません。工員さんとお話したり、楽しい思い出が多い。人情味のある街でしたね」とのこと。

雨谷さんが環境問題と本格的に関わるようになったのは、四年前から始めたチャリティコンサート「鎮守の森ルネッサンス」から。以前から福祉問題への関心をきっかけに、国連のWFPを通じて子どもに関する活動を続けてきたが、故郷を大切にしたい、との思いで環境をテーマに選んだ。ちなみに、鎮守の森とは、ドングリから苗を作り、その土地にあった樹種を混植・密植する植樹法で、ふるさとの森をつくる活動。雨谷さん自身も植樹に参加している。

クラシックからジャズ、シャンソン、ラテンにいたるまで幅広いレパートリーを歌



雨谷麻世さん

いこなす雨谷さんだが、コンサートでは環境をテーマに語ることもある。

「木と気は通じるものがあるんです。『コンドルは飛んでいく』は古代帝国の滅びを歌ったものですが、太陽に最も近い山頂に都市を造ったインカ帝国は、木（気）がなくなり、砂漠化したといわれています。ちょうど今の日本がそう。高層住宅に住んでいると、地面からあまりに距離がありすぎて地の気がこない。都市化が進みすぎて、木も気もだんだん無くなっています。」

雨谷さんがもう一つこだわっているのが、日本の歌だ。

「最近、学校でも『赤とんぼ』のような歌を歌う機会が減ってきていて、本当に残念なことです。日本人は、虫の声でさえ歌に聞こえるような民族ですから、すばらしい歌がたくさんあります。『小さい秋みつけた』や『雪の降るまちを』など、季節ごとにいい歌がいくらかでもあるんです。」

「森も名曲も、残そうと思わないと残らない。歌を聴いてくださったかたが、子どもへ、孫へ、地域の人へ、とにかく周りにいる身近な人に伝えていってもらえたらいい。私も音楽を越えてメッセージを伝えていきたいと思えます」とのこと。とりわけ子ども達への思いは強いようだ。

「ゼロエミッション工業団地や環境特別区構想など、川崎の取り組みも、コンサートで紹介していきますね」とは、故郷を大切に思う雨谷さんらしい言葉。「公害で苦しんだ川崎だからこそ、発信できるメッセージがあるはずですよ」と、インタビュアーの終わりにには、エールを送っていた。

(文責編集部)

# 川崎市 国際環境 施策参与 のコメント

川崎市国際環境施策参与は、本市における国際環境施策を適切に企画・推進し、持続可能な都市の実現を目指すとともに、環境分野における効果的な国際貢献を果たすために、環境配慮、社会的責任、国際貢献等について、専門的な立場から、本市へ助言をしていただくため設置されています。また、国連環境計画(UNEP)とのパートナーシップの構築のためにも活躍いただいています。

環境に視点をおいて持続可能な地域づくりを考える今号の特集に対して、両参与からコメントをいただきました。

## 川崎市で進行している「環境産業革命」

NPO法人環境文明21代表理事・株式会社環境文明研究所長 加藤三郎



私が川崎市の国際環境施策参与となった早や二年余り。この間、川崎市の行政施策はもとよりだが、特に臨海部などに立地している主な企業の環境パフォーマンスを見れば見るほど、「環境産業革命」といっても過言ではない注目すべき変化が生じていると感じている。

各企業にしてみれば、多分、環境保全のため、まして「環境産業革命」を成し遂げようと意図して企業活動しているわけではなからう。おそらく、多くの企業は、単に市場での厳しい競争に打ち克つため、場合によっては、そこで生き残るために奮闘しているのに過ぎないかもしれない。しかし、結果的に選択した省エネ、省資源そして物質循環を最大限追及した経営戦略を私から見ると、地球環境時代を生き抜く逞しい企業活動となつていると思われる。

もちろん、このような動きは企業だけの努力で成し得ているわけではない。CO2対策や3Rを推進する国の方針や諸施策、

川崎エコタウンを育てようとする市行政の熱意、それを監視し、評価する市民やNGOなど、これら関係者が一団となつて企業の背中を押しているわけだが、向かつている先には、世界に先駆けて「環境産業革命」を成就する川崎があるはずと私は確信している。

## 環境を巡る 金融界の動向

国連環境計画金融イニシアティブ スペシャルアドバイザー 末吉竹二郎



はじめに

二〇〇五年一〇月、ニューヨークの国連本部に世界の金融関係者四五〇人が集まつた。国連環境計画(UNEP)と世界の金融機関で構成する金融イニシアティブ(FI)の国際円卓会議に参加するためである。UNEP FIは九二年、ブラジルのリオで開かれた地球サミットを機に始まつた国連と金融機関とのパートナーシップで、全ての金融業務に環境と持続可能性を反映させるためのベストプラクティスを開発、促進することを使命とし、現在一八〇もの金

融機関が参加している。今年の円卓会議は九回目を迎え久方ぶりの米国での開催であったが、その冒頭、きわめてユニークな研究結果の発表があつた。これは今世界の金融界で起こりつつある新しい動きのシンボルとも言えることであるのでそのことをお伝えしたい。

The Future Fiduciary (いづれからの受託者責任)

受託者責任。多くの方には聞きなれない言葉であろう。もともと、年金の世界での専門用語である。毎年毎年、多くの加入者から資金を集め、二〇年、三〇年、四〇年先の遠い将来、加入者に年金の支払い義務を負う年金基金は、当然のことながらその資金の運用にあたってはきわめて慎重であらねばならない。この年金基金(委託者)から資金の運用を委ねられる運用担当者(受託者)が守るべき規律・責任が受託者責任である。

これまで、受託者は思慮深い運用専門家として、その専門性を活かしながら、専ら経済的リターンを最優先することが求められているというのが広く信じられてきていた。換言すれば、経済的要因以外のこと、例えば、投資先企業の環境配慮の有無やその中身を投資判断に反映させることは受託者責任にもとることであり、運用担当者としては許されないものとファンドマネジャーは教え込まれてきているのである。

ところが、今回この業界常識に真つ向から対立する見解が発表されたのである。その研究レポート曰く「投資判断に環境(E)、社会(S)、そしてコーポレート・ガバナ



ンス(G)の要因を反映させることは法律違反だと信じられてきたが、それは間違いである。むしろ、ESGを反映させないことは、ほとんどの場合、機関投資家(年金基金など大量の資金を運用している組織や団体)に適用される法律に違反していることになる」と。

この結果は多くの受託者や機関投資家にとつて大きなショックであったに違いない。今までの理解と正反対であるからだ。勿論、これは一つの研究成果に過ぎない。法律改正があつたわけでもなく、判例が出たわけでもない。しかしながら、国連を中心とした新しい解釈を世界に広めていく動きがこれから活発化する見込みであり、遠からず、ドウ・ファクト・スタンダードとして世界の機関投資家に支持されていくに違いないと思われる。

### The Principles for Responsible Investment (責任投資原則の策定)

その国連の新しい動きが責任投資原則の策定である。それは二〇〇五年の初め、アナン国連事務総長が提唱して始まった。世界の機関投資家が責任ある投資を推進する上で共同して守るべき原則を作ろうという動きである。これまでに、一五カ国二〇金融機関、それに六〇名の年金・投資関連の専門家が作業に当たり、既に中身は固まつた。その骨格になるのが、先ほどのESGの投資判断への取り込みである。それを法面から固める必要から行われたのが、前述の受託者責任の研究というわけである。

UNEPは、世界的に著名な法律事務所に委託、日本を始め、米、英、仏、独など

世界の主要国の関連法律をくまなく調査したのである。現在は、この原則に賛同し、導入をする機関投資家を募る過程にあり、それが完了する来春には正式に発表となる。既に、いくつかの年金基金がPRIの導入を決めており、正式発表後は多くの機関投資家がこの原則を支持し、実践をしていくことになる。そうなれば巨額の資金が新しい投資基準で行われるわけで、環境問題などの解決に新しい時代が来ることになる。

おわりに

以上、UNEP F Iでの新しい動きの一端を紹介したが、ここ数年、金融界の環境などへの取り組みが一段と進展を見せているようだ。商業銀行の間に欧米を中心に温暖化防止などへのコミットメントが広がり、一方で、投資サイド、なかならず、機関投資家が温暖化のもたらす気候変動リスクへの対応をレベルアップし始めている。昨年の五月には、ニューヨークに多くの機関投資家が集まり、気候変動リスクを投資判断にどう反映させるのか、そのリスクをどうチャンスに変えていくのか熱心な議論があつた。かつて、アナン氏は「将来の温暖化ガスの排出量は投資家の手に委ねられている。投資家の判断は将来の人々の生活に大きな影響を及ぼす」といい、投資家の責任ある判断を求めたことがある。それに応える動きである。

受託者責任の新解釈にしる、責任投資原則の策定にしる、全てが同じ文脈の中での出来事である。地球社会が直面する環境、貧困、経済成長の課題への取り組みは待たなしである。それらの解決には、なんで

あれ、社会が持つパワーを新しい目で見直し、そのパワーを上手く活用していかうと、というのである。金融界もその期待に応えるべく動き始めた。これから目が離せない。



## バックナンバー紹介

### 政策情報かわさき16号特集

- 【特集】これからの地域コミュニティを探る
- ◆「ハネルデイスカッション」まちを耕す「小さなまちづくり」とコミュニティ・デザイン「コーディネーター」延藤安弘「パネリスト」川崎泰之／梶谷有華／武道子／阿部孝夫
  - 都市部における地域社会を考える(棚橋 匡)
  - 学校施設を利用した地域拠点施設の可能性について「虹ヶ丘小学校コミュニティルーム」の取り組みを踏まえて(武田 拓明)
  - 公園づくりを通じた地域コミュニティ(大谷 雄一)
  - 地域で取り組む子育て支援の現状と課題「中原区役所が進めるヘルスプロモーションの実践(美馬和子)」
  - 総合型地域スポーツクラブによる地域づくり(高橋勝美)
  - ◆地域コミュニティ実態調査「五つの地区における地域活動を通じて」川崎区小田地区「まちづくりクラブを中心とした地域コミュニティのすがた(荻原圭一／久保真人／今村健二／鈴木洋昌)」●「中原区新城地区」商店街活性化の取り組みと地域の中での役割について(廣井健進／垂 浩／勝山慶一／照屋初美)●「宮前区菅生地区」市民がつくりあげてきたまち・菅生(安生浩二／小野 隆／鴻巣玲子)
  - 「多摩区三田地区」NPOによる地域福祉の取り組みをめぐって(鈴木洋昌)「麻生区岡上地区」地域資源とコミュニティの行方 ①飛び地・岡上「地域の記憶を読む(中村 茂) ②地域社会と大学と(和光大学人間関係学部教授 鈴木勤介)
  - ◆川崎市におけるコミュニティの位相と、コミュニティ施設等に関する行政課題について(伊藤和良)

# 特集を 終えて

政策情報かわさき編集部

二一世紀の環境問題は、二〇世紀の人間社会に福祉と成長をもたらした大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしています。かつて本市が国に先行して進めてきた産業公害対策は、対症療法的な対応により改善を図ることが比較的容易でしたが、今日解決が迫られている環境問題は、私たちの社会のあり方そのものを変えない限り解決できないという点に根本的な相違があります。

今日の環境問題には、オゾン層の破壊、地球温暖化、大規模な開発に伴う生物多様性の減少のような、極めて幅広い地球規模の問題が含まれますが、それらに共通の原因は、通常の事業活動や日常生活から生ずる環境負荷があまりにも大きなものになっていることです。

地球環境問題を解決しようとすれば、人間活動のあり方を見直すことを避けては通れません。地域社会を構成する住民や事業者、行政などすべての主体が環境問題の原因者であり、対策実行者であるという構造は、問題解決に担う基礎的自治体の役割が

極めて重要であることを示しています。

今回の特集では、「誰もがいきいきと心豊かに暮らせる持続可能な市民都市」をめざして、地域の環境保全の主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取り組みの調整者としての役割を担う本市の姿に焦点を当てました。本市には、過去の経験を生かしつつ、地域資源を生かし、市民、事業者、研究者、NPO等と連携・協働しながら、持続可能な地域づくりを育て支える新しい環境共生型都市モデルを提起しようとする動きがあることが見出せます。

特集では、八つの現場から、持続可能な地域づくりのため、自然、人、地域経済を元気にし、地域の中にある資源や技術・知恵を生かし、育てる試みが、解決されるべき課題とあわせて具体的に明らかにされています。

本市のめざす自治体は、名実共に自立した持続可能な地域社会です。

「これまでの川崎の公害への取り組み」(山田健二郎)は、特集のプロローグとなつていきます。深刻な産業公害に対処してきた本市の経験と動向を紹介しつつ、新しい環境問題の質について説明し、地域性・都市特性を加味した対策の現状と課題を具体的に提示しています。

「本市の環境産業振興について」(吉澤朋充)は、公害問題の克服に向けた努力を続け、公害防止技術や環境技術、様々なノウハウの蓄積を有する企業を把握し、さらなる連携と集積を形成し、環境関連分野の産業振興を進める施策を、環境産業フォーラムを中心に論じています。

「川崎市内の環境産業に取り組む企業について」(兒島一嘉)は、環境と産業活動

が調和した持続可能な社会を目指す川崎エコタウン構想と、この地域における事業者の取り組みを紹介しています。

「地域における地球温暖化対策の推進とその課題」(伊藤英介)は、二一世紀の環境問題における最大の論点のひとつである地球温暖化現象に対処するため、環境負荷は小さく、生活の質は向上する環境共生都市への改造に向けた対策メニューと課題を提示します。

「地域環境から積み上げる循環型社会の姿」(井重紀代/高橋菜摘/鈴木洋昌/伊藤孝夫)は、ごみ問題、資源循環を踏まえながら、地域環境という視点にたつて、今後の廃棄物処理事業について考察し、循環型社会形成を目指した環境政策のあり方について論じています。住民、地域、企業、行政を含めた各主体がそれぞれの役割を自覚し、実行していくことが大切であり、循環型社会を構築する上で非常に重要な要素となるという理念を提示しています。

「水と緑のまちづくりのための様々な取り組み」(高田明)は、都市における水と緑の重要性を認識しながら、本市の現状を説明しています。その上で、新たな視点と多様な制度・手法・技術等を活用して、地域性を踏まえながら緑の保全や創出に向けてアプローチしようとする様々な取り組みについて具体的に論じています。

「明るい未来をつくる環境教育・学習」(吉川サナエ)は、環境意識を継続的に培うためには、幼少期からの環境保全の活動と環境学習が継続的に展開されることが大切であるとの視点から、幼児環境教育・学習を取り上げています。また、持続型社会

形成のための環境教育における市民参加・合意形成のあり方や行政の役割について明らかにしています。

「地域環境リーダーになって」(堀田あや子氏)では、地域や職場で環境学習活動や環境保全活動を率先して行うことのできる人材の育成を目的として開催されている「地域環境リーダー育成講座」第七期生の堀田氏に、自主的に展開されている環境のための活動についてご報告いただいています。堀田氏は、「4R推進活動グループ」を結成し、ECO実践活動のヒントを楽しく地域に広めようと活躍されています。

このように、本特集では、環境の視点から持続可能な社会を次世代へつないでいくために考え、実践する様々な取り組みについて探求してきました。持続可能性という概念は、成長を無条件で善としてきた工業化社会における価値意識とそれが生み出してきた諸結果に対する反省から生まれ、産業や生活など様々な面で新しい価値基準を示す言葉であると言えます。本市のめざす自治体は、名実共に自立した持続可能な市民都市です。いずれの論稿からも、環境のため考え行動する使命は、社会の全ての主体にあり、地域社会における実践の積み重ねが重要であることが広範に認識されつつあり、相互に協働し補完し合う仕組みづくりが、その担い手である各主体の参加や自治のエネルギーの高まりとともに、具体化され始めてきていることが実感されます。もとより環境政策は、本市が独自の発想を生かして大いに工夫してきた分野です。二一世紀を先導する持続可能な市民都市モデルをぜひ川崎の地から全国へ、世界へ発信して欲しいと思います。